

# 目 次

第1編 電源三法交付金制度の概要	
I 電源三法交付金の概要	2
第2編 電源三法交付金等交付調べ	
1 県内の電源三法交付金等調べ	8
2 令和5年度電源三法交付金等実績一覧	16
3 令和5年度電源三法交付金交付市町村一覧	18
第3編 電源立地地域対策交付金	
制度改正と電源立地地域対策交付金の創設	26
I 電源立地等初期対策交付金相当部分	
制度の概要	29
II 電源立地促進対策交付金相当部分	
制度の概要	30
1 発電用施設周辺地域整備法に基づく電源立地促進対策交付金事業の経過概要	
(1) 整備計画に係る地点指定	31
(2) 整備計画承認	32
(3) 交付金の配分状況	36
2 電源立地促進対策交付金団体・年度別交付実績（昭和49年度～令和5年度）	40
III 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分〔旧電源立地特別交付金〕	
制度の概要	42
1 原子力立地給付金交付実績（昭和56年度～令和元年度）	43
2 原子力立地給付金交付図	44
IV 電力移出県等交付金相当部分〔旧電源立地特別交付金〕	
制度の概要	50
1 県内の発電電力量及び消費電力量一覧	52
2 電力移出県等交付金相当部分事業実績	
(1) 当該年度交付金事業	53
(2) 基金等財源事業	54
(3) 年度別交付金事業の概要	56

V	水力発電施設周辺地域交付金相当部分	
	制度の概要	64
1	令和5年度水力発電施設周辺地域交付金相当部分に係る市町村所在発電所台帳	65
2	水力発電施設周辺地域交付金市町村別年度別交付実績（昭和56年度～令和5年度）	69
VI	原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分	70

#### 第4編 石油貯蔵施設立地対策等交付金

	制度の概要	74
I	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付実績（昭和53年度～令和5年度）	75
II	石油貯蔵施設立地対策等交付金事務フロー	76

#### 第5編 関係資料等

	電源立地地域対策交付金交付規則	80
	福島県発電用施設周辺地域振興基金条例	141
	福島県企業立地資金貸付基金条例	143
	福島県市町村電源立地地域対策交付金交付要綱	145
	福島県原子力立地給付金交付事業補助金交付要綱	152
	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則	157
	福島県石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要綱	166

## 第 1 編

# 電源三法交付金制度の概要

# I 電源三法交付金の概要

## 1. 電源三法の目的

電気の安定供給を確保するため、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図ることを目的として、国は昭和49年にいわゆる電源三法交付金を制度化しました。これは、①電力会社から税金（電源開発促進税）を徴収する「電源開発促進税法」、②これを歳入とする特別会計を設ける「特別会計に関する法律」、③この特別会計から発電用施設周辺地域において公共用施設を整備する交付金を地方公共団体等に交付する「発電用施設周辺地域整備法」からなっています。

これらをもとに交付される各種交付金・補助金等により、立地地域住民の福祉の向上が図られています。

## 2. 交付金制度の改正と電源立地地域対策交付金の創設

従来の電源三法交付金制度においては、電源地域の公共用施設の設備にあてる電源立地促進対策交付金、雇用の確保を図るための企業導入・産業近代化及び福祉対策事業等にあてる電源立地特別交付金（電力移出県等交付金枠）、原子力発電施設等の所在市町村が行う企業導入・産業近代化及び福祉対策の支援事業にあてる原子力発電施設等立地地域長期発展対策等交付金等がありました。

しかし、これらの交付金は制度が複雑な上に、各交付金や補助金の使途が限定されており、地方自治体にとって真に必要な事業に充当できないなどの問題点がありました。

そこで、国においては、電源三法交付金制度を全面的に見直し、新しい考え方に基づく制度改正を実施しました。制度改正の概要は、以下のとおりです。

### (1) 電源立地地域対策交付金の創設

平成15年10月1日に、旧制度の各交付金等が統合され、電源立地地域対策交付金<sup>\*</sup>が新設されました。

電源立地地域対策交付金においては、旧制度において充当可能な事業は、原則として全ての期間（立地可能性調査期間～運転終了）において実施が可能であり、さらに地域活性化事業<sup>\*1</sup>が交付対象事業に追加されるなど、幅広い事業の実施が可能となりました。

※1 P26参照

### (2) 電源三法の一部改正

電源三法のうち、「発電用施設周辺地域整備法」及び「電源開発促進対策特別会計法」の一部が平成15年10月1日に改正されました。主な改正事項は、以下のとおりです。

#### ① 政策対象となる発電用施設の重点化

旧制度においては、すべての発電用施設の設置の促進が図られてきましたが、改正後は原子力、水力、地熱等の長期固定電源が重点的に支援されます。（※ただし、既存及び計画中の火力発電所は引き続き支援対象）

#### ② 発電用施設の支援範囲の拡充

発電用施設の設置段階に加え、従来法律上は明確に位置づけられていなかった運転段階への支援が明確にされました。

### ③ 支援対象事業の拡充

従来の公共用施設の整備に加え、地場産業振興や福祉サービス等のソフト的な事業に対しても交付金の交付等による支援が行われます。その一環として、担保力が弱い電源地域の中小企業への資金調達を円滑化するため、中小企業信用保険法の特例措置が新設されました。

## 3. 福島県における電源三法交付金の交付実績

福島県における電源三法交付金の交付実績は、令和5年度に約38億円、昭和49年度から令和5年度までの累計で約3,762億円となっています。

令和5年度の交付総額の内訳は、電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）が34%、電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）が10%、電源立地地域対策交付金（原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分）が5%及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金が51%となっています。

## 4. 福島県における発電施設及び発電量（電気事業用）

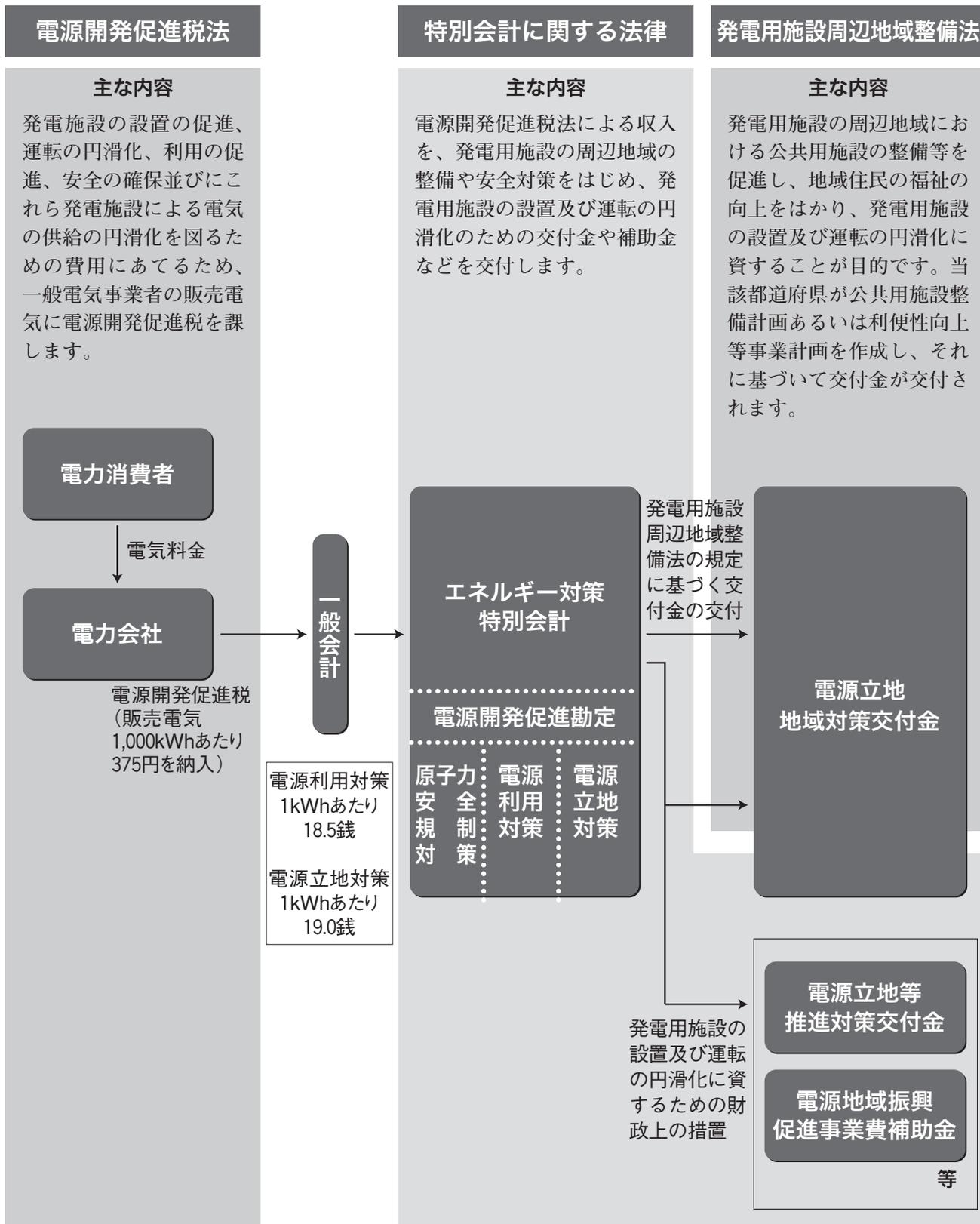
国内における発電施設は、令和5年度の最大出力の総計が約26,532万kW、総発電量が826,443百万kWhとなっています。

福島県では令和6年3月現在、83基の水力発電所、13基の火力発電所及び1基の地熱発電所が稼働しており、発電施設の最大出力の総計は約1,241万kW（全国比5.0%）となっています。

また、令和5年度の総発電量は53,890百万kWh（全国比6.5%）で、発電種別の構成割合は、火力発電所が全体の84.4%、水力発電所が10.6%、新エネルギー等（※1）が5.0%となっています。

※1 風力・太陽光・地熱発電・蓄電池の合計

# 電源三法交付金の概要（図解）



「電源立地制度の概要」(編集 経済産業省資源エネルギー庁) より

**電源立地地域対策交付金****電源立地等初期対策交付金相当部分****電源立地促進対策交付金相当部分****原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分****電力移出県等交付金相当部分****水力発電施設周辺地域交付金相当部分****原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分****核燃料サイクル施設交付金相当部分****電源立地等推進対策交付金****原子力発電施設立地地域共生交付金****広報・安全等対策交付金****原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金****電源地域振興促進事業費補助金**

原子力発電施設等の周辺地域における立地企業への電気料金の割引措置となる補助及び電源地域の産業関連施設等の整備事業に対して補助を行う。



## 第 2 編

# 電源三法交付金等交付調べ

## 1 県内の電源三法交付金等調べ（その1）

年 度 交付金	S 49	50	51	52	53	54	55
電源立地促進 対策交付金 ※1	353,846,230	1,620,138,444	1,747,336,446	2,674,447,692	3,823,338,243	4,552,899,726	5,829,436,757
原子力発電施設等 周辺地域交付金 ※2	—	—	—	—	—	—	—
電力移出県等 交 付 金 ※2	—	—	—	—	—	—	—
水力発電施設等 周辺地域交付金	—	—	—	—	—	—	—
重要電源等立地 推進対策補助金 ※1・※3	—	—	—	—	—	—	—
要対策重要電源立 地推進対策交付金 ※1・※3	—	—	—	—	—	—	—
原子力発電施設 等立地地域長期 発展対策交付金 ※4	—	—	—	—	—	—	—
電源地域産業 育成支援補助金 ※1	—	—	—	—	—	—	—
合 計	353,846,230	1,620,138,444	1,747,336,446	2,674,447,692	3,823,338,243	4,552,899,726	5,829,436,757

※1 国から市町村に直接交付される分を含む。

※2 平成12年度から電源立地特別交付金に統合。

※3 「重要電源等立地推進対策補助金」及び「要対策重要電源立地推進対策交付金」は、平成11年度から「電源立地等初期対策交付金」に統合。合計欄は、上段…重要電源等立地推進対策補助金（昭和57年度～平成10年度、中段…電源立地等初期対策交付金（平成11年度～）、下段…要対策重要電源立地推進対策交付金（平成6年度～10年度）

※4 平成15年10月から電源立地地域対策交付金に統合。

### 〔参 考〕

年 度 交付金	S 49	50	51	52	53	54	55
石油貯蔵施設立 地対策等交付金	—	—	—	—	140,937,000	374,469,000	72,447,000

※ 平成9年度まで千円未満四捨五入による金額。合計欄は各年度記載金額の合計。

(単位：円)

56	57	58	59	60	61	62	63
6,620,367,655	6,826,708,278	4,000,087,521	2,999,263,471	1,596,925,758	1,555,539,620	1,385,871,876	623,107,686
566,504,535	1,224,440,074	1,264,203,192	1,270,981,478	1,294,217,954	1,306,633,749	1,332,873,925	1,359,144,387
400,000,000	600,000,000	900,000,000	900,000,000	900,000,000	900,000,000	900,000,000	1,350,000,000
223,400,000	281,632,000	282,226,000	290,842,000	289,471,000	289,471,000	289,471,000	289,471,000
—	1,100,000	2,000,000	5,000,000	4,100,000	5,100,000	4,400,000	4,400,000
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	23,786,105	45,409,809	20,197,431	6,776,231
7,810,272,190	8,933,880,352	6,448,516,713	5,466,086,949	4,108,500,817	4,102,154,178	3,932,814,232	3,632,899,304

56	57	58	59	60	61	62	63
83,934,000	84,372,000	71,154,000	70,928,000	63,397,000	67,664,000	64,615,000	64,007,000

県内の電源三法交付金等調べ（その2）

年度 交付金	H元	2	3	4	5	6	7	8
電源立地促進 対策交付金 ※1	595,649,858	1,555,700,626	2,370,608,461	3,112,091,537	2,317,268,279	2,570,764,469	1,853,728,000	905,297,500
原子力発電施設等 周辺地域交付金 ※2	1,975,178,909	2,111,653,680	2,250,020,249	2,452,366,883	2,417,269,380	2,463,131,022	2,505,248,762	2,498,177,345
電力移出県等 交付金 ※2	1,350,000,000	1,488,054,005	1,499,999,070	1,499,993,770	997,148,917	1,500,000,000	3,000,000,000	2,995,957,000
水力発電施設等 周辺地域交付金	289,458,000	434,207,000	435,803,000	442,347,000	442,347,000	441,841,899	441,119,080	440,482,490
重要電源等立地 推進対策補助金 ※1・※3	4,400,000	9,400,000	10,000,000	10,000,000	16,115,000	18,115,000	18,115,000	18,115,000
要対策重要電源立 地推進対策交付金 ※1・※3	—	—	—	—	—	0	100,000,000	252,900,000
原子力発電施設 等立地地域長期 発展対策交付金 ※4	—	—	—	—	—	—	—	—
電源地域産業 育成支援補助金 ※1	36,116,000	48,750,000	69,895,000	85,758,155	97,676,000	119,855,000	106,720,000	57,230,822
合 計	4,250,802,767	5,647,765,311	6,636,325,780	7,602,557,345	6,287,824,576	7,113,707,390	8,024,930,842	7,168,160,157

※1 国から市町村に直接交付される分を含む。

※2 平成12年度から電源立地特別交付金に統合。

※3 「重要電源等立地推進対策補助金」及び「要対策重要電源立地推進対策交付金」は、平成11年度から「電源立地等初期対策交付金」に統合。合計欄は、上段…重要電源等立地推進対策補助金（昭和57年度～平成10年度、中段…電源立地等初期対策交付金（平成11年度～）、下段…要対策重要電源立地推進対策交付金（平成6年度～10年度）

※4 平成15年10月から電源立地地域対策交付金に統合。

〔参 考〕

年度 交付金	H元	2	3	4	5	6	7	8
石油貯蔵施設立 地対策等交付金	64,618,000	59,675,000	59,997,000	236,961,000	64,809,000	55,024,000	55,504,000	55,985,000

※ 平成9年度まで千円未満四捨五入による金額。合計欄は各年度記載金額の合計。

(単位：円)

9	10	11	12	13	14	15	合計(昭和49年度 ～平成15年度)
1,836,514,000	1,641,394,000	1,342,810,000	1,876,875,750	812,626,050	835,835,450	644,101,900	70,480,581,283
2,511,925,008	2,545,052,009	2,576,443,054	2,615,820,483	2,634,873,806	2,591,524,985	2,604,115,702	46,371,800,571
2,996,613,331	2,999,556,799	3,744,122,190	4,633,373,871	4,473,088,946	4,558,257,698	5,174,330,278	49,760,495,875
441,200,000	442,564,300	439,412,450	450,715,275	452,773,100	449,806,250	453,550,125	8,733,610,969
17,317,000	25,696,973	—	—	—	—	—	173,373,973
		55,046,798	52,160,614	19,030,201	18,061,369	110,904,709	255,203,691
279,800,000	204,900,000	—	—	—	—	—	837,600,000
1,116,056,000	1,228,662,000	1,310,032,000	1,661,910,000	1,820,149,000	1,873,978,000	3,014,649,000	12,025,436,000
57,125,203	50,417,516	50,661,634	64,510,839	53,956,112	35,690,457	18,344,822	1,048,877,136
9,256,550,542	9,138,243,597	9,518,528,126	11,355,366,832	10,266,497,215	10,363,154,209	12,019,996,536	189,686,979,498

9	10	11	12	13	14	15	合計(昭和49年度 ～平成15年度)
53,098,000	53,167,750	54,541,000	56,238,000	52,685,080	61,144,000	61,922,000	2,203,292,830

県内の電源三法交付金等調べ（その3）

年度		16	17	18	19	20	21
交付金							
電源立地地域対策交付金	電源立地促進 対策交付金 相当部分	228,099,500	551,483,500	296,403,000	138,166,000	193,516,000	446,973,500
	原子力発電施設等周辺 地域交付金相当部分 〔旧電源立地特別交付金〕	2,617,114,691	2,655,071,920	2,713,655,756	2,741,278,467	2,769,656,234	2,677,958,820
	電力移出県等 交付金相当部分 〔旧電源立地特別交付金〕	5,395,962,280	5,796,069,714	5,752,709,849	6,210,173,993	6,046,056,136	6,239,805,387
	水力発電施設周辺地域 交付金相当部分	472,683,500	479,597,650	480,867,150	471,238,350	488,240,000	515,700,000
	※4 電源立地等初期対策 交付金相当部分	139,881,133	139,918,255	138,694,000	1,119,291,000	1,109,600,000	1,119,005,522
	原子力発電施設等 立地地域長期発展 対策交付金相当部分	3,125,750,000	3,129,645,000	3,243,134,000	3,215,997,000	3,365,607,000	3,489,518,000
電源地域産業 育成支援補助金	6,144,000	0	0	0	0	0	
合計	11,985,635,104	12,751,786,039	12,625,463,755	13,896,144,810	13,972,675,370	14,488,961,229	

※1 国から市町村に直接交付される分を含む。

※2 平成12年度から電源立地特別交付金に統合。

※3 「重要電源等立地推進対策補助金」及び「要対策重要電源立地推進対策交付金」は、平成11年度から「電源立地等初期対策交付金」に統合。合計欄は、上段…重要電源等立地推進対策補助金（昭和57年度～平成10年度、中段…電源立地等初期対策交付金（平成11年度～）、下段…要対策重要電源立地推進対策交付金（平成6年度～10年度）

※4 平成15年10月から電源立地地域対策交付金に統合。

〔参考〕

年度		16	17	18	19	20	21
交付金							
石油貯蔵施設立 地対策等交付金		62,241,000	57,910,000	54,435,500	91,660,500	115,590,000	116,105,000
福島原子力事故影響 対策特別交付金		—	—	—	—	—	—
福島特定原子力施設 地域振興交付金		—	—	—	—	—	—

(単位：円)

22	23	24	25	26	27	28
394,955,000	104,000,000	129,815,350	189,313,155	163,158,380	429,822,800	318,074,520
2,699,771,657	2,559,805,792	2,478,467,902	2,215,139,506	2,283,616,237	2,358,063,624	2,468,413,293
5,854,433,995	5,704,638,164	3,005,477,030	2,297,329,474	2,665,883,726	2,131,462,749	1,840,845,014
511,641,500	465,675,659	421,249,000	421,077,000	418,467,000	415,978,000	410,182,000
1,120,000,000	0	0	0	0	0	0
3,790,092,000	4,282,183,000	4,379,345,000	4,434,806,000	4,431,018,000	1,830,520,000	1,763,365,000
0	0	0	0	0	0	0
14,370,894,152	13,116,302,615	10,414,354,282	9,557,665,135	9,962,143,343	7,165,847,173	6,800,879,827

22	23	24	25	26	27	28
115,822,000	116,426,000	116,105,000	115,772,814	115,890,000	114,857,178	111,476,000
—	—	—	3,503,843,344	3,419,642,216	—	—
—	—	—	—	—	9,262,252,816	8,312,557,344

県内の電源三法交付金等調べ（その4）

年度		29	30	R元	2	3	4
電源立地地域対策交付金	電源立地促進 対策交付金 相当部分	420,887,000	252,834,210	0	0	0	0
	原子力発電施設等周辺 地域交付金相当部分 〔旧電源立地特別交付金〕	2,280,156,069	2,341,606,953	2,343,377,463	0	0	0
	電力移出県等 交付金相当部分 〔旧電源立地特別交付金〕	1,756,896,605	1,884,902,623	1,832,824,878	1,506,935,378	1,540,911,387	1,354,494,100
	水力発電施設周辺地域 交付金相当部分	405,941,700	405,680,960	402,166,260	402,583,000	393,666,234	383,435,000
	※4 電源立地等初期対策 交付金相当部分	0	0	0	0	0	0
	原子力発電施設等 立地地域長期発展 対策交付金相当部分	1,829,975,000	1,791,673,000	1,755,827,000	158,307,000	175,133,223	239,924,900
	原子力発電施設等立地地域 基盤整備支援事業交付金 ※5	—	—	—	1,940,000,000	1,940,000,000	1,910,000,000
電源地域産業 育成支援補助金	0	0	0	0	0	0	
合計	6,693,856,374	6,676,697,746	6,334,195,601	4,007,825,378	4,049,710,844	3,887,854,000	

※1 国から市町村に直接交付される分を含む。

※2 平成12年度から電源立地特別交付金に統合。

※3 「重要電源等立地推進対策補助金」及び「要対策重要電源立地推進対策交付金」は、平成11年度から「電源立地等初期対策交付金」に統合。合計欄は、上段…重要電源等立地推進対策補助金（昭和57年度～平成10年度、中段…電源立地等初期対策交付金（平成11年度～）、下段…要対策重要電源立地推進対策交付金（平成6年度～10年度）

※4 平成15年10月から電源立地地域対策交付金に統合。

※5 国から市町村に直接交付。

〔参考〕

年度		29	30	R元	2	3	4
石油貯蔵施設立 地対策等交付金	104,992,246	104,640,301	104,888,200	103,155,000	74,113,000	78,870,840	
福島原子力事故影響 対策特別交付金	—	—	—	—	—	—	
福島特定原子力施設 地域振興交付金	8,371,489,458	8,367,192,640	8,159,590,852	8,241,744,022	8,213,580,710	8,257,560,879	

(単位：円)

5	合 計
0	74,738,083,198
0	86,574,954,955
1,282,732,000	119,861,040,357
396,033,000	17,495,713,932
0	6,152,567,574
195,741,100	62,652,997,223
1,940,000,000	7,730,000,000
0	1,055,021,136
3,814,506,100	376,260,378,375

5	合 計
81,391,000	4,159,634,409
—	6,923,485,560
8,379,173,713	75,565,142,434

2 令和5年度電源三法交付金等実績一覧（その1）

（単位：円）

	電 源 立 地 地 域 対 策 交 付 金							合 計	原子力発電施設等立地地域整備事業交付金	交 付 金 等 金	石油貯蔵施設立地等交付金	福島特定原子力施設地域振興交付金	総 合 計
	電源立地等初期対策交付金相当部分	電源立地促進対策交付金相当部分		原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分	電 力 移 出 県 等 交 付 金 相 当 部 分		水力発電施設周辺地域交付金相当部分						
		(立地)	(周辺)		県事業	市町村事業							
県 事 業					1,247,507,000			1,247,507,000		4,000,000	7,916,000	5,159,173,713	6,418,596,713
福 島 市						1,327,000	15,154,000	16,481,000					16,481,000
会津若松市						1,958,000	22,359,000	24,317,000					24,317,000
郡 山 市						386,000	4,400,000	4,786,000					4,786,000
いわき市						763,000	8,709,000	9,472,000			58,681,000		68,153,000
白 河 市								0					0
須賀川市								0					0
喜多方市						3,349,000	38,246,000	41,595,000					41,595,000
相 馬 市								0					0
二本松市						805,000	9,195,000	10,000,000					10,000,000
田 村 市						385,000	4,400,000	4,785,000			1,862,000	35,000,000	41,647,000
南相馬市						385,000	4,400,000	4,785,000				35,000,000	39,785,000
伊 達 市								0					0
本 宮 市								0					0
市 計	0	0	0	0	0	9,358,000	106,863,000	116,221,000	0	0	60,543,000	70,000,000	246,764,000
桑 折 町								0					0
国 見 町								0					0
川 俣 町								0					0
大 玉 村								0					0
鏡 石 町								0					0
天 栄 村						0	0	0					0
下 郷 町						1,034,000	11,802,000	12,836,000					12,836,000
檜 枝 岐 村						2,265,000	25,861,000	28,126,000					28,126,000
只 見 町						4,560,000	52,066,000	56,626,000					56,626,000
南会津町								0					0
北塩原村						434,000	4,958,000	5,392,000					5,392,000
西会津町						2,544,000	29,046,000	31,590,000					31,590,000
磐 梯 町						1,173,000	13,390,000	14,563,000					14,563,000
猪苗代町						914,000	10,437,000	11,351,000					11,351,000
会津坂下町						1,506,000	17,200,000	18,706,000					18,706,000
湯 川 村								0					0
柳 津 町						1,994,000	16,553,000	18,547,000					18,547,000
三 島 町						2,057,000	23,488,000	25,545,000					25,545,000
金 山 町						3,921,000	44,769,000	48,690,000					48,690,000
昭 和 村								0					0

令和5年度電源三法交付金等実績一覧（その2）

（単位：円）

	電源立地地域対策交付金							合 計	原子力発電施設等立地地域整備事業交付金	事務交付金	石油貯蔵施設立地等交付金	福島特定原子力施設地域振興交付金	総 合 計	
	電源立地等初期対策交付金相当部分	電源立地促進対策交付金相当部分		原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分	電力移出県等交付金相当部分		水力発電周辺地域交付金相当部分							
		(立地)	(周辺)		県事業	市町村事業								
会津美里町					385,000	4,400,000	4,785,000					4,785,000		
西 郷 村					385,000	4,400,000	4,785,000					4,785,000		
泉 崎 村							0					0		
中 島 村							0					0		
矢 吹 町							0					0		
棚 倉 町							0					0		
矢 祭 町							0					0		
塙 町					385,000	4,400,000	4,785,000					4,785,000		
鮫 川 村							0			1,862,000		1,862,000		
石 川 町							0					0		
玉 川 村							0					0		
平 田 村							0			1,760,000		1,760,000		
浅 川 町							0					0		
古 殿 町					385,000	4,400,000	4,785,000			1,862,000		6,647,000		
三 春 町							0					0		
小 野 町							0			1,862,000		1,862,000		
広 野 町							0			1,862,000		1,862,000		
檜 葉 町					385,000	4,400,000	91,290,100	96,075,100	970,000,000	1,862,000		1,067,937,100		
富 岡 町							104,451,000	104,451,000	970,000,000			1,074,451,000		
川 内 村					385,000	4,400,000		4,785,000		1,862,000	17,000,000	23,647,000		
大 熊 町								0			2,075,000,000	2,075,000,000		
双 葉 町								0			982,000,000	982,000,000		
浪 江 町					385,000	4,400,000		4,785,000			39,000,000	43,785,000		
葛 尾 村					385,000	4,400,000		4,785,000			37,000,000	41,785,000		
新 地 町								0				0		
飯 舘 村					385,000	4,400,000		4,785,000				4,785,000		
町 村 計	0	0	0	0	0	25,867,000	289,170,000	195,741,100	510,778,100	1,940,000,000	0	12,932,000	3,150,000,000	5,613,710,100
市 町 村 計	0	0	0	0	0	35,225,000	396,033,000	195,741,100	626,999,100	1,940,000,000	0	73,475,000	3,220,000,000	5,860,474,100
合 計	0	0	0	0	1,247,507,000	35,225,000	396,033,000	195,741,100	1,874,506,100	1,940,000,000	4,000,000	81,391,000	8,379,173,713	12,279,070,813

■は、国から直接市町村へ交付される。

### 3 令和5年度電源三法交付金交付市町村一覧



#### 〈市町村毎の総計〉

(単位：円)

市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額
福島市	16,481,000	大玉村		昭和村		小野町	
会津若松市	24,317,000	鏡石町		会津美里町	4,785,000	広野町	
郡山市	4,786,000	天栄村		西郷村	4,785,000	檜葉町	96,075,100
いわき市	9,472,000	下郷町	12,836,000	泉崎村		富岡町	104,451,000
白河市		檜枝岐村	28,126,000	中島村		川内村	4,785,000
須賀川市		只見町	56,626,000	矢吹町		大熊町	
喜多方市	41,595,000	南会津町		棚倉町		双葉町	
相馬市		北塩原村	5,392,000	矢祭町		浪江町	4,785,000
二本松市	10,000,000	西会津町	31,590,000	塙町	4,785,000	葛尾村	4,785,000
田村市	4,785,000	磐梯町	14,563,000	鮫川村		新地町	
南相馬市	4,785,000	猪苗代町	11,351,000	石川町		飯館村	4,785,000
伊達市		会津坂下町	18,706,000	玉川村			
本宮市		湯川村		平田村			
桑折町		柳津町	18,547,000	浅川町			
国見町		三島町	25,545,000	古殿町	4,785,000	交付市町村数	29
川俣町		金山町	48,690,000	三春町		市町村計	626,999,100

令和5年度『電源立地地域対策交付金  
(電源立地促進対策交付金相当部分)』交付市町村一覧



〈内 訳〉

(単位：円)

市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額
福島市		大玉村		昭和村		小野町	
会津若松市		鏡石町		会津美里町		広野町	
郡山市		天栄村		西郷村		檜葉町	
いわき市		下郷町		泉崎村		富岡町	
白河市		檜枝岐村		中島村		川内村	
須賀川市		只見町		矢吹町		大熊町	
喜多方市		南会津町		棚倉町		双葉町	
相馬市		北塩原村		矢祭町		浪江町	
二本松市		西会津町		塙町		葛尾村	
田村市		磐梯町		鮫川村		新地町	
南相馬市		猪苗代町		石川町		飯館村	
伊達市		会津坂下町		玉川村			
本宮市		湯川村		平田村			
桑折町		柳津町		浅川町			
国見町		三島町		古殿町		交付市町村数	0
川俣町		金山町		三春町		市町村計	0

令和5年度『電源立地地域対策交付金（原子力発電施設等  
周辺地域交付金相当部分）』交付市町村一覧



〈内 訳〉

(単位：円)

市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額
福島市		大玉村		昭和村		小野町	
会津若松市		鏡石町		会津美里町		広野町	
郡山市		天栄村		西郷村		檜葉町	
いわき市		下郷町		泉崎村		富岡町	
白河市		檜枝岐村		中島村		川内村	
須賀川市		只見町		矢吹町		大熊町	
喜多方市		南会津町		棚倉町		双葉町	
相馬市		北塩原村		矢祭町		浪江町	
二本松市		西会津町		塙町		葛尾村	
田村市		磐梯町		鮫川村		新地町	
南相馬市		猪苗代町		石川町		飯館村	
伊達市		会津坂下町		玉川村			
本宮市		湯川村		平田村			
桑折町		柳津町		浅川町			
国見町		三島町		古殿町		交付市町村数	0
川俣町		金山町		三春町		市町村計	0

令和5年度『電源立地地域対策交付金  
(電力移出県等交付金相当部分)』交付市町村一覧



〈内 訳〉

(単位：円)

市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額
福島市	1,327,000	大玉村		昭和村		小野町	
会津若松市	1,958,000	鏡石町		会津美里町	385,000	広野町	
郡山市	386,000	天栄村		西郷村	385,000	檜葉町	385,000
いわき市	763,000	下郷町	1,034,000	泉崎村		富岡町	
白河市		檜枝岐村	2,265,000	中島村		川内村	385,000
須賀川市		只見町	4,560,000	矢吹町		大熊町	
喜多方市	3,349,000	南会津町		棚倉町		双葉町	
相馬市		北塩原村	434,000	矢祭町		浪江町	385,000
二本松市	805,000	西会津町	2,544,000	塙町	385,000	葛尾村	385,000
田村市	385,000	磐梯町	1,173,000	鮫川村		新地町	
南相馬市	385,000	猪苗代町	914,000	石川町		飯館村	385,000
伊達市		会津坂下町	1,506,000	玉川村			
本宮市		湯川村		平田村			
桑折町		柳津町	1,994,000	浅川町			
国見町		三島町	2,057,000	古殿町	385,000	交付市町村数	28
川俣町		金山町	3,921,000	三春町		市町村計	35,225,000



令和5年度『電源立地地域対策交付金(原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分)』交付市町村一覧



〈内 訳〉

(単位：円)

市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額	市町村名	交付金額
福島市		大玉村		昭和村		小野町	
会津若松市		鏡石町		会津美里町		広野町	
郡山市		天栄村		西郷村		檜葉町	91,290,100
いわき市		下郷町		泉崎村		富岡町	104,451,000
白河市		檜枝岐村		中島村		川内村	
須賀川市		只見町		矢吹町		大熊町	
喜多方市		南会津町		棚倉町		双葉町	
相馬市		北塩原村		矢祭町		浪江町	
二本松市		西会津町		塙町		葛尾村	
田村市		磐梯町		鮫川村		新地町	
南相馬市		猪苗代町		石川町		飯館村	
伊達市		会津坂下町		玉川村			
本宮市		湯川村		平田村			
桑折町		柳津町		浅川町			
国見町		三島町		古殿町		交付市町村数	2
川俣町		金山町		三春町		市町村計	195,741,100



## 第 3 編

# 電源立地地域対策交付金

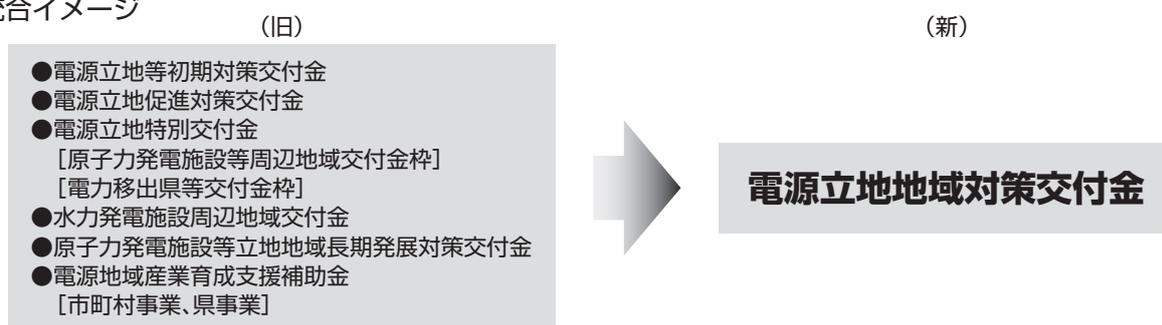
# 制度改正と電源立地地域対策交付金の創設

平成15年10月1日から、原子力、水力、地熱等の長期固定電源の重点的な開発・利用というエネルギー政策の見直しの一環として、旧制度の各交付金等が統合され、電源立地地域対策交付金が創設されました。

電源立地地域対策交付金においては、旧制度において充当可能な事業は、原則としてすべての期間（立地可能性調査～運転終了）において実施が可能であり、さらに地域活性化事業（※後述参照）が交付対象事業として追加されています。

また、発電用施設の運転段階への支援の観点から、実際の発電電力量等を勘案した交付限度額算定式が導入されています。

## ①統合イメージ



## ②交付対象事業

### (1)交付対象事業の統一化

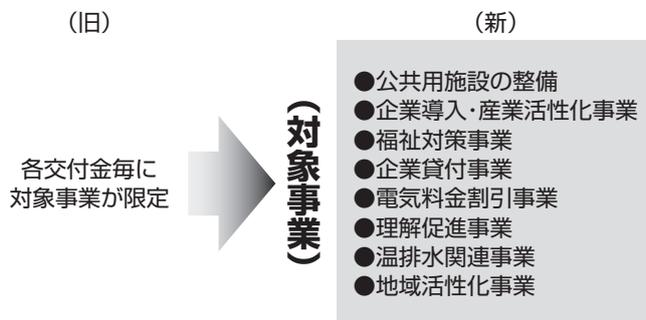
(旧) 交付金制度で充当可能な事業を原則として、すべての期間（立地可能性調査～運転終了）において実施が可能となりました。

### (2)地域活性化事業の創設

(旧) 交付金の充当が可能であった施設整備やその維持運営に加えて、地域振興、住民福祉等地域の活性化を目的とした事業活動そのものに対する支援も充当を可能としました。

### (3)維持運営費の用途拡大

電源立地地域対策交付金が対象としているメニューの範囲内であることを前提に、他の交付金等や地方公共団体の自主財源といった別の財源により整備された施設の維持運営についても活用できることとしました。



## ③交付限度額

各地方自治体の交付限度額は、(旧) 交付金制度の算定方式を純粋に引継ぎ、その合計金額となります。

## ※地域活性化事業の創設

電源立地地域対策交付金の対象事業として「地域活性化事業」が設けられ、既に交付金の充当が可能であった施設整備やその維持運営に加えて、地域振興、住民福祉等、地域の活性化を目的とした事業活動そのものに対する支援も充当することが可能となりました。

以下のようなソフト事業を実施することができます。

- 地場産業支援事業
- 地域資源利用魅力向上事業
- 福祉サービス提供事業
- 環境維持・保全・向上事業
- 生活利便性向上事業
- 人材育成事業

○発電用施設周辺地域整備法の改正に伴う整備計画

発電施設周辺地域整備法の改正（平成15年10月1日施行）に伴い、これまでの施設整備に係る「整備計画」を「公共用施設整備計画」とし、併せて、新交付金の対象事業追加に伴い「地域活性化事業」「維持運営事業」に係る計画を「利便性向上事業計画」として、都道府県知事が作成できることになりました。

〈公共用施設整備計画対象施設一覧表〉

公共施設名	公共用施設の内容
道路	都道府県道、市町村道（道路の付属物を含む）
港湾	小型船用の水域施設、外郭施設、係留施設及びこれらに伴う臨港交通施設
漁港	沿岸漁業用の小規模な漁港施設
都市公園	遮断緑地、基幹公園（児童公園、地区公園、近隣公園、総合公園、運動公園）
水道	上水道、簡易水道
通信施設	有線放送電話施設、有線ラジオ放送施設、テレビジョン放送共同受信施設その他の有線テレビジョン放送施設その他の無線施設、その他これに準ずる施設
スポーツ等施設	体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、スキー場、スケート場、キャンプ場、遊歩道、サイクリング道路、その他これに準ずる施設
環境衛生施設	墓地、火葬場、霊柩車、一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）、産業廃棄物処理施設、一般廃棄物の運搬車（ごみ収集車、し尿収集車）、公共下水道、都市下水路、排水路、道路清掃車、除雪車、環境監視施設、公害測定車、その他これに準ずる施設
教育文化施設	学校及び各種学校、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家、その他社会教育施設、学校給食センター、柔剣道場、文化会館、労働会館、集会所、その他これに準ずる施設
医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター、主要な医療装置・器具、救急車、その他これに準ずる施設
社会福祉施設	児童館、保育所、児童遊園、母子福祉施設、老人福祉施設（老人ホーム、老人福祉センター、老人憩いの家、老人休養ホーム、老人浴槽車）、公共用バス、その他これに準ずる施設
消防施設	消防施設
国土保全施設	地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、河川・砂防施設、森林保安施設、海岸保全施設
交通安全施設	信号機、道路標識、交通安全広報車、その他これに準ずる施設（道路の付属物を除く）
熱供給施設	地域冷暖房施設、その他これに準ずる施設
産業振興施設	農道、林道、農業用排水施設、工業団地、職業訓練施設、商工会館、その他これに準ずる施設

※平成21年11月に実施された行政刷新会議事業仕分け結果を踏まえ、平成22年3月31日及び平成22年8月31日に当該交付金の使途が拡大されました。

主な使途拡大の内容は以下のとおりです。

- ①国の予算補助事業（裏負担）への充当（制限の撤廃）
- ②運営事業に係る管理職員や事務職員の人件費への充当
- ③市町村庁舎等に勤務する職員の人件費への充当
- ④市町村庁舎等の建設費や改修費への充当

※平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害への対応を図るため、平成23年4月13日から、被災自治体において復旧・復興事業を実施するために当該交付金を活用できるようになりました。

主な活用事例は以下のとおりです。

- 復旧に携わる自治体職員の人件費への充当
- 庁舎等の修繕、建築費用等への充当（役場機能を失った自治体のみ）
- 既存の基金について、災害により処分計画の遂行が困難となった場合、復旧・復興事業への目的追加を認める。

※東日本大震災の影響に伴う社会的経済的事情に変化が生じた場合において、既に電源交付金により造成した基金について、平成25年1月29日から用途が拡大されました。

用途拡大の内容は以下のとおり。

- 当該基金の計画内容を変更して他の施設又は事業に当該基金を充当する必要がある場合には、主務大臣の承認を受け、当該基金の計画内容を変更することができる。

（対象基金）事業運営基金、施設整備基金、維持補修基金、維持運営基金、企業立地資金貸付事業に係る基金

# I 電源立地等初期対策交付金相当部分

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

## 制度の概要

### (1) 交付対象者

発電用施設等の立地が計画されている地点をその区域に含む都道府県及び市町村。

### (2) 交付限度額と交付期間

交付限度額

金額は単年度交付限度額を示す。ただし、( )内は期間内の交付限度額。

原子力	期間 I	期間 II [10年間]		期間 III
	1.4億円/年	開発地点*1 (51.5億円) 9.8億円/年	その他 (39.5億円) 9.8億円/年	
地熱	期間 I	期間 II [5年間]		期間 III
	0.5億円/年	開発・促進*1 (6.5億円) 2.5億円/年	その他 (2.5億円) 0.5億円/年	
水力	期間 I	期間 II [5年間]		期間 III
	0.4億円/年	開発・促進*1 (4.0億円) 1.4億円/年	その他 (2.0億円) 0.4億円/年	
火力 (沖縄)	期間 I	期間 II [5年間]		期間 III
	0.5億円/年	開発・促進*1 石炭 (6.5億円) 2.5億円/年	開発・促進*1 LNG (5.5億円) 2.0億円/年	
使用済燃料 貯蔵施設	期間 I	期間 II [2年間]		
	1.4億円/年	(19.6億円) 9.8億円/年		
MOX燃料 加工施設	期間 I	期間 II [2年間]		
	1.4億円/年	(19.6億円) 9.8億円/年		
次期低レベル 放射性廃棄物 埋設施設	期間 I	期間 II [2年間]		
	1.4億円/年	(19.6億円) 9.8億円/年		
深地層研究 施設	期間 I			
	0.8億円/年			
特定放射性 廃棄物最終 処分施設	文献調査期間	概要調査期間		
	(20億円) 10億円/年*2	(70億円) 20億円/年		

\*1 開発・促進地点は、重要電源開発地点と重要電源促進地点を示す。

\*2 平成30年度未までに文献調査が開始された場合の金額です。

### 交付期間

#### ◇原子力・地熱・火力(沖縄)・水力発電施設

期間 I：立地可能性調査開始の翌年度～環境影響評価の開始年度

期間 II：環境影響評価開始の翌年度～(原子力発電施設10年間、地熱・火力・水力発電施設5年間)

期間 III：期間 IIの終了の翌年度～運転開始年度

#### ◇使用済燃料貯蔵施設、MOX燃料加工施設、次期低レベル放射性廃棄物埋設施設

期間 I：立地可能性調査の開始年度～都道府県知事の同意年度

期間 II：都道府県知事の同意翌年度～2年間

#### ◇深地層研究施設

期間 I：立地可能性調査の開始年度～運転開始年度

#### ◇特定放射性廃棄物の最終処分施設

文献調査期間：文献調査の開始年度～概要調査の開始年度

概要調査期間：概要調査の開始年度～精密調査の開始年度

◎ 平成10年度までの「重要電源等立地推進対策補助金」「電源立地地域温排水等対策費補助金」「電源立地地域温排水等広域対策交付金」「要対策重要電源立地推進対策交付金」が統合され、平成11年度から「電源立地等初期対策交付金」になりました。

## II 電源立地促進対策交付金相当部分

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

### 制度の概要

#### (1) 交付対象者

下記の規模の発電用施設の所在市町村、周辺市町村及びこれらの市町村をその区域に含む都道府県。ただし、水力発電用施設の場合は原則として所在市町村のみが対象となります。

発電用施設	規 模
原 子 力	出力35万kW以上※
火 力	出力 8 万kW以上 (沖縄に限る)
水 力	出力 1 千kW以上
地 熱	出力 1 万kW以上

※日本原子力研究開発機構が設置する場合は、出力15万kW以上

#### (2) 交付限度額

発電用施設の所在市町村への交付金総額は、原則として発電用施設の出力 (kW) に第1表に掲げる発電用施設の種類ごとに定められた単価と係数を乗じた額を限度とします。

ただし、出力の小さい水力及び地熱発電所については、第1表で算出した額が第2表に掲げる金額に満たない場合は、同表に掲げる金額を限度額とします。

なお、周辺市町村においても、総額で所在市町村と同額が都道府県を通じて交付されます。

#### 第1表 (第3表に該当する関連施設を除く。)

発電用施設	kW当たりの単価	係 数
原 子 力	550円 (800円,900円)※3	7
地 熱 (第1種地域に設置)※1 (第2種地域に設置)※2	550円 250円	} 3
水 力	250円	
火 力 (第1種地域に設置)※1 (第2種地域に設置)※2	550円 250円	} 3 (石炭火力4)

※1 第1種地域とは、工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県もしくは当該道県とその区域が連続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が当該道県に類する市町村または整備法施行令第5条第2項に規定する工業集積度が1未満の市町村区域です。

※2 第2種地域とは、第1種地域以外の地域です。

※3 商業用の原子力発電施設を新設する場合900円、増設する場合800円の単価が適用されます (平成22年度までに当該交付金相当部分の一部又は全部を交付されているものを除く)。

#### 核燃料サイクル施設

下記の数式により、所在市町村の交付限度額を算出。都道府県の限度額は所在市町村の交付限度額の2倍の額 (ただし、使用済燃料貯蔵施設については所在市町村の交付限度額と同額)

$$\text{設備能力} \times \text{交付単価 (円)} \times 1$$

※1) 施設ごとの交付単価

#### (3) 交付期間

発電用施設の設置工事が開始される年度から運転を開始して5年後までの間に交付されます。なお、交付期間の各年度における交付金額は可能な限り均等になるよう公共用施設整備計画等を作成する必要があります。

#### 第2表

対象発電施設の 属する市町村の数	対象発電施設	
	5,000kW 以上 の発電施設の場合	5,000kW 未 満 の発電施設の場合
1	5,500万円	4,000万円
2 または 3	各市町村ごとに 4,000万円	各市町村ごとに 2,500万円
4 以上	11,000万円/ 市町村数	8,000万円/ 市町村数

※1つの市町村の区域に2つ以上の対象発電施設の設置の工事が併行して行われている場合にあっては、2号機以降のものについては、上記金額の8割に相当する額を交付限度とします。

#### 第3表

施設名 (設備能力)	所在市町村における 単価 (円)
使用済燃料貯蔵施設 (最大貯蔵能力 (トン))	490,000
MOX燃料加工施設 (年間最大加工能力 (トンMH))	38,181,800
海外返還低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設 (最大貯蔵能力 (本))	191,000

# 1 発電用施設周辺地域整備法に基づく電源立地促進対策交付金事業の経過概要

## (1) 整備計画に係る地点指定

発電所名	地点名	指定年月日	電調審
福島第二原子力発電所 (1号)	福島県双葉郡楡葉町大字波倉	49年10月12日	47年6月7日 第59回
福島第一原子力発電所 (3、4号)	福島県双葉郡大熊町大字夫沢	〃	44年5月23日 第50回、第55回
福島第一原子力発電所 (5、6号)	福島県双葉郡双葉町大字細谷及び同町大字郡山	〃	46年2月26日 第54回、第57回
広野火力発電所 (1、2号)	福島県双葉郡広野町大字下北迫	〃	46年12月17日 第57回
宮下発電所	福島県大沼郡三島町大字桑原及び同町大字宮下	〃	49年7月4日 第65回
新大川発電所	福島県会津若松市大戸町	〃	49年2月27日 第64回
下郷発電所	福島県南会津郡下郷町大字大内及び同町大字小沼崎並びに 同県会津若松市大戸町	〃	49年2月27日 第64回
第二沼沢発電所	福島県大沼郡金山町大字沼沢	52年3月10日	51年12月27日 第70回
福島第二原子力発電所 (3号)	福島県双葉郡富岡町大字毛萱	52年5月27日	52年3月15日 第71回
勿来火力発電所 (8、9号)	福島県いわき市佐糠町	54年10月29日	54年3月29日 第78回
原町火力発電所 (1、2号)	福島県原町市大字金沢	55年6月30日	55年3月27日 第80回
第二新郷発電所	福島県耶麻郡高郷村大字上郷	56年6月29日	56年3月26日 第84回
只見発電所	福島県南会津郡只見町大字只見及び大字石伏	57年3月8日	56年11月19日 第86回
第二山郷発電所	福島県耶麻郡高郷村大字揚津	57年6月18日	57年3月26日 第87回
新地発電所 (1、2号)	福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺及び同町今泉	59年7月6日	58年12月20日 第93回
大笹生発電所	福島県福島市大字李平及び同市大字大笹生	61年6月21日	61年3月20日 第102回
黒谷発電所	福島県南会津郡只見町大字黒谷	元年9月29日	元年3月22日 第111回
福島県真野発電所	福島県相馬郡飯館村大倉及び同郡鹿島町上栃窪	2年3月9日	元年7月31日 第112回
福島県日中発電所	福島県耶麻郡熱塩加納村大字熱塩	3年5月1日	2年12月10日 第116回
柳津西山地熱発電所	福島県河沼郡柳津町大字黒沢、大字砂子原及び大字牧沢	5年7月23日	4年12月2日 第122回
沼ノ倉発電所 (増設)	福島県耶麻郡猪苗代町字荒川、同町字沼尻、同町字トトメ キ、同町字家後、同町字渋谷、同町字家前、同町字大谷地、 同町字新林、同町字古林、同町字宮の西及び同町字下河原	7年10月31日	7年3月17日 第129回
第二上野尻発電所	福島県耶麻郡西会津町新郷大字豊州字家ノ下、巻ノ上及び 同町新郷大字上野尻字西林崎	11年3月29日	10年7月29日 第138回
大鳥発電所	福島県南会津郡只見町大字田子倉字入山601	〃	7年7月19日 第130回
奥只見発電所	福島県南会津郡檜枝岐村字駒ヶ岳	〃	7年7月19日 第130回
庭坂発電所	福島県福島市町庭坂字清水原及び寺窪	〃	
摺上川発電所	福島県福島市飯坂町茂庭	16年3月31日	

(2) 整備計画承認

① 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、広野火力発電所（1、2号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
50. 1. 25	191	12,714,710 千円	9,256,617 千円
51. 3. 31	207	11,538,736	10,209,718
51. 8. 31	221	11,857,736	10,509,718
53. 3. 31	326	17,018,445	15,407,991
54. 3. 31	426	28,738,051	26,426,002
55. 3. 31	426	28,739,468	26,423,014
56. 3. 31	417	30,047,419	26,423,014
56. 8. 31	474	40,707,039	36,386,525
57. 8. 31	485	44,174,257	41,644,043
58. 3. 31	485	44,701,053	39,081,585
58. 8. 31	489	45,244,711	38,998,844
59. 3. 31	490	45,272,147	39,035,046
59. 8. 31	494	45,616,151	39,758,313
60. 3. 31	492	45,582,730	39,952,960
60. 8. 31	493	45,425,533	39,909,538
61. 3. 31	494	45,665,008	40,225,997
61. 8. 20	494	45,658,876	40,225,265
62. 3. 31	497	44,435,544	40,267,157
63. 3. 31	498	44,898,469	40,440,808
元. 3. 31	509	45,044,976	40,607,213
2. 8. 31	517	45,662,091	41,633,037
4. 3. 31	518	45,714,603	41,633,037
5. 3. 31	518	45,688,861	41,633,708

② 広野火力発電所（3号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
57. 8. 31	35	1,376,562 千円	1,288,777 千円
59. 8. 31	46	1,813,157	1,700,787
60. 3. 31	47	1,870,657	1,755,287
60. 8. 31	51	2,117,147	2,018,270
61. 3. 31	55	2,512,147	2,351,293
61. 8. 20	58	2,562,147	2,395,829
62. 3. 31	62	2,674,001	2,512,814
63. 3. 31	66	3,033,358	2,700,000
元. 3. 31	67	2,919,030	2,700,000
2. 8. 31	67	2,919,030	2,700,000
4. 3. 31	68	2,919,030	2,700,000
5. 3. 31	70	2,920,904	2,700,000

## ③ 勿来火力発電所（8、9号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
55. 3. 31	39	3,798,898 千円	2,406,000 千円
55. 8. 30	59	4,782,509	3,097,940
56. 8. 31	64	5,234,247	3,442,394
58. 3. 31	72	5,867,987	4,058,334
59. 8. 31	74	5,904,045	4,066,599
60. 8. 31	75	5,940,491	4,080,000

## ④ 新地火力発電所（1、2号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
2. 3. 31	41	3,599,465 千円	3,085,714 千円
4. 9. 18	58	8,779,634	7,290,148
6. 8. 31	57	8,784,934	7,290,148
8. 3. 29	56	8,694,764	7,290,148
9. 3. 31	56	8,643,398	7,290,148
11. 3. 31	56	8,300,596	7,290,148

## ⑤ 広野火力発電所（4号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
2. 8. 31	28	2,927,788 千円	2,523,914 千円
5. 3. 31	28	3,259,437	2,523,914
8. 3. 29	27	3,214,597	2,523,914
9. 3. 31	28	3,172,560	2,523,914

## ⑥ 原町火力発電所（1、2号）

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
4. 9. 18	35	5,415,489 千円	4,400,000 千円
6. 3. 31	54	10,435,194	8,800,000
8. 3. 29	54	10,441,105	8,800,000
9. 3. 31	55	10,720,285	8,800,000
10. 10. 20	51	10,743,733	8,796,637
14. 5. 15(同意)	50	10,596,536	8,796,637

## ⑦ 広野火力発電所（5号機）

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
12. 8. 31	24	3,142,992 千円	2,533,702 千円
14. 10. 7	28	3,046,291	2,577,602
15. 8. 29	27	3,039,251	2,542,602
16. 3. 31	27	2,552,370	2,180,544
17. 3. 31	28	2,596,906	2,215,544
19. 4. 25	34	2,821,617	2,438,702

⑧ 宮下発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
50. 3. 31	6	110,500 千円	21,000 千円
52. 3. 31	5	114,100	21,480

⑨ 新大川発電所、下郷発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
52. 3. 31	12	615,374 千円	610,030 千円
56. 3. 31	12	960,758	780,870
58. 3. 31	14	951,849	802,344
59. 3. 31	15	999,127	847,344

⑩ 第二沼沢発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
53. 3. 31	12	278,700 千円	276,000 千円
56. 3. 31	17	379,804	364,924

⑪ 第二新郷発電所、第二山郷発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
57. 3. 31	1	42,760 千円	38,800 千円
62. 3. 31	2	101,270	80,789

⑫ 只見発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
62. 3. 31	2	67,597 千円	65,000 千円
3. 3. 30	3	67,523	65,000

⑬ 大笹生発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
元. 3. 31	3	48,000 千円	45,000 千円
4. 3. 31	4	53,000	48,610

⑭ 小谷発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
元. 3. 31	3	24,902 千円	24,000 千円
3. 3. 30	4	32,763	30,000

⑮ 黒谷発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
3. 3. 30	3	47,012 千円	45,000 千円
4. 9. 18	5	61,540	53,893
6. 3. 31	5	63,070	53,893

## ⑯ 真野発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
3. 3. 30	3	73,773 千円	40,000 千円
4. 3. 31	5	90,781	49,698

## ⑰ 日中発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
4. 3. 31	1	140,000 千円	40,000 千円

## ⑱ 柳津西山地熱発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
6. 3. 31	15	380,671 千円	214,500 千円

## ⑲ 沼ノ倉発電所

承認年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
10. 3. 31	1	208,000 千円	55,000 千円
13. 3. 30(同意)	1	119,143	55,000

## ⑳ 第二上野尻発電所

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
12. 8. 31	2	56,498 千円	55,000 千円

## ㉑ 奥只見発電所

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
12. 8. 31	6	301,660 千円	250,000 千円
14. 10. 7	6	320,191	282,000

## ㉒ 大鳥発電所

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
13. 3. 30	2	130,246 千円	108,750 千円

## ㉓ 庭坂発電所

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
13. 3. 30	1	43,000 千円	40,000 千円

## ㉔ 摺上川発電所

同意年月日	事業件数	事業費	交付金充当額
—	1	51,668 千円	40,000 千円

(3) 交付金の配分状況

① 東京電力(株) (現 東京電力ホールディングス(株)) 福島第一・福島第二原子力発電所  
東京電力(株) (現 (株)JERA) 広野火力発電所1・2号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残額
大熊町	1,113,600	1,113,063	537	0
双葉町	2,162,797	2,162,615	182	0
楡葉町	6,883,403	6,883,403	0	0
富岡町	9,440,000	9,439,999	1	0
広野町	1,696,761	1,694,776	1,985	0
立地分計	21,296,561	21,293,856	2,705	0
大熊町	1,537,000	1,524,775	12,225	0
双葉町	1,160,000	1,160,000	0	0
楡葉町	1,447,999	1,447,998	1	0
富岡町	1,468,874	1,468,874	0	0
広野町	1,512,000	1,511,999	1	0
川内村	635,000	635,000	0	0
浪江町	885,000	884,999	1	0
葛尾村	85,000	85,000	0	0
いわき市	406,000	406,000	0	0
小高町	229,000	229,000	0	0
都路村	305,000	305,000	0	0
公共的団体	1,916,849	1,916,849	0	0
福島県	8,761,745	8,759,781	1,964	0
周辺分計	20,349,467	20,335,275	14,192	0
合計	41,646,028	41,629,131	16,897	0

注) 立地分には特例基金を含む。

② 東京電力(株) (現 (株)JERA) 広野火力発電所3号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残額
広野町	1,350,000	1,350,000	0	0
立地分計	1,350,000	1,350,000	0	0
楡葉町	360,000	360,000	0	0
富岡町	120,000	119,999	1	0
川内村	60,000	60,000	0	0
いわき市	360,000	360,000	0	0
福島県	450,000	450,000	0	0
周辺分計	1,350,000	1,349,999	1	0
合計	2,700,000	2,699,999	1	0

③ 常磐共同火力(株)勿来発電所 8・9号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残額
いわき市	2,160,000	2,160,000	0	0
立地分計	2,160,000	2,160,000	0	0
広野町	150,000	150,000	0	0
檜葉町	150,000	150,000	0	0
川内村	150,000	150,000	0	0
滝根町	150,000	150,000	0	0
小野町	150,000	150,000	0	0
平田村	150,000	150,000	0	0
古殿町	150,000	150,000	0	0
鮫川村	150,000	150,000	0	0
公共的団体	17,500	17,500	0	0
福島県	702,500	702,499	1	0
周辺分計	1,920,000	1,919,999	1	0
合計	4,080,000	4,079,999	1	0

④ 相馬共同火力発電(株)新地発電所 1・2号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残額
新地町	3,932,952	3,932,952	0	0
そうま農協	100,000	100,000	0	0
新地町漁協	51,300	51,300	0	0
福島県	229,446	229,446	0	0
立地分計	4,313,698	4,313,698	0	0
相馬市	2,071,646	2,071,646	0	0
鹿島町	47,000	47,000	0	0
飯館村	140,000	140,000	0	0
霊山町	23,000	23,000	0	0
梁川町	23,000	23,000	0	0
相馬原釜漁協	53,364	53,364	0	0
福島県	618,440	618,098	342	0
周辺分計	2,976,450	2,976,108	342	0
合計	7,290,148	7,289,806	342	0

注) 宮城県への配分額は含まない。

⑤ 東京電力(株) (現(株)JERA) 広野火力発電所 4号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残額
広野町	1,253,531	1,253,531	0	0
福島県	8,462	8,462	0	0
立地分計	1,261,957	1,261,957	0	0
いわき市	336,000	336,000	0	0
檜葉町	336,000	336,000	0	0
富岡町	112,000	112,000	0	0
川内村	56,000	56,000	0	0
福島県	421,957	421,957	0	0
周辺分計	1,261,957	1,261,957	0	0
合計	2,523,914	2,523,914	0	0

## ⑥ 東北電力(株)原町火力発電所1・2号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残額
原町市	4,355,575	4,355,575	0	0
福島県	44,425	44,425	0	0
立地分計	4,400,000	4,400,000	0	0
鹿島町	3,080,000	3,080,000	0	0
小高町	400,000	400,000	0	0
飯舘村	300,000	300,000	0	0
浪江町	300,000	300,000	0	0
福島県	320,000	316,637	3,363	0
周辺分計	4,400,000	4,396,637	3,363	0
合計	8,800,000	8,796,637	3,363	0

## ⑦ 東北電力(株)柳津西山地熱発電所

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残額
柳津町	103,130	103,130	0	0
立地分計	103,130	103,130	0	0
三島町	15,000	15,000	0	0
金山町	12,000	12,000	0	0
西会津町	10,000	10,000	0	0
会津坂下町	15,000	15,000	0	0
会津高田町	15,000	15,000	0	0
新鶴村	11,000	11,000	0	0
昭和村	12,000	12,000	0	0
福島県	21,370	21,370	0	0
周辺分計	111,370	111,370	0	0
合計	214,500	214,500	0	0

## ⑧ 東京電力(株)(現(株)JERA)広野火力発電所5号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残額
広野町	1,303,388	1,303,388	0	0
福島県	16,612	16,612	0	0
立地分計…①	1,320,000	1,320,000	0	0
いわき市	489,010	489,010	0	0
楡葉町	489,010	489,010	0	0
富岡町	178,528	178,528	0	0
川内村	85,382	85,382	0	0
福島県	78,070	78,070	0	0
周辺分計…②	1,320,000	1,320,000	0	0
合計(①+②)	2,640,000	2,640,000	0	0

⑨ 東京電力(株) (現(株)JERA) 広野火力発電所6号機

(単位：千円)

事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残額
広野町	1,305,057	1,305,057	0	0
福島県	14,943	10,771	4,172	0
立地分計…①	1,320,000	1,315,828	4,172	0
いわき市	436,005	436,005	0	0
檜葉町	436,005	436,005	0	0
富岡町	159,176	159,176	0	0
川内村	76,128	76,128	0	0
福島県	212,686	212,382	304	0
周辺分計…②	1,320,000	1,319,696	304	0
合計(①+②)	2,640,000	2,635,524	4,476	0

注) 配分額及び交付累計額は、平成30年度末現在。

水力発電所

(単位：千円)

関連発電施設名	事業主体	配分額	交付累計額	使用不能額	交付残額
宮下(東北電力)	三島町	21,480	21,480	0	0
新大川(東北電力)	会津若松市	31,674	31,674	0	0
第二沼沢(東北電力)	金山町	364,924	364,924	0	0
第二新郷(東北電力)	高郷村	44,789	44,789	0	0
第二山郷(東北電力)		36,000	36,000	0	0
大笹生(東北電力)	福島市	48,610	48,610	0	0
第二上野尻(東北電力)	西会津町	55,000	55,000	0	0
摺上川(東北電力)	福島市	40,000	40,000	0	0
小計(東北電力)		642,477	642,477	0	0
沼ノ倉(東京電力)(※)	猪苗代町	55,000	55,000	0	0
小計(東京電力)(※)		55,000	55,000	0	0
下郷(電源開発)	下郷町	779,217	779,217	0	0
〃(電源開発)	会津若松市	36,453	36,453	0	0
只見(電源開発)	只見町	65,000	65,000	0	0
黒谷(電源開発)	只見町	53,893	53,893	0	0
奥只見(電源開発)	檜枝岐村	282,000	282,000	0	0
大鳥(電源開発)	只見町	108,750	108,750	0	0
小計(電源開発)		1,325,313	1,325,313	0	0
小谷(福島県)	会津若松市	30,000	30,000	0	0
真野(福島県)	飯舘村	24,849	24,849	0	0
〃(福島県)	鹿島町	24,849	24,849	0	0
日中(福島県)	熱塩加納村	40,000	40,000	0	0
庭坂(福島県)	福島市	40,000	40,000	0	0
小計(福島県)		159,698	159,698	0	0
合計		2,182,488	2,182,488	0	0

(※) 現 東京電力リニューアブルパワー

2 電源立地促進対策交付金団体・年度別交付実績（昭和49年度～令和5年度）

（単位：円）

団体	年度	S49～H30	R元	R2	R3	R4	R5	計
福島市	設置	128,610,000						128,610,000
会津若松市	設置	98,127,000						98,127,000
	計	4,187,015,000						4,187,015,000
いわき市	設置	2,160,000,000						2,160,000,000
	隣接	2,027,015,000						2,027,015,000
喜多方市	計	120,789,000						120,789,000
(高郷村)	設置	80,789,000						80,789,000
(熱塩加納村)	設置	40,000,000						40,000,000
相馬市	隣接	2,071,646,000						2,071,646,000
田村市	計	455,000,000						455,000,000
(都路村)	隣接	305,000,000						305,000,000
(滝根町)	隣接	150,000,000						150,000,000
南相馬市	計	8,136,423,761						8,136,423,761
(原町市)	設置	4,355,575,000						4,355,575,000
(鹿島町)	計	3,151,849,000						3,151,849,000
設置	24,849,000							24,849,000
隣接	3,127,000,000							3,127,000,000
(小高町)	隣接	628,999,761						628,999,761
伊達市	計	46,000,000						46,000,000
(霊山町)	隣接	23,000,000						23,000,000
(梁川町)	隣接	23,000,000						23,000,000
下郷町	設置	779,217,000						779,217,000
檜枝岐村	設置	282,000,000						282,000,000
只見町	設置	227,643,000						227,643,000
	計	65,000,000						65,000,000
西会津町	設置	55,000,000						55,000,000
	隣接	10,000,000						10,000,000
猪苗代町	設置	55,000,000						55,000,000
会津坂下町	隣接	15,000,000						15,000,000
柳津町	設置	103,130,000						103,130,000
	計	36,480,000						36,480,000
三島町	設置	21,480,000						21,480,000
	隣接	15,000,000						15,000,000
	計	376,923,860						376,923,860
金山町	設置	364,923,860						364,923,860
	隣接	12,000,000						12,000,000
昭和村	隣接	12,000,000						12,000,000
会津美里町	計	26,000,000						26,000,000
(会津高田町)	隣接	15,000,000						15,000,000
(新鶴村)	隣接	11,000,000						11,000,000
鮫川村	隣接	150,000,000						150,000,000

(単位：円)

団体	年度	S49～H30	R元	R2	R3	R4	R5	計
平田村	隣接	150,000,000						150,000,000
古殿町	隣接	150,000,000						150,000,000
小野町	隣接	150,000,000						150,000,000
広野町	計	8,608,750,581						8,608,750,581
	設置	6,946,751,605						6,946,751,605
	隣接	1,661,998,976						1,661,998,976
檜葉町	計	10,102,416,430						10,530,640,430
	設置	6,883,403,000						6,883,403,000
	隣接	3,219,013,430						3,647,237,430
富岡町	計	11,478,576,127						11,478,576,127
	設置	9,439,999,430						9,439,999,430
	隣接	2,038,576,697						2,038,576,697
川内村	隣接	1,062,511,000					1,062,511,000	
大熊町	計	2,637,837,845						2,637,837,845
	設置	1,113,062,845						1,113,062,845
	隣接	1,524,775,000						1,524,775,000
双葉町	計	3,322,614,552						3,322,614,552
	設置	2,162,614,552						2,162,614,552
	隣接	1,160,000,000						1,160,000,000
浪江町	隣接	1,184,999,268					1,184,999,268	
葛尾村	隣接	85,000,000					85,000,000	
新地町	設置	3,932,952,000					3,932,952,000	
飯館村	計	464,849,000						464,849,000
	設置	24,849,000						24,849,000
	隣接	440,000,000						440,000,000
市町村計(A)	設置	39,279,976,292						39,279,976,292
	隣接	21,422,535,132						21,422,535,132
	計	60,702,511,424						60,702,511,424
双葉地方環境衛生組合	隣接	1,288,045,000					1,288,045,000	
双葉地方広域市町村圏組合	隣接	258,606,000					258,606,000	
久之浜漁業協同組合	隣接	37,093,000					37,093,000	
福島県漁業協同組合連合会	隣接	204,533,000					204,533,000	
江名町漁業協同組合	隣接	23,800,000					23,800,000	
請戸漁業協同組合	隣接	72,272,000					72,272,000	
相馬原釜漁業協同組合	隣接	53,364,000					53,364,000	
浪江町農業協同組合	隣接	50,000,000					50,000,000	
そうま農業協同組合	隣接	100,000,000					100,000,000	
新地漁業協同組合	隣接	51,300,000					51,300,000	
公共団体計(B)		2,139,013,000						2,139,013,000
福島県(C)		11,896,558,774						11,896,558,774
合計(A)+(B)+(C)		74,738,083,198						74,738,083,198

### Ⅲ 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分

#### 〔旧電源立地特別交付金〕

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

#### 制度の概要

原子力発電施設等が立地する市町村及びその周辺地域の振興や福祉の向上を図るため、当該地域内の住民・企業等に給付金等を交付するための制度です。

福島県では、令和元年度まで給付金交付助成事業（一般電気事業者などから電気の供給を受けている一般家庭、向上などに対し、給付金の交付を行う実質的な電気料金の割引措置を行うための事業）を実施していました。

#### [交付対象者及び交付限度額]

基準日（毎年10月1日現在）において、電力会社と表1の電気需給契約を締結している方々が対象となります。ただし、表2の交付対象市町村の方々に限ります。

表1

電灯契約	従量電灯、農事用電灯（供給約款附則に定める農事用に係る需要を含む）、時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、時間帯別電灯S
電力契約	低圧電力、農事用電力（供給約款附則に定める農事用に係る需要を含む）、低圧季節別時間帯別電力、業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、高圧電力、高圧季節別時間帯別電力、特別高圧電力、融雪用電力B、融雪用電力BⅡ、低圧高稼働契約等

表2

市町村名	交付単価		市町村名	交付単価	
	電灯契約	電力契約		電灯契約	電力契約
広野町	350	175	川内村	350	175
楡葉町	700	350	大熊町	350	175
富岡町	700	350	いわき市	350	175

※ 原子力発電所の立地による電力の安定供給への貢献度合い等によって単価は異なります（所在市町村、隣接市町村など）。

※ 電灯契約の単位は「円/口・月」、電力契約の単価は「円/契約kW・月」です。

※ この表は令和元年度の交付単価です。

## 1 原子力立地給付金交付実績

総括表（昭和56年度～令和元年度）

（単位：円）

市 町 村	S56～H26	27	28	29	30	R元	合 計
大 熊 町	3,882,534,998	54,337,464	58,025,412	21,394,800	31,560,900	35,013,300	4,082,866,874
双 葉 町	2,261,205,962	31,582,236	31,414,224	—	—	—	2,324,202,422
浪 江 町	2,607,872,398	41,715,438	40,723,188	—	—	—	2,690,311,024
南相馬市 （旧小高町）	1,546,290,621	28,950,678	30,095,388	—	—	—	1,605,336,687
檜 葉 町	3,797,695,811	106,521,456	124,461,043	94,105,025	103,842,725	101,219,825	4,327,845,885
広 野 町	937,824,685	39,166,799	40,275,080	41,661,080	45,329,949	46,160,493	1,150,418,086
富 岡 町	4,790,387,014	110,734,596	104,373,456	63,012,600	74,272,800	76,127,100	5,218,907,566
田 村 市 （旧都路村）	346,907,594	10,204,226	10,548,626	—	—	—	367,660,446
川 内 村	558,185,680	23,516,950	23,791,826	14,651,513	14,882,863	15,230,401	650,259,233
い わ き 市	52,424,711,967	1,835,294,567	1,923,272,848	1,969,958,209	1,994,835,707	1,991,964,724	62,140,038,022
葛 尾 村	167,048,235	5,091,276	3,825,804	—	—	—	175,965,315
給付金合計	73,320,664,965	2,287,115,686	2,390,806,895	2,204,783,227	2,264,724,944	2,265,715,843	84,733,811,560
事 務 費 等	1,462,672,588	70,947,938	77,606,398	75,372,842	76,882,009	77,661,620	1,841,143,395
合 計	74,783,337,553	2,358,063,624	2,468,413,293	2,280,156,069	2,341,606,953	2,343,377,463	86,574,954,955

※ 福島第二原子力発電所1～4号機が令和元年9月30日付けで電気事業法上、廃止されたことに伴い、令和元年度をもって原子力立地給付金の交付を終了した。

## 2 原子力立地給付金交付図

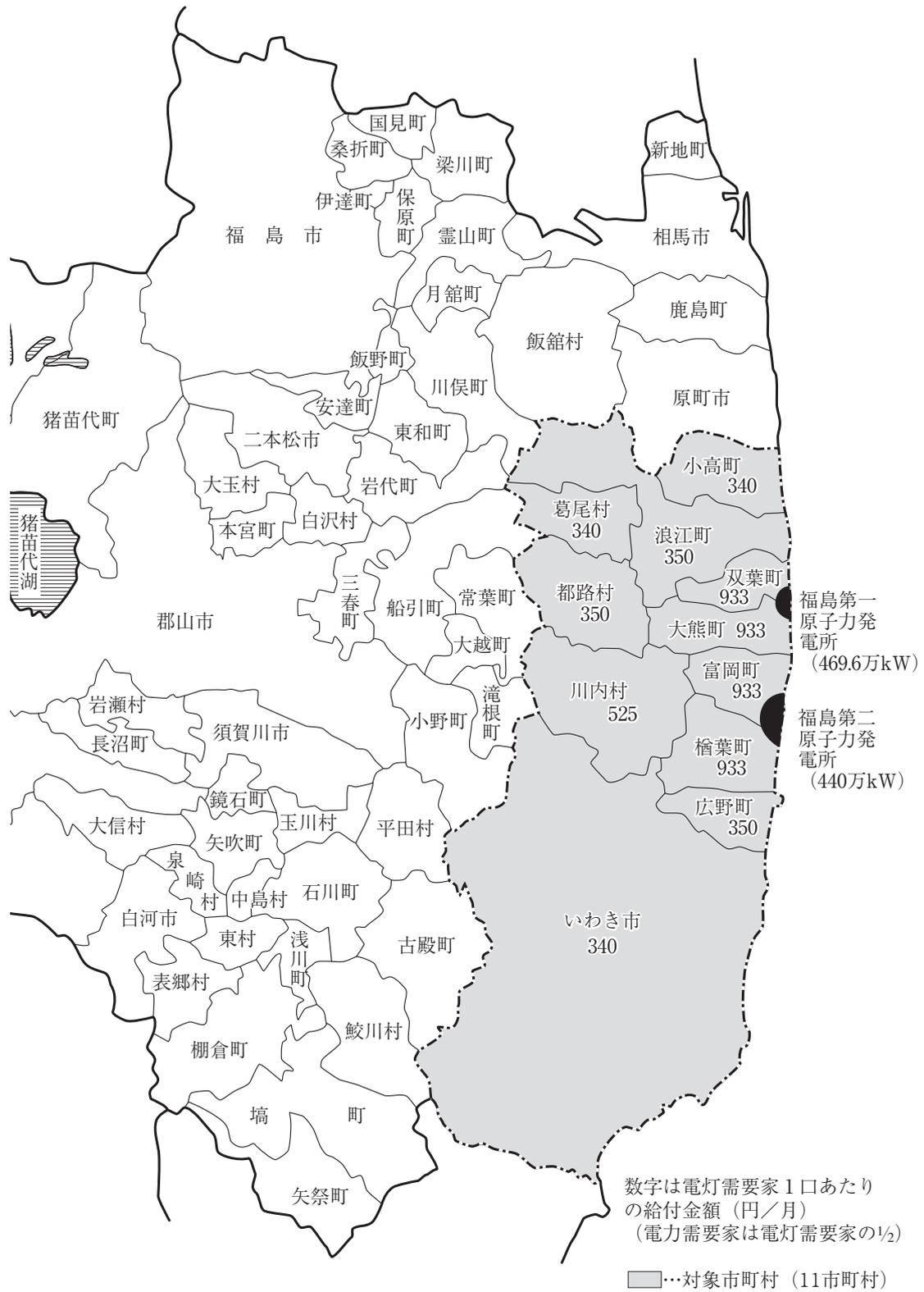
### (1) 昭和56年度県内原子力立地給付金交付図



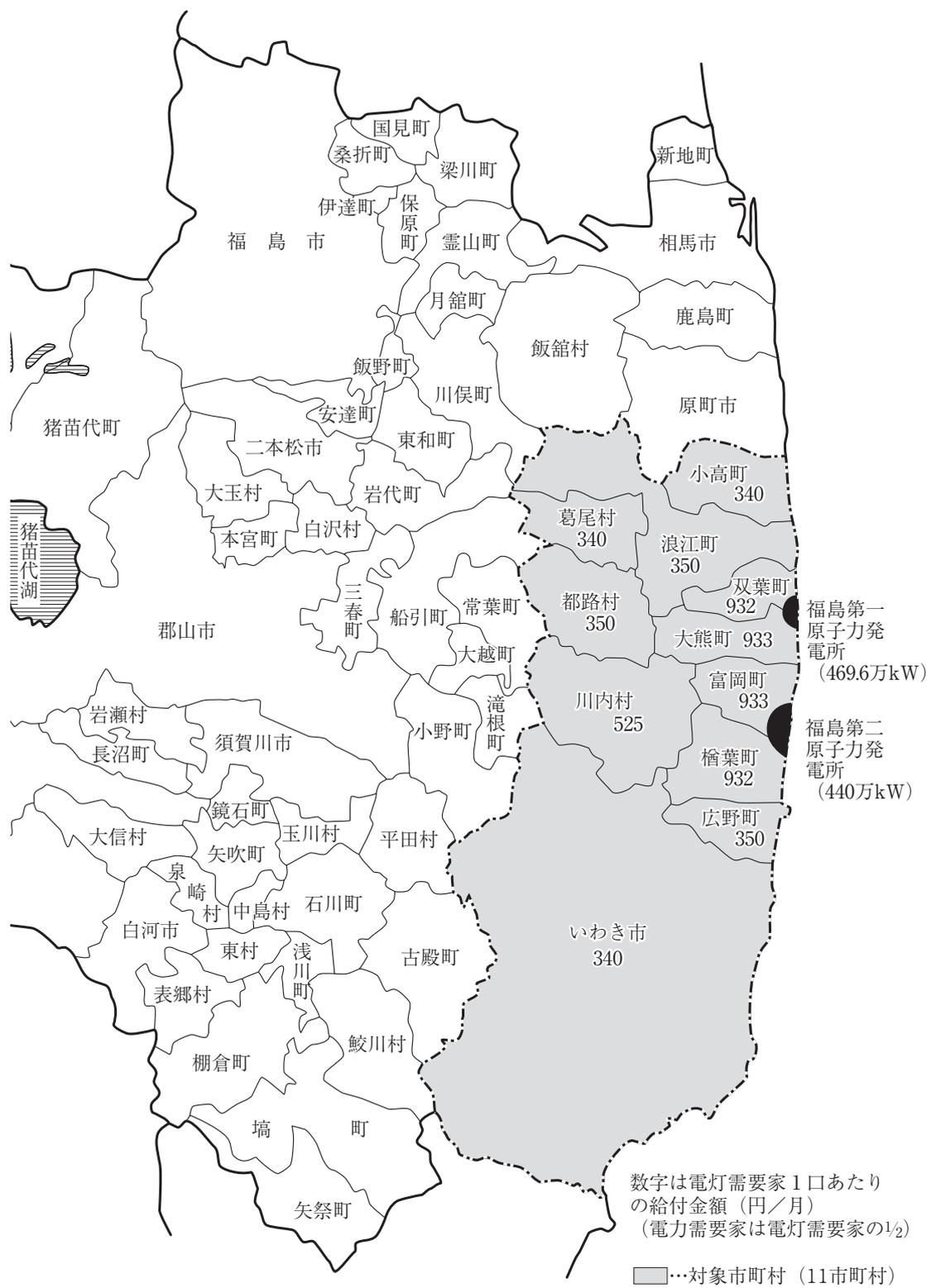
(2) 昭和57年度～平成3年度県内原子力立地給付金交付図



(3) 平成4～10年度県内原子力立地給付金交付図



(4) 平成11年度県内原子力立地給付金交付図



(5) 平成12～28年度県内原子力立地給付金交付図



※1 都路村は、合併により平成17年3月1日に田村市となりました。■…対象市町村(11市町村)

※2 小高町は、合併により平成18年1月1日に南相馬市となりました。

(6) 平成29～令和元年度県内原子力立地給付金交付図



## IV 電力移出県等交付金相当部分〔旧電源立地特別交付金〕

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

### 制度の概要

#### (1) 移出電力量

移出電力量とは、道府県内の発電電力量から当該道府県の消費電力量の合計を差し引いて得た電力量をいいます。

○移出電力量＝道府県内発電電力量－道府県内消費電力量

#### (2) 交付対象者

以下の2点を同時に満たしている場合の道府県。(道府県から市町村に間接交付が可能)

- 道府県内の発生電力量が、当該道府県内の消費電力量を1.5倍以上の比率で上回っていること。
- 誘導地域面積の和が当該都道府県の総面積の50%以上。

#### (3) 交付限度額

移出電力量に1MWh当たりの交付単価27円を乗じた金額が交付されます。

※平成22年度交付分から算定方法が見直され、移出電力量が50億kWh増加するごとに1.5億円増額となっていた仕組みから、移出電力量に単価を乗じる算定方式に変更されました。

○移出電力量 (MWh) × 交付単価 = 交付限度額

- 発電電力量算定式 (①+②)

- ① (原子力) 実績発電電力量のみ
- ② (原子力以外) 想定発電電力量の1/3 + 実績発電電力量の2/3

- 市町村枠

・ 交付限度額の一部を道府県が発電用施設の所在地又は隣接市町村等に交付するもの

- これまでの算定方法見直しの状況

- ・ 平成15年度・16年度交付限度額算出の発電電力量の考え方  
想定発電電力量の2/3 + 実績発電電力量の1/3
- ・ 平成17年度・18年度交付限度額算出の発電電力量の考え方  
想定発電電力量の1/2 + 実績発電電力量の1/2
- ・ 平成19年度～22年度の交付限度額算出の発電電力量の考え方  
想定発電電力量の1/3 + 実績発電電力量の2/3
- ・ 平成23年度以降の交付限度額算出の発電電力量の考え方  
実績発電電力量のみ (原子力)  
想定発電電力量の1/3 + 実績発電電力量の2/3 (原子力以外)

※上記計算式による限度額算定は平成23年度から適用されるが、平成23年度、24年度については、平成22年度の限度額算定方法で計算した場合と比較し、額の大きい方を限度額とする経過措置が適用されている。平成22年度の算定基準については以下のとおり。

- 限度額単価  
1 MWh当たり28円
- 発電電力量計算式  
・ 想定発電電力量の1/3+実績発電電力量の2/3

## 1 県内の発電電力量及び消費電力量一覧

### (1) 平成30年10月～令和元年9月（令和2年度交付金積算根拠）

消費電力量	(1)	15,188,120 千kWh
発電電力量	(2)	71,087,056 千kWh
移出比率	(2)／(1)	4.68
移出電力量	(2)－(1)	55,898,936 千kWh
交付金交付限度額		15.1億円 (うち市町村枠0.3億円)

### (2) 令和元年10月～令和2年9月（令和3年度交付金積算根拠）

消費電力量	(1)	14,747,738 千kWh
発電電力量	(2)	71,910,788 千kWh
移出比率	(2)／(1)	4.88
移出電力量	(2)－(1)	57,163,050 千kWh
交付金交付限度額		15.4 億円 (うち市町村枠0.3億円)

### (3) 令和2年10月～令和3年9月（令和4年度交付金積算根拠）

消費電力量	(1)	15,167,612 千kWh
発電電力量	(2)	65,418,799 千kWh
移出比率	(2)／(1)	4.31
移出電力量	(2)－(1)	50,251,187 千kWh
交付金交付限度額		13.5 億円 (うち市町村枠0.3億円)

### (4) 令和3年10月～令和4年9月（令和5年度交付金積算根拠）

消費電力量	(1)	15,447,830 千kWh
発電電力量	(2)	62,970,689 千kWh
移出比率	(2)／(1)	4.08
移出電力量	(2)－(1)	47,522,859 千kWh
交付金交付限度額		12.8 億円 (うち市町村枠0.3億円)

### (5) 令和4年10月～令和5年9月（令和6年度交付金積算根拠）

消費電力量	(1)	14,870,172 千kWh
発電電力量	(2)	65,053,326 千kWh
移出比率	(2)／(1)	4.37
移出電力量	(2)－(1)	50,183,154 千kWh
交付金交付限度額		13.5 億円 (うち市町村枠0.3億円)

2 電力移出県等交付金相当部分事業実績

(1) 当該年度交付金事業

現年度交付金事業分

(単位：千円)

事業	年度	S56～H30	R元	2	3	4	5	合計
1	事業費	44,954,297	142,998	25,249	38,159	41,735	74,492	45,276,930
2	補助金	25,576,517	211,838	200,222	181,318	214,989	212,233	26,597,117
3	出資金	190,000						190,000
4	貸付金							
5	基金造成費	33,569,238	1,062,556	1,249,128	1,288,532	1,064,815	960,782	39,195,051
6	一般事務費	52,417						52,417
合計		104,342,469	1,417,392	1,474,599	1,508,009	1,321,539	1,247,507	111,311,515
備考 (主な事業)		新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 184,286 双葉地区教育構想推進事業 23,302 自然公園施設長寿命化計画策定事業 21,908 大気環境監視施設整備事業 10,604 助産師養成施設整備事業 321,564 漁業調査指導船「拓水」建造事業 341,560	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 182,488 双葉地区教育構想推進事業 17,734 奥会津インフラツアーによる地域活性化推進事業 14,376 大気環境監視施設整備事業 10,874 助産師養成施設整備事業 496,654 漁業調査指導船「拓水」建造事業 102,535 ふくしま産業活性化企業立地促進事業 603,078	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 162,888 双葉地区教育構想推進事業 18,430 奥会津地域活性化推進事業 26,439 大気環境監視施設整備事業 11,720 助産師養成施設整備事業 692,808 畜産研究所乳牛飼養関連施設整備事業 180,538 ふくしま産業活性化企業立地促進事業 266,260	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 191,682 双葉地区教育構想推進事業 23,307 奥会津地域活性化推進事業 30,982 大気環境監視施設整備事業 10,754 農業短期大学校施設統合整備事業 101,474 畜産研究所乳牛飼養関連施設整備事業 445,412 ふくしま産業活性化企業立地促進事業 152,683	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 188,926 双葉地区教育構想推進事業 23,307 奥会津地域活性化推進事業 32,000 大気環境監視施設整備事業 7,952 農業短期大学校施設統合整備事業 15,381 ふくしま産業活性化企業立地促進事業 514,400 出土品収蔵庫整備事業 100,000		

企業立地資金貸付事業分

(単位：千円)

事業	年度	S56～H30	R元	2	3	4	5	合計
基金造成費		4,100,000						4,100,000

## (2) 基金等財源事業

福島県発電用施設周辺地域振興基金

(単位：千円)

事業	S56～H30		R元		2		3	
	金額	財源	金額	財源	金額	財源	金額	財源
1 事業費	24,981,795	基金取崩 24,347,816 基金収益取崩 633,979	178,450	基金取崩 178,244 基金収益取崩 206	1,581,792	基金取崩 1,581,478 基金収益取崩 314	1,324,227	基金取崩 1,324,118 基金収益取崩 109
2 補助金	8,213,265	基金取崩 7,868,822 基金収益取崩 344,443						
3 出資金	340,000	基金取崩 340,000						
4 貸付金	67,552	基金取崩 67,552						
5 一般事務費	1,300	基金取崩 300 基金収益取崩 1,000						
合計	33,603,912	基金取崩 32,624,490 基金収益取崩 979,422	178,450	基金取崩 178,244 基金収益取崩 206	1,581,792	基金取崩 1,581,478 基金収益取崩 314	1,324,227	基金取崩 1,324,118 基金収益取崩 109
備考 (主な事業)			県有施設維持補修事業 145,498 原子力立地給付金加算 事業 32,952	県有施設維持補修事業 1,042,361 漁業調査指導船「拓水」 建造事業 428,085 助産師養成施設整備事 業 83,694	県有施設維持補修事業 274,934 漁業調査指導船「拓水」 建造事業 332,461 助産師養成施設整備事 業 679,595 畜産研究所乳牛飼養関 連施設整備事業 30,154			

福島県企業立地資金貸付基金（企業立地資金貸付事業分）

(単位：千円)

事業	S56～H30		R元		2		3	
	金額	貸付件数	金額	貸付件数	金額	貸付件数	金額	貸付件数
貸付金 (預託金を含む)	10,565,879	307	0	0	0	0	0	0
備考			協調倍率 貸付利率	2.5倍 1.2%(変動) 1.9%(固定)	協調倍率 貸付利率	2.5倍 1.2%(変動) 1.9%(固定)	協調倍率 貸付利率	2.5倍 1.2%(変動) 1.9%(固定)

(単位：千円)

4		5		合 計	
金 額	財 源	金 額	財 源	金 額	財 源
1,461,949	基金取崩 1,461,818 基金収益取崩 131	1,051,403	基金取崩 1,051,285 基金収益取崩 118	30,579,616	基金取崩 29,944,759 基金収益取崩 634,857
				8,213,265	基金取崩 7,868,822 基金収益取崩 344,443
				340,000	基金取崩 340,000
				67,552	基金取崩 67,552
				1,300	基金取崩 300 基金収益取崩 1,000
1,461,949	基金取崩 1,461,818 基金収益取崩 131	1,051,403	基金取崩 1,051,285 基金収益取崩 118	39,201,733	基金取崩 38,221,433 基金収益取崩 980,300
県有施設維持補修事業 115,676		農業短期大学校施設統 合整備事業 52,692			
助産師養成施設整備事 業 708,107		ふくしま産業活性化企 業立地促進事業 180,066			
ハイテクプラザ再編強 化機器整備事業 104,700		ハイテクプラザ再編強 化機器整備事業 321,426			
畜産研究所乳牛飼養関 連施設整備事業 488,764		畜産研究所乳牛飼養関 連施設整備事業 467,773			

(単位：千円)

4		5		合 計	
金 額	貸付件数	金 額	貸付件数	金 額	貸付件数
0	0	0	0	10,565,879	307
協調倍率 貸付利率	2.5倍 1.2%(変動) 1.9%(固定)	協調倍率 貸付利率	2.5倍 1.2%(変動) 1.9%(固定)		

(3) 年度別交付金事業の概要

令和元年度（抜粋）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
新編「歳時記の郷・奥会津」 活性化事業		184,286	只見川電源流域振興協議会及びその構成町村 が実施する産業振興施設の整備並びに起業支 援、人材育成、地域資源活用等に資する事業 に対して補助を行う。
①地域産業確立事業	只見川電源流 域振興協議会 〃 〃	49,291	着地型観光の推進、人材育成のための講習会 開催、メディアを通じた観光PR等の実施に より、地域資源の利活用による地域産業の振 興及び雇用の安定を図るための事業
②奥会津地域人材育成事業			
③地域連携・暮らし向上事 業			
④歳時記の郷基盤整備事業	昭 和 村 檜 枝 岐 村 南 会 津 町	134,995	観光交流施設や地域産品加工施設等の整備に より、交流人口の拡大及び地域産業の振興を 図るための事業 (昭和村) 喰丸小外構整備事業（測量設計） (檜枝岐村) 尾瀬沼ヒュッテ改修事業（本体 工事） (南会津町) さゆり荘建築事業（本体工事）
双葉地区教育構想推進事業	県	23,302	スポーツにおけるスペシャリストを育成する ために、トップアスリート系列選任コーチの 招へい等に対する費用等への補助を行う。
自然公園施設長寿命化計画策 定事業	県	21,908	大規模修繕費用の事前把握と維持管理費用の 平準化を図るため、公園管理施設の長寿命化 計画を策定する。
大気環境監視施設整備事業	県	10,604	大気環境測定関連機器の更新を行う（9機）。
助産師養成施設整備事業（基 金造成）	県	321,564	県立医科大に助産師養成に係る2課程を新た に設置するに当たり、関連施設の整備に必要 な費用を確保するための基金造成。
漁業調査指導船「拓水」建造 事業（基金造成）	県	341,560	漁業調査指導船「拓水」を建造するために必 要な費用を確保するための基金造成。
市町村電源立地地域対策交付 金事業	い わ き 市	73,498	南部清掃センター発電用蒸気タービン整備事 業
	田 村 市	5,228	都路診療所運営事業
	南 相 馬 市	5,228	南相馬市立保育園運営事業
	広 野 町	26,504	広野町公共用施設整備事業（基金造成）
	檜 葉 町	980,599	町道馬場前線道路改築事業 他
	富 岡 町	1,010,028	健康福祉事業 他
	川 内 村	18,739	川内村復旧復興推進事業
	浪 江 町	5,228	浪江町復旧復興推進事業
	葛 尾 村	5,228	葛尾村幼稚園運営事業
	飯 舘 村	5,228	復旧・復興事業
	その他22市町村	437,918	39事業
	一般事務費	県	0
合 計		3,476,650	

令和2年度（抜粋）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
「歳時記の郷・奥会津」活性化事業		182,488	只見川電源流域振興協議会及びその構成町村が行う地域産業の振興、人材育成や文化の振興、広域観光PR等の各事業に対して補助を行う。
①地域産業確立事業	只見川電源流域振興協議会	40,888	奥会津らしさの整理・継承事業、奥会津のブランディング推進事業、地域内外との連携・交流促進事業、グローバルな人財の育成事業、地域のイノベーションの推進事業、地域づくりとしての広域観光促進事業
②奥会津地域人材育成事業	〃		
③地域連携・暮らし向上事業	〃		
④歳時記の郷基盤整備事業	柳津町 昭和村 南会津町 檜枝岐村	141,600	(柳津町) 柳津町観光休憩施設多目的広場改修工事（本体工事） (昭和村) 喰丸小外構整備事業（本体工事） (南会津町) さゆり荘建設事業（本体工事） (檜枝岐村) 水の郷づくり活性化事業（本体工事）
双葉地区教育構想推進事業	県	17,734	スポーツにおけるスペシャリストを育成するために、トップアスリート系列選任コーチの招へい等に対する費用等への補助を行う。
奥会津インフラツアーによる地域活性化推進事業	県	14,376	インフラを活用したツアーの実施及びビュースポットの整備を行う。
大気環境監視施設整備事業	県	10,874	大気環境測定関連機器の更新を行う（6機）。
助産師養成施設整備事業（基金造成）	県	496,654	県立医科大に助産師養成に係る2課程を新たに設置するに当たり、関連施設の整備に必要な費用を確保するための基金造成。
漁業調査指導船「拓水」建造事業（基金造成）	県	102,535	漁業調査指導船「拓水」を建造するために必要な費用を確保するための基金造成。
ふくしま産業活性化企業立地促進事業（基金造成）	県	603,078	ふくしま産業活性化企業立地促進補助金に必要な費用を確保するための基金造成。
市町村電源立地地域対策交付金事業	いわき市	9,173	南部清掃センター発電用蒸気タービン整備事業
	田村市	4,749	都路診療所運営事業
	南相馬市	4,749	南相馬市立保育園運営事業
	川内村	4,748	川内村復旧復興推進事業
	浪江町	4,749	浪江町復旧復興推進事業
	葛尾村	4,749	復旧復興事業
	飯舘村	4,749	飯舘村復旧・復興事業
	その他21市町村	392,506	30事業
一般事務費	県	0	
合計		1,857,911	

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
「歳時記の郷・奥会津」活性化事業 ①奥会津らしさの整理・継承事業 ②奥会津ブランディング推進事業 ③地域内外との連携・交流促進事業 ④グローバルな人財の育成事業 ⑤地域のイノベーションの推進事業 ⑥地域づくりとしての広域観光連携事業 ⑦二次交通体系の拡充事業 ⑧歳時記の郷基盤整備事業	只見川電源流域振興協議会        三島町 昭和村 檜枝岐村	162,888        48,755   114,133	只見川電源流域振興協議会及びその構成町村が行う地域産業の確立、人材育成、観光客の受入体制強化等の各事業に対して補助を行う。        奥会津デジタルアーカイブ事業、奥会津だより発行事業、奥会津ブランディング構築事業、体験交流推進事業、奥会津プライド養成事業、奥会津の逸品を全国へ事業、奥会津の可能性拡大事業、DMOを見据えた地域内の観光連携体制構築事業、他団体との共同プロモーション事業、交流事業の展開による地域内の需要把握事業   (三島町) 道の駅尾瀬街道みしま宿駐車場拡張事業 (昭和村) 多目的研修施設改修事業及び奥会津昭和の森キャンプ場改修事業 (檜枝岐村) アルザ尾瀬の郷改修事業
双葉地区教育構想事業	県	18,430	スポーツにおけるスペシャリストを育成するために、トップアスリート系列専任コーチの招へい等に対する費用等への補助を行う。
奥会津地域活性化推進事業	県	26,439	奥会津地域の資源とインフラを活用したツアーを実施する。
大気環境監視施設整備事業	県	11,720	大気環境測定関連機器の更新を行う(8台)。
助産師養成施設整備事業(基金造成)	県	692,808	助産師養成施設整備に伴う工事費等に係る基金造成事業
農業短期大学校施設統合整備事業(基金造成)	県	31,708	農業短期大学校施設統合整備に伴う工事費等に係る基金造成事業
畜産研究所乳牛飼養関連施設整備事業(基金造成)	県	180,538	乳牛飼養関連施設の整備に伴う工事費等に係る基金造成事業
ふくしま産業活性化企業立地促進事業(基金造成)	県	266,260	ふくしま産業活性化企業立地促進補助金に係る基金造成事業
ハイテクプラザ再編強化機器整備事業(基金造成)	県	117,218	ハイテクプラザ再編強化に伴う機器整備に係る基金造成事業

令和3年度（抜粋）（その2）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
市町村電源立地地域対策交付 金事業	いわき市	9,391	南部清掃センター発電用蒸気タービン整備事業
	田村市	4,762	都路診療所運営事業
	南相馬市	4,762	南相馬市立保育園運営事業
	川内村	4,762	川内村復旧復興推進事業
	浪江町	4,762	浪江町復旧復興推進事業
	葛尾村	4,762	葛尾村立幼稚園運営事業
	飯舘村	4,762	飯舘村復旧・復興事業
	その他21市町村	383,844	34事業
一般事務費	県	0	
合計		1,929,816	

令和4年度（抜粋）（その1）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
「歳時記の郷・奥会津」活性化事業  ①奥会津らしさの整理・継承事業 ②奥会津のブランディング推進事業 ③地域内外との連携・交流促進事業 ④グローバルな人財の育成事業 ⑤地域のイノベーションの推進事業 ⑥地域づくりとしての広域観光推進事業 ⑦二次交通体系の拡充事業  ⑧歳時記の郷基盤整備事業	只見川電源流域振興協議会         南会津町 三島町 金山町 昭和村	191,682           49,705           141,977	只見川電源流域振興協議会及びその構成町村が行う地域産業の確立、人材育成、生活環境の維持・向上、観光客の受入体制強化等の各事業に対して補助を行う。           奥会津デジタルアーカイブシステム構築事業、奥会津だより発行事業、体験交流推進事業、奥会津プライド養成事業、地域内の観光連携体制構築事業、二次交通体系拡充計画策定事業等           (南会津町) 会津高原スキー場施設整備事業 (三島町) 道の駅尾瀬街道みしま宿駐車場拡張事業 会津地鶏食鳥処理場機能強化事業 (金山町) 中丸城跡登山道整備事業 (昭和村) 多目的研修施設改修事業及び奥会津昭和の森キャンプ場改修事業
双葉地区教育構想推進事業	県	23,307	スポーツにおけるスペシャリストを育成するために、専任コーチの招へい等に対する費用等への補助を行う。
奥会津地域活性化推進事業	県	30,982	奥会津地域の資源とインフラを活用したツアーを実施する。
大気環境監視施設整備事業	県	10,754	大気環境測定関連機器の更新を行う（7台）。
農業短期大学校施設統合整備事業（基金造成）	県	101,474	農業短期大学校施設統合整備に伴う工事費等に係る基金造成事業
畜産研究所乳牛飼養関連施設整備事業（基金造成）	県	445,412	乳牛飼養関連施設の整備に伴う工事費等に係る基金造成事業
ふくしま産業活性化企業立地促進事業（基金造成）	県	152,683	ふくしま産業活性化企業立地促進補助金に係る基金造成事業
ハイテクプラザ再編強化機器整備事業（基金造成）	県	365,246	ハイテクプラザ再編強化に伴う機器整備に係る基金造成事業

令和4年度（抜粋）（その2）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
市町村電源立地地域対策交付金事業	いわき市	9,437	中央台分遣所冷暖房施設改修工事 他1事業
	田村市	4,777	都路診療所運営事業
	南相馬市	4,777	南相馬市立保育園運営事業
	川内村	4,777	川内村復旧復興推進事業
	浪江町	4,777	浪江町復旧復興推進事業
	葛尾村	4,777	葛尾村立幼稚園運営事業
	飯舘村	4,777	飯舘村復旧・復興事業
	その他21市町村	373,514	29事業
一般事務費	県	0	
合計		1,733,153	

令和5年度（抜粋）（その1）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容	
「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	只見川電源流域振興協議会        三島町 金山町 檜枝岐村 南会津町	188,926	只見川電源流域振興協議会及びその構成町村が行う地域産業の確立、人材育成、生活環境の維持・向上、観光客の受入体制強化等の各事業に対して補助を行う。	
①奥会津らしさの整理・継承事業		}	49,276	奥会津デジタルアーカイブシステム構築事業、奥会津だより発行事業、体験交流推進事業、奥会津プライド養成事業、地域内の観光連携体制構築事業、二次交通体系拡充計画策定事業等
②奥会津のブランディング推進事業				
③地域内外との連携・交流促進事業				
④グローバルな人財の育成事業				
⑤地域のイノベーションの推進事業				
⑥地域づくりとしての広域観光推進事業				
⑦二次交通体系の拡充事業				
⑧歳時記の郷基盤整備事業	139,650	(三島町) 会津地鶏食鳥処理場機能強化事業 (金山町) 中丸城跡登山道整備事業 (昭和村) 中土合公園改修事業 (南会津町) 旧伊南小学校跡地利用（大イチョウ公園整備）事業		
双葉地区教育構想推進事業	県	23,307	スポーツにおけるスペシャリストを育成するために、専任コーチの招へい等に対する費用等への補助を行う。	
奥会津地域活性化推進事業	県	32,000	奥会津地域の資源とインフラを活用したツアーを実施する。	
大気環境監視施設整備事業	県	7,952	大気環境測定関連機器の更新を行う（5台）。	
農業短期大学校施設統合整備事業（基金造成）	県	15,381	農業短期大学校施設統合整備に伴う工事費等に係る基金造成事業	
ふくしま産業活性化企業立地促進事業（基金造成）	県	514,399	ふくしま産業活性化企業立地促進補助金に係る基金造成事業	
ハイテクプラザ再編強化機器整備事業（基金造成）	県	331,002	ハイテクプラザ再編強化に伴う機器整備に係る基金造成事業	
出土品収蔵庫整備事業（基金造成）	県	100,000	出土品収蔵庫の整備に伴う工事費等に係る基金造成事業	

令和5年度（抜粋）（その2）

（単位：千円）

件名	事業実施 県・市町村	交付金充当額	事業の内容
市町村電源立地地域対策交付金事業	いわき市	9,472	常磐消防署外壁等改修工事 他1事業
	田村市	4,785	都路診療所運営事業
	南相馬市	4,785	南相馬市立保育園運営事業
	川内村	4,785	川内村復旧復興推進事業
	浪江町	4,785	浪江町復旧復興推進事業
	葛尾村	4,785	葛尾村立幼稚園運営事業
	飯舘村	4,785	飯舘村復旧・復興事業
	その他21市町村	393,076	30事業
一般事務費	県	0	
合計		1,678,765	

## V 水力発電施設周辺地域交付金相当部分

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

### 制度の概要

#### (1) 交付対象者

運転開始後15年以上経過している水力発電施設等、または、当該発電施設の特定期間の存する市町村(市町村内の水力発電施設の出力合計が1,000kW以上で、電力量の合計が年間500kWh以上のものに限る)。

#### (2) 交付限度額

当該市町村に存する水力発電施設に応じ算出した直近10年間の年間発生電力量にkWh当たり7.5銭(揚水3.75銭)を乗じた額となります。

- 最低保証額           440万円
- 最高限度額           なし

#### (3) 交付期間

7年間。

ただし、一定の要件を満たした場合は8年間、さらに同様の要件を満たす場合には35年間(7年間+8年間+10年間+10年間)の延長ができます。最大で50年間の交付を受けることが可能です。

1 令和5年度水力発電施設周辺地域交付金相当部分に係る市町村所在発電所台帳（その1）

市 町 村	対象水力発電施設名	種 類	事業者名	最大出力(kW)	使用開始年月
福 島 市	滝 野	自 流	東北電力	900	明治43年7月
	穴 原	〃	〃	1,850	大正元年10月
	蓬 菜 (旧福島市)	〃	〃	38,500	昭和13年12月
	信 夫	〃	〃	5,950	昭和14年10月
	土 湯	〃	〃	2,380	昭和6年1月
	荒 川	〃	〃	3,100	昭和14年11月
	大 笹 生	〃	〃	11,400	平成3年4月
	蓬 菜 (旧飯野町)	〃	〃	38,500	昭和13年12月
	庭 坂	〃	東北自然エネルギー	1,500	平成13年4月
小 計				104,080	
会 津 若 松 市	東 山	自 流	東北電力	280	明治34年11月
	大 川	〃	〃	21,000	昭和61年5月
	戸 の 口 堰 第 一	〃	東京電力	2,080	昭和2年2月
	戸 の 口 堰 第 二	〃	〃	850	大正8年6月
	戸 の 口 堰 第 三	〃	〃	1,400	大正15年12月
	本 郷	〃	東北自然エネルギー	2,100	昭和32年1月
	猪 苗 代 第 一	〃	東京電力	62,400	大正3年10月
	猪 苗 代 第 二	〃	〃	37,500	大正7年6月
	猪 苗 代 第 三	〃	〃	23,200	大正15年12月
	日 橋 川	〃	〃	10,600	明治45年4月
	猪 苗 代 第 四	〃	〃	37,100	大正15年11月
	金 川	〃	〃	6,500	大正8年10月
	小 谷	〃	東北自然エネルギー	3,300	平成2年7月
小 計				208,310	
郡 山 市	沼 上	自 流	東京電力	2,100	明治32年6月
	竹 之 内	〃	〃	3,700	大正8年7月
	丸 守	〃	〃	5,900	大正10年10月
小 計				11,700	
い わ き 市	川 前	自 流	東北電力	1,400	大正5年8月
	鹿 又 川	〃	〃	680	大正10年9月
	木 戸 川 第 一	〃	〃	2,570	大正13年12月
	木 戸 川 第 二	〃	〃	14,300	昭和11年11月
	夏 井 川 第 二	〃	〃	3,500	大正9年3月
	夏 井 川 第 一	〃	〃	4,000	大正5年12月
	夏 井 川 第 三	〃	〃	1,800	昭和2年12月
	塩 田	〃	〃	560	昭和2年9月
	小 玉 川 第 二	〃	〃	2,920	昭和10年9月
	小 玉 川 第 一	〃	〃	2,800	昭和6年7月
	大 利 第 二	〃	〃	316	大正11年11月
	大 利 第 一	〃	〃	1,000	大正9年2月
	四 時 川 第 二	〃	〃	1,230	昭和2年7月

※ 令和6年3月31日現在。

令和5年度水力発電施設周辺地域交付金相当部分に係る市町村所在発電所台帳（その2）

市 町 村	対象水力発電施設名	種 類	事業者名	最大出力(kW)	使用開始年月
い わ き 市	四 時 川 第 一	自 流	東北電力	4,000	大正11年11月
	小 川	〃	〃	2,400	大正11年9月
小 計				43,476	
喜 多 方 市	新 郷 (旧喜多方市)	自 流	東北電力	51,600	昭和14年7月
	第二新郷 (旧喜多方市)	〃	〃	38,800	昭和59年9月
	猪 苗 代 第 四	〃	東京電力	37,100	大正15年11月
	金 川	〃	〃	6,500	大正8年10月
	新 郷 (旧山都町)	〃	東北電力	51,600	昭和14年7月
	第二新郷 (旧山都町)	〃	〃	38,800	昭和59年9月
	新 郷 (旧高郷村)	〃	〃	51,600	昭和14年7月
	山 郷	〃	〃	45,900	昭和18年2月
	上 野 尻	〃	〃	52,000	昭和33年8月
	第二新郷 (旧高郷村)	〃	〃	38,800	昭和59年9月
	第 二 山 郷	〃	〃	22,900	平成4年6月
	第二上野尻 (旧高郷村)	〃	〃	13,500	
日 中	〃	靱自然エネルギー	1,700	平成7年7月	
小 計				450,800	
二 本 松 市	蓬 萊 (旧安達町)	自 流	東北電力	38,500	昭和13年12月
	仏 台	〃	〃	150	大正3年11月
	沢 上	〃	〃	340	明治41年10月
	小 瀬 川 (旧岩代町)	〃	〃	1,100	大正10年9月
	蓬 萊 (旧東和町)	〃	〃	38,500	昭和13年12月
小 計				78,590	
田 村 市	移 川	自 流	東北電力	330	大正15年3月
	古 道 川	〃	〃	2,490	昭和15年3月
	高 瀬 川	〃	〃	5,800	大正15年6月
小 計				8,620	
南 相 馬 市	石 神	自 流	東北電力	8,700	昭和19年11月
小 計				8,700	
岩 瀬 郡 天 栄 村	鶴 沼 川	自 流	東北電力	7,100	昭和6年5月
小 計				7,100	
南 会 津 郡 下 郷 町	鶴 沼 川	自 流	東北電力	7,100	昭和6年5月
	大 川	〃	〃	21,000	昭和61年5月
	下 郷	揚 水	電源開発	1,000,000	昭和63年4月
小 計				1,028,100	
南 会 津 郡 檜 枝 岐 村	檜 枝 岐	自 流	東北電力	60	大正11年10月
	奥 只 見	〃	電源開発	560,000	昭和35年12月
	大 鳥	〃	〃	182,000	昭和38年11月
	大 津 岐	〃	〃	38,000	昭和43年12月
	奥 只 見 維 持 流 量	〃	〃	2,700	平成15年6月
小 計				782,760	

※ 令和6年3月31日現在。

令和5年度水力発電施設周辺地域交付金相当部分に係る市町村所在発電所台帳（その3）

市 町 村	対象水力発電施設名	種 類	事業者名	最大出力(kW)	使用開始年月
南会津郡 只見町	伊 南 川	自 流	東北電力	19,400	昭和13年10月
	大 鳥	〃	電源開発	182,000	昭和38年11月
	田 子 倉	〃	〃	380,000	昭和34年5月
	滝	〃	〃	92,000	昭和36年12月
	只 見	〃	〃	65,000	平成元年7月
	黒 谷	〃	〃	19,600	平成6年4月
小 計				758,000	
南会津郡 南会津町	内 川	自 流	東北電力	530	昭和2年12月
小 計				530	
耶麻郡 北塩原村	小 野 川	自 流	東京電力	34,200	昭和12年12月
	秋 元	〃	〃	107,500	昭和15年2月
小 計				141,700	
耶麻郡 西会津町	山 郷	自 流	東北電力	45,900	昭和18年2月
	上 野 尻	〃	〃	52,000	昭和33年8月
	豊 実	〃	〃	56,400	昭和4年12月
	第 二 豊 実	〃	〃	57,100	昭和50年8月
	奥 川 第 一	〃	〃	1,000	大正9年11月
	奥 川 第 二	〃	〃	560	大正10年11月
	第 二 山 郷	〃	〃	22,900	平成4年6月
	第 二 上 野 尻	〃	〃	13,500	平成14年6月
小 計				249,360	
耶麻郡 磐梯町	猪 苗 代 第 一	自 流	東京電力	62,400	大正3年10月
	猪 苗 代 第 二	〃	〃	37,500	大正7年6月
	猪 苗 代 第 三	〃	〃	23,200	大正15年12月
	日 橋 川	〃	〃	10,600	明治45年4月
	猪 苗 代 第 四	〃	〃	37,100	大正15年11月
小 計				170,800	
耶麻郡 猪苗代町	小 野 川	自 流	東京電力	34,200	昭和12年12月
	秋 元	〃	〃	107,500	昭和15年2月
	沼 ノ 倉	〃	〃	18,900	昭和21年12月
	猪 苗 代 第 一	〃	〃	62,400	大正3年10月
小 計				223,000	
河沼郡 会津坂下町	片 門	自 流	東北電力	57,000	昭和28年8月
	新 郷	〃	〃	51,600	昭和14年7月
	第 二 新 郷	〃	〃	38,800	昭和59年9月
小 計				147,400	
河沼郡 柳津町	柳 津	自 流	東北電力	75,000	昭和28年8月
	片 門	〃	〃	57,000	昭和28年8月
	滝 谷 川	〃	〃	445	大正9年7月
小 計				132,445	
大沼郡 三島町	宮 下	自 流	東北電力	94,000	昭和21年12月

※ 令和6年3月31日現在。

令和5年度水力発電施設周辺地域交付金相当部分に係る市町村所在発電所台帳（その4）

市 町 村	対象水力発電施設名	種 類	事業者名	最大出力(kW)	使用開始年月
大沼郡 三島町	柳 津	自 流	東北電力	75,000	昭和28年8月
	第 二 沼 沢	揚 水	〃	460,000	昭和57年5月
小 計				629,000	
大沼郡 金山町	本 名	自 流	東北電力	78,000	昭和29年8月
	上 田	〃	〃	63,900	昭和29年3月
	宮 下	〃	〃	94,000	昭和21年12月
	伊 南 川	〃	〃	19,400	昭和13年10月
	第 二 沼 沢	揚 水	〃	460,000	昭和57年5月
	滝	自 流	電源開発	92,000	昭和36年12月
小 計				807,300	
大沼郡 会津美里町	本 郷	自 流	東北電力	2,100	昭和32年1月
小 計				2,100	
西白河郡 西郷村	真 船	自 流	東北電力	999	昭和2年5月
小 計				999	
東白川郡 埴町	雨 谷	自 流	東北電力	520	大正12年1月
	川 上	〃	〃	800	大正3年2月
小 計				1,320	
石川郡 古殿町	鮫 川	自 流	東北電力	2,600	昭和15年12月
小 計				2,600	
双葉郡 檜葉町	木 戸 川 第 二	自 流	東北電力	14,300	昭和11年11月
	木 戸 川 第 三	〃	〃	1,000	昭和14年6月
小 計				15,300	
双葉郡 川内村	木 戸 川 第 一	自 流	東北電力	2,570	大正13年12月
	木 戸 川 第 二	〃	〃	14,300	昭和11年11月
小 計				16,870	
双葉郡 浪江町	昼 曾 根	自 流	東北電力	500	大正2年6月
	高 瀬 川	〃	〃	5,800	大正15年6月
小 計				6,300	
双葉郡 葛尾村	古 道 川	自 流	東北電力	2,490	昭和15年6月
	高 瀬 川	〃	〃	5,800	大正15年6月
小 計				8,290	
相馬郡 飯舘村	石 神	自 流	東北電力	8,700	昭和19年11月
	真 野	〃	東北電力	1,100	平成4年4月
小 計				9,800	
福島県合計				6,055,350	

※ 令和6年3月31日現在。

2 水力発電施設周辺地域交付金市町村別年度別交付実績（昭和56年度～令和5年度）

（単位：円）

市町村名 (旧町村名)	S56～H30	R元	2	3	4	5	合 計
福島市	597,410,899	14,333,000	14,333,000	14,594,000	14,592,000	15,154,000	670,416,899
(福島市)	289,272,899						289,272,899
(飯野町)	125,708,000						125,708,000
会津若松市	1,015,479,500	24,800,000	24,800,000	22,796,000	22,112,000	22,359,000	1,132,346,500
(会津若松市)	103,480,500						103,480,500
(河東町)	508,852,000						508,852,000
郡山市	152,300,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	174,300,000
いわき市	406,120,000	8,752,000	8,500,000	8,677,000	8,691,000	8,709,000	449,449,000
喜多方市	1,703,186,075	39,600,000	39,600,000	36,031,000	36,105,000	38,246,000	1,892,768,075
(喜多方市)	92,875,800						92,875,800
(塩川町)	94,500,000						94,500,000
(山都町)	94,334,000						94,334,000
(高郷村)	748,090,275						748,090,275
二本松市	463,400,000	9,800,000	9,800,000	9,505,000	9,290,000	9,195,000	510,990,000
(安達町)	109,973,000						109,973,000
(岩代町)	91,500,000						91,500,000
(東和町)	94,500,000						94,500,000
田村市(都路村)	152,477,670	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	174,477,670
南相馬市(原町市)	156,610,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	178,610,000
天栄村	156,700,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000		174,300,000
下郷町	427,342,000	17,200,000	17,200,000	11,467,000	11,467,000	11,802,000	496,478,000
檜枝岐村	1,164,349,225	25,333,000	25,333,000	25,874,000	25,839,000	25,861,000	1,292,589,225
只見町	1,601,591,000	50,283,000	50,366,000	52,092,000	51,984,000	52,066,000	1,858,382,000
南会津町(伊南村)	147,700,000						147,700,000
北塩原村	161,887,860	4,994,260	4,798,000	4,942,000	4,934,000	4,958,000	186,514,120
西会津町	1,035,005,550	27,660,000	28,044,000	28,331,800	28,860,000	29,046,000	1,176,947,350
磐梯町	397,608,000	13,207,000	13,071,000	13,416,000	13,359,000	13,390,000	464,051,000
猪苗代町	427,746,350	10,229,000	10,123,000	10,419,000		10,437,000	468,954,350
会津坂下町	585,979,000	16,525,000	16,623,000	17,058,000	17,080,000	17,200,000	670,465,000
柳津町	729,702,150	16,400,000	16,400,000	16,407,000	16,418,000	16,553,000	811,880,150
三島町	1,033,717,559	23,400,000	23,400,000	21,276,000	21,466,000	23,488,000	1,146,747,559
金山町	1,603,206,750	42,450,000	42,992,000	43,580,434	44,038,000	44,769,000	1,821,036,184
会津美里町(会津本郷町)	156,700,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	178,700,000
西郷村	156,700,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	178,700,000
塙町	156,352,250	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	178,352,250
古殿町	156,700,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	178,700,000
檜葉町	156,700,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	178,700,000
川内村	154,871,600	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	176,871,600
浪江町	151,287,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	173,287,000
葛尾村	156,700,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	178,700,000
飯舘村	152,300,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	174,300,000
市町村計	15,517,830,438	402,166,260	402,583,000	393,666,234	383,435,000	396,033,000	17,495,713,932

## VI 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分

(平成15年10月電源立地地域対策交付金に統合)

### (1) 交付対象者

原子力発電施設等の所在市町村。

### (2) 交付限度額

#### ○商用原子力発電施設に係る交付限度額

- ・基本交付金額：交付単価（1MWh当たり31円）×前々会計年度における発電電力量（MWh）
- ・15年以上、30年以上、40年以上経過する原子力発電施設についてはそれぞれ1億円を加算。
- ・原子力発電施設のサイト内の貯蔵設備において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料の量1トン当たり40万円を加算。

#### ○独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する施設に係る交付限度額

- ・以下の①から⑧までの合計額。

#### ① 施設の設備能力の区分に応じ、交付単価表1に掲げる金額。

表1

設備出力	交付単価
100万kW未満	1.0億円
100万kW～200万kW	2.0億円
200万kW～300万kW	3.0億円
300万kW～400万kW	4.0億円
以下100万kW当たり1.0億円増	

#### ② 運転開始後15年以上経過する施設については、その設備能力の区分に応じ、交付単価表2に掲げる金額。

表2

設備出力	交付単価
100万kW未満	0.5億円
100万kW～200万kW	1.0億円
200万kW～300万kW	1.5億円
300万kW～400万kW	2.0億円
以下100万kW当たり0.5億円増	

#### ③ 運転開始後30年以上経過する施設については、その設備能力の区分に応じ、交付単価表3に掲げる金額の2倍。

表3

設備出力	交付単価
0～100万kW	0.5億円
100万kW～200万kW	0.75億円
200万kW～300万kW	0.875億円
300万kW～400万kW	0.9375億円
以下100万kW毎に額を設定	

- ④ 前々会計年度における発電電力量の区分に応じ、交付単価表4に掲げる金額。

表4

発電電力量	交付単価
0～100万MWh	0.1億円
100万MWh～200万MWh	0.2億円
200万MWh～300万MWh	0.3億円
300万MWh～400万MWh	0.4億円
以下100万MWh当たり0.1億円増	

- ⑤ 運転開始後15年以上経過する施設については、その発電電力量の区分に応じ、交付単価表5に掲げる金額。

表5

発電電力量	交付単価
0～100万MWh	0.05億円
100万MWh～200万MWh	0.1億円
200万MWh～300万MWh	0.15億円
300万MWh～400万MWh	0.2億円
以下100万MWh当たり0.05億円増	

- ⑥ 運転開始後30年以上経過する施設については、その発電電力量の区分に応じ、交付単価表6に掲げる金額の2倍。

表6

発電電力量	交付単価
0～100万MWh	0.06640億円
100万MWh～200万MWh	0.12728億円
200万MWh～300万MWh	0.18312億円
300万MWh～400万MWh	0.23431億円
以下100万MWh毎に額を設定	

- ⑦ 運転開始後40年を経過する施設（深地層研究施設を除く）については、運転開始後40年を経過する年度に一定額を交付。

表7

対象施設・年度	交付単価
当該施設が運転開始後40年を経過する年度	1.0億円

- ⑧ 施設のサイト内における使用済燃料の貯蔵量に応じて一定額を交付。

表8

貯蔵量	交付単価（1トン当たり）
原子力発電施設のサイト内の貯蔵設備において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料の量	40万円



## 第 4 編

# 石油貯蔵施設立地対策等交付金

# 石油貯蔵施設立地対策等交付金

## 制度の概要

この交付金は、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設が新增設される、あるいは既に設置されている周辺地域における住民の福祉の向上を図るため、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められる公共用施設の整備を目的とするものです。

交付限度額は、当該市町村に存する石油貯蔵施設（新增設にあつては、一基当たり石油6万kl以上、LPG3万t以上、既設にあつては、一市町村当たり石油、LPG合計量10万kl以上）の貯蔵量に応じ、交付規則に定められた単価と係数を乗じた額となっています。

### (1) 交付対象施設

①道路 ②港湾 ③漁港 ④都市公園 ⑤水道 ⑥スポーツ又はレクリエーションに関する施設 ⑦通信施設 ⑧環境衛生施設 ⑨教育文化施設 ⑩医療施設 ⑪社会福祉施設 ⑫国土保全施設 ⑬消防に関する施設 ⑭農林水産業に係る共同利用施設 ⑮商工業その他の産業（農林水産業を除く）に係る共同利用施設

### (2) 交付対象団体

(R5.3.31 現在)

県	立地市町	周 辺 市 町 村
福島県	いわき市	田村市、鮫川村、平田村、古殿町、小野町、広野町、檜葉町、川内村

### (3) 令和5年度交付実績

#### 1. 石油貯蔵施設の貯蔵量（交付金算定の基礎）

(1) 既設に係る貯蔵量のうち規則第4条第2項によるもの（R5.3.31現在）

いわき市立地分 1,696,378.50kl

#### 2. 交付金交付限度額

(1) 既設（規則第4条第2項）

いわき市立地分 83,820千円  $\{(169万kl \times 0.330) + 28.05百万円 = 83,820千円\}$

#### 3. 交付実績（本県分のみ）

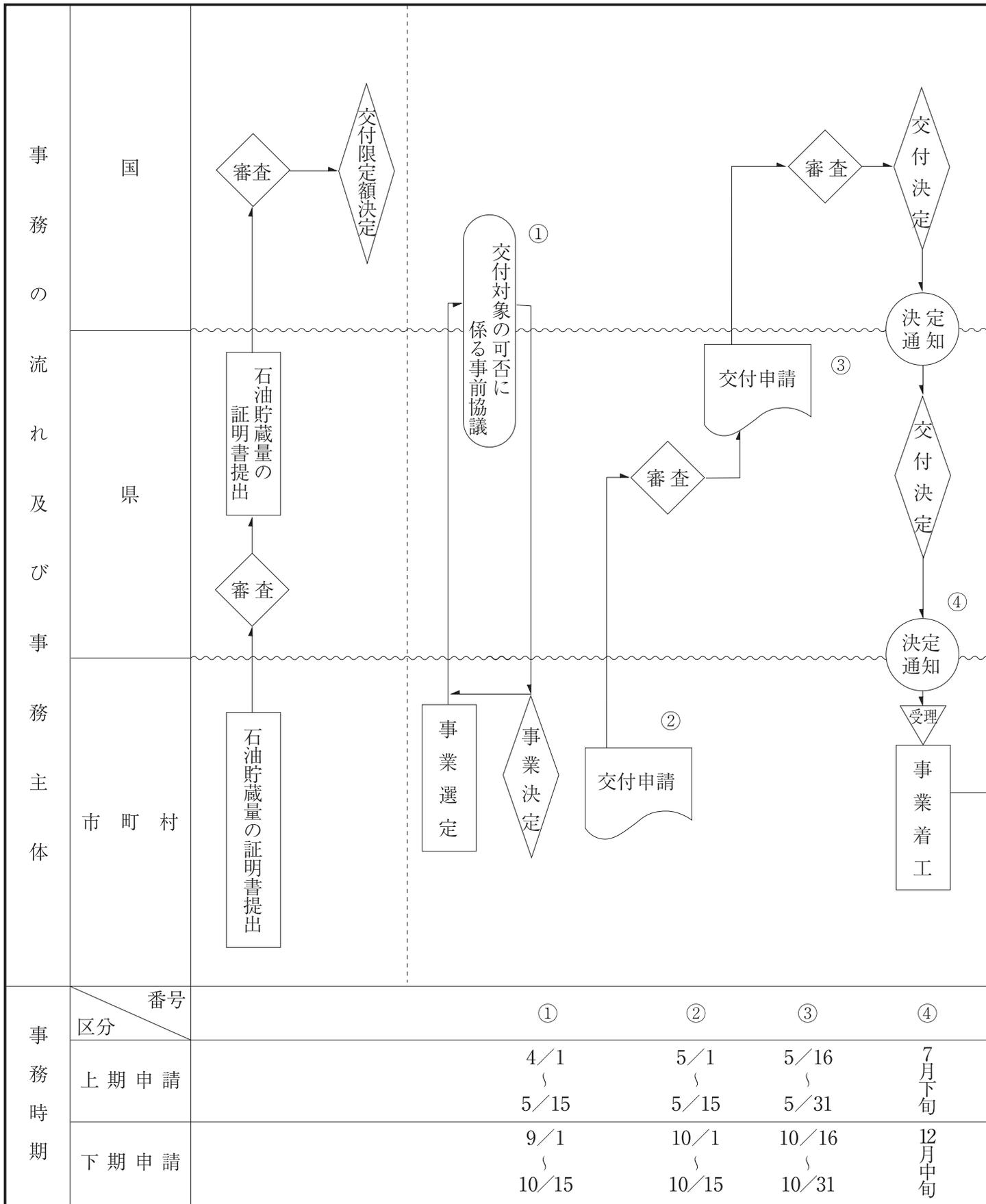
(1) 既設（規則第4条第2項） 81,391千円

I 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付実績（昭和53年度～令和5年度）

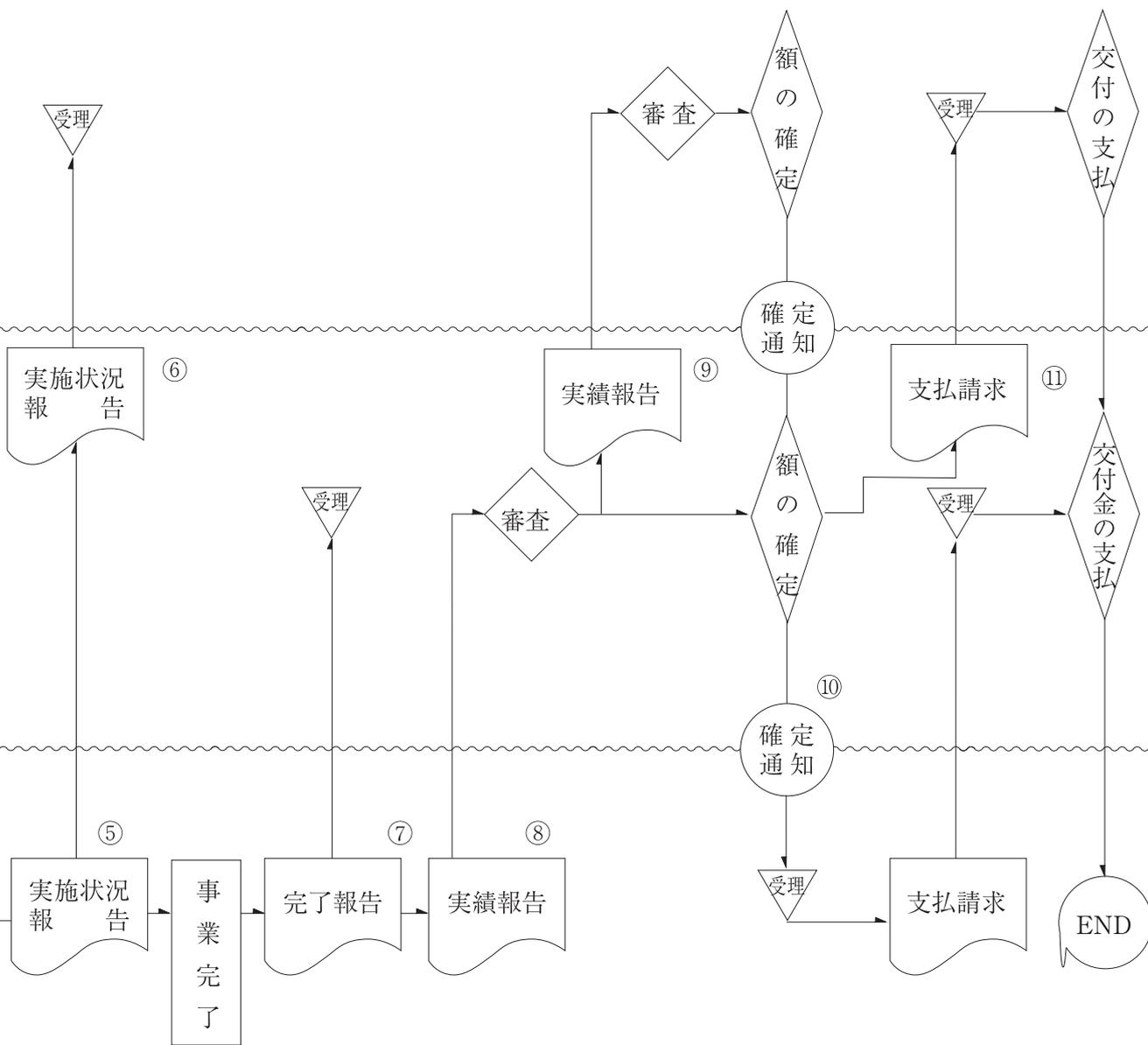
（単位：千円）

年度		S53～H30	R元	2	3	4	5	合計
市町村等								
立地	いわき市	2,250,590	59,831	58,311	53,361	56,776	58,681	2,537,550
	広野町	272,658	16,401	15,687	0	0	0	304,746
	小計	2,523,248	76,232	73,998	53,361	56,776	58,681	2,842,296
周辺	いわき市	48,268	2,583	2,550	0	0	0	53,401
	田村市 (旧滝根町)	71,923	1,397	1,925	2,594	1,855	1,862	81,556
	鮫川村	72,390	2,082	2,101	2,594	1,855	1,862	82,884
	平田村	72,391	2,082	2,101	2,594	1,855	1,760	82,783
	古殿町	70,973	1,870	2,101	2,594	1,855	1,862	81,255
	小野町	72,390	2,082	2,101	2,594	1,855	1,862	82,884
	川内村	72,380	2,082	2,101	2,594	1,855	1,862	82,874
	広野町	62,860	1,751	2,101	2,594	1,855	1,862	73,023
	檜葉町	128,922	4,665	4,651	2,594	1,855	1,862	144,549
	小計	672,497	20,594	21,732	20,752	14,840	14,794	765,209
市町村計		3,195,745	96,826	95,730	74,113	71,616	73,475	3,607,505
県事業		521,471	8,062	7,425	0	7,255	7,916	552,129
事業計		3,717,216	104,888	103,155	74,113	78,871	81,391	4,159,634
事務交付金		6,310	60	129	16	34	46	6,595
合計		3,723,526	104,948	103,284	74,129	78,905	81,437	4,166,229

II 石油貯蔵施設立地対策等交付金事務フロー



事務時期	番号	①	②	③	④
	上期申請	4/1 5/15	5/1 5/15	5/16 5/31	7月下旬
下期申請	9/1 10/15	10/1 10/15	10/16 10/31	12月中旬	



⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
必要の度	必要の度	完了後速やかに	のいずれか早い日 会計年度の3/31 完了の日の属する 完了の20日後か	のいずれか早い日 翌会計年度の4/10 完了一ヶ月後か	確定通知受理後	確定通知受理後
—	—					



第 5 編  
關 係 資 料 等

## 電源立地地域対策交付金交付規則

制 定	平成	十六年	二月	六日	文部科学省・経済産業省告示第	二号
一部改正	平成	十六年	十二月	十日	文部科学省・経済産業省告示第	七号
一部改正	平成	十七年	三月	一日	文部科学省・経済産業省告示第	一号
一部改正	平成	十七年	九月	二十七日	文部科学省・経済産業省告示第	五号
一部改正	平成	十七年	十二月	二十二日	文部科学省・経済産業省告示第	七号
一部改正	平成	十八年	九月	二十五日	文部科学省・経済産業省告示第	五号
一部改正	平成	十八年	十月	六日	文部科学省・経済産業省告示第	六号
全部改正	平成	十九年	三月	三十一日	文部科学省・経済産業省告示第	二号
一部改正	平成	十九年	十二月	十四日	文部科学省・経済産業省告示第	九号
一部改正	平成	二十年	三月	三十一日	文部科学省・経済産業省告示第	一号
一部改正	平成	二十年	六月	二十七日	文部科学省・経済産業省告示第	三号
一部改正	平成	二十年	七月	三十一日	文部科学省・経済産業省告示第	五号
一部改正	平成	二十年	十二月	一日	文部科学省・経済産業省告示第	十一号
一部改正	平成	二十一年	三月	三十一日	文部科学省・経済産業省告示第	一号
一部改正	平成	二十一年	九月	十四日	文部科学省・経済産業省告示第	三号
一部改正	平成	二十二年	一月	八日	文部科学省・経済産業省告示第	一号
一部改正	平成	二十二年	三月	三十一日	文部科学省・経済産業省告示第	三号
一部改正	平成	二十二年	九月	十三日	文部科学省・経済産業省告示第	五号
全部改正	平成	二十三年	四月	十三日	文部科学省・経済産業省告示第	一号
一部改正	平成	二十三年	九月	二十七日	文部科学省・経済産業省告示第	三号
一部改正	平成	二十三年	十二月	二十七日	文部科学省・経済産業省告示第	四号
一部改正	平成	二十四年	四月	六日	文部科学省・経済産業省告示第	三号
一部改正	平成	二十四年	九月	十四日	文部科学省・経済産業省告示第	六号
一部改正	平成	二十五年	三月	二十九日	文部科学省・経済産業省告示第	一号
一部改正	平成	二十五年	五月	十六日	文部科学省・経済産業省告示第	二号
一部改正	平成	二十五年	七月	三日	文部科学省・経済産業省告示第	三号
一部改正	平成	二十五年	七月	八日	文部科学省・経済産業省告示第	四号
一部改正	平成	二十六年	一月	二十二日	文部科学省・経済産業省告示第	一号
一部改正	平成	二十七年	四月	一日	文部科学省・経済産業省告示第	四号
一部改正	平成	二十七年	十月	十六日	文部科学省・経済産業省告示第	七号
全部改正	平成	二十八年	四月	一日	文部科学省・経済産業省告示第	二号
一部改正	平成	二十九年	三月	三十一日	文部科学省・経済産業省告示第	二号
一部改正	平成	三十年	三月	三十日	文部科学省・経済産業省告示第	一号
一部改正	平成	三十年	九月	二十八日	文部科学省・経済産業省告示第	四号
一部改正	平成	三十一年	四月	一日	文部科学省・経済産業省告示第	五号
一部改正	令和	元年	七月	一日	文部科学省・経済産業省告示第	一号

一部改正	令和	二年	四月	一日	文部科学省・経済産業省告示第	一号
一部改正	令和	三年	三月三十一日		文部科学省・経済産業省告示第	二号
一部改正	令和	三年	六月	三十日	文部科学省・経済産業省告示第	四号
一部改正	令和	四年	三月二十八日		文部科学省・経済産業省告示第	一号
一部改正	令和	五年	三月三十一日		文部科学省・経済産業省告示第	一号
一部改正	令和	六年	三月三十一日		文部科学省・経済産業省告示第	二号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

（通則）

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号。以下「特会法施行令」という。）第五十一条第一項第一号、第八号及び第九号に規定する交付金（同項第八号に規定する交付金についてはリサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成九年科学技術庁告示第十号）、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第七号）、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第八号）、核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第九号）、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則（平成二十年文部科学省告示第三百三十四号）及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第二百二十二号）により交付される交付金を除く。以下「交付金」という。）の交付については、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号。以下「整備法」という。）及び発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号。以下「整備法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。）によるほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、整備法及び整備法施行令並びに特会法施行令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用施設等 原子力発電供用施設並びに発電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「電事法」という。）第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。）が設置する地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設
- 二 原子力発電密接関連施設 整備法施行令第三条各号に掲げる施設
- 三 原子力発電供用施設 原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設
- 四 換算出力 原子力発電密接関連施設の出力に相当するものであって、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の出力の欄に掲げる数

- 五 事業所 一又は二以上の原子力発電供用施設の設置の用に供される一の団地
- 六 大規模電源地域地点 同一都道府県内における既存の原子力発電供用施設の出力（換算出力を含む。以下この号において同じ。）の合計が一千万キロワットを超える都道府県内において、出力が三百万キロワットを超える原子力発電供用施設を新設し、又は増設する計画がある地点
- 七 重要電源開発地点 重要電源開発地点の指定に関する規程（平成十七年経済産業省告示第三十一号）により指定される地点
- 八 重要電源促進地点 「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）を踏まえ、電源開発の円滑な推進を図るために、資源エネルギー庁長官が指定する地点
- 九 所在市町村 発電用施設等が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村
- 十 隣接市町村 所在市町村に隣接する市町村であって、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村
- 十一 隣々接市町村 隣接市町村に隣接する市町村（所在市町村を除く。）であって、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が特に必要と認められる市町村
- 十二 発電用施設等所在等市町村 所在市町村、隣接市町村又は隣々接市町村
- 十三 原子力発電供用施設所在市町村 原子力発電供用施設が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村
- 十四 原子力発電供用施設隣接市町村 原子力発電供用施設所在市町村に隣接する市町村であって、原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資するものとして次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村
- 十五 原子力発電供用施設隣々接市町村 原子力発電供用施設隣接市町村に隣接する市町村（原子力発電供用施設所在市町村は除く。）であって、原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が特に必要と認められる市町村
- 十六 原子力発電供用施設所在等市町村 原子力発電供用施設所在市町村、原子力発電供用施設隣接市町村又は原子力発電供用施設隣々接市町村
- 十七 水力発電施設周辺市町村 対象水力発電施設（使用が開始された日から第十七条第一項の規定により第十二条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号及び第十二条第一項第一号において「申請年度」という。）の前会計年度の末日までの期間が十五年を超える発電事業者が設置する水力発電施設をいう。以下同じ。）がその区域内において設置されている市町村、これに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村（市町村合併（地方自治法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四号）第二条の施行の日（平成十四年三月三十一日）以降に二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。）の日以前に当該施設の着工が確実にあった場合にあつては、合併前の市町村の区域を市町村とする。）であつて、次のイ及びロに該当する市町村
  - イ 申請年度において、その区域に含まれる特定区分施設等（別表第二に掲げるものをいう。以下同じ。）であつて対象水力発電施設に係るものの評価出力（別表第三の上欄に掲げる特定区分施設等の設置の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる出力をいう。以下第十二条において同じ。）の合計が千キロワット以上である市町村

ロ 申請年度において、その区域に含まれる特定区分施設等であって対象水力発電施設に係るものの基準発電電力量（別表第三の上欄に掲げる特定区分施設等の設置の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる電力量をいう。以下第十二条において同じ。）の合計が五百万キロワット時以上である市町村

十八 所在都道府県 所在市町村をその区域に含む都道府県

十九 原子力発電供用施設所在等都道府県 原子力発電供用施設所在等市町村をその区域に含む都道府県（交付の対象）

第三条 主務大臣は、必要と認める場合は、予算の範囲内において、発電用施設等所在等市町村若しくは当該市町村をその区域内に含む都道府県又は整備法施行令第八条第二項に掲げる者に対し、次の各号に掲げる措置の区分ごとに行う事業に要する経費（水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が行う措置の区分ごとに行う事業に要する経費について当該市町村をその区域に含む都道府県が行う第十二条に規定する交付限度額に係る交付金の交付に要する経費を含む。）の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当と認められる場合に限り交付金を交付するものとする。

一 地域振興計画作成等措置（地域の振興に関する計画の作成又は発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及等に係る措置（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）をいう。以下同じ。）

二 発電用施設温排水有効利用措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設から排出される温水の有効な利用方法の実施に関する調査に係る措置をいう。以下同じ。）

三 発電用施設温排水有効利用実証調査等措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設から排出される温水の有効な利用に関する実証調査、研修、広報、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置をいう。以下同じ。）

四 発電用施設温排水影響事業支援措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設の設置が見込まれる地点の周辺地域において行われる種苗生産、飼料供給、研修、試験研究その他の温排水の影響を受ける事業に係る支援措置をいう。以下同じ。）

五 発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置（原子力発電施設、地熱発電施設若しくは火力発電施設から排出される温水若しくは蒸気の有効な利用を行うための施設の整備又は運営に係る措置（当該措置のために行う温水又は蒸気の有効な利用に関する調査、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置を含む。）をいう。以下同じ。）

六 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）

七 企業導入・産業活性化措置（発電用施設等所在等市町村の住民が通常通勤することができる地域（当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内のものに限る。以下「事業地域」という。）への企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業、地域の産業関連技術の振興のための事業、事業地域に立地する企業に対する設備（土地及び建物を含む。）の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業その他これらに準ずる措置（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）をいう。以下同じ。）

八 福祉対策措置（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備

又は運営その他の住民の福祉の向上を図るための措置（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）をいう。以下同じ。）

九 地域活性化措置（地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域における福祉サービスを提供する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業、地域住民の生活利便性向上に資する事業並びに地域の人材育成に資する措置（前二号に掲げる措置に係るものを除き、災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）をいう。以下同じ。）

十 給付金交付助成措置（原子力発電供用施設所在等市町村において小売電気事業者等（電事法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）又は同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）から電気の供給を受けている者に対する給付金（以下「原子力立地給付金」という。）の交付（以下「原子力立地給付金交付事業」という。）を行う者に対し原子力発電供用施設所在等都道府県が行う原子力立地給付金交付事業に要する費用に充てるための補助金の交付に係る措置をいう。以下同じ。）

十一 給付金加算等措置（原子力立地給付金の加算又は発電用施設等所在等市町村において小売電気事業者等から電気の供給を受けている者に対する給付金の交付に係る措置をいう。以下同じ。）

2 事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

一 事業費

- (1) 工事費
- (2) 用地費及び補償費
- (3) 調査設計費
- (4) 設備費
- (5) 調査費、広報費及び研修費
- (6) 維持運営費
- (7) 事業運営費
- (8) 附帯雑費
- (9) 一般事務費

二 補助金

- (1) 補助金
- (2) 一般事務費

三 出資金

- (1) 出資金
- (2) 一般事務費

四 貸付金

- (1) 貸付金
- (2) 一般事務費

五 基金造成費（三号に掲げるものを除く。）

- (1) 事業運営基金
- (2) 施設整備基金

- (3) 維持補修基金
- (4) 維持運営基金
- (5) 一般事務費

六 給付金事業助成費

- (1) 原子力立地給付金助成費
- (2) 給付金加算等助成費
- (3) 一般事務費

(交付金の算定期間、交付期間及び交付限度額)

第四条 発電用施設等所在等市町村若しくは当該市町村をその区域内に含む都道府県又は整備法施行令第八条第二項に掲げる者が行う前条各号に掲げる措置に要する経費に充てるために交付することができる交付金の算定期間若しくは交付期間は、次条から第十五条までに定める期間とし、交付金の交付限度総額は、次条から第十五条までに定める交付限度額の合計額とする。

第五条 発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。

施設	期間	措置	金額
原子力発電施設 (出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあつてはこの限りでない。)	A	第三条第一項第一号から第三号まで及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。（特に必要と認められる場合は、毎会計年度二億円を限度として加算することができる。ただし、当該加算した金額を合計した金額が五億円を超えないものとする。）
	B	第三条第一項第一号から同項第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。（大規模電源地域地点においては十二億三千万円）（特に必要と認められる場合は、毎会計年度十億円を限度として加算することができる。）ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が五十一億五千万円（大規模電源地域地点においては六十億円）（期間Aにおいて特に必要と認められて交付金の加算を行った場合には、これらの金額から当該加算した金額を合計した金額を減じた金額）を超えないものとし、十二億円は重要電源開発地点に指定された後に交付するものとする。
	C		毎会計年度八千万円。
地熱発電施設（出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、特定重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあつてはこの限りでない。）	A	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度五千万円。
	D	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度五千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあつては、毎会計年度二億五千万円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が六億五千万円を超えないものとする。）

	E		毎会計年度五千万円。
火力発電施設（沖縄県の区域に設置を予定している出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、特定重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあってはこの限りでない。）	A	第三条第一項第一号から第三号まで及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号から第三号まで及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度五千万円。
	D	第三条第一項第一号から第三号まで及び第六号から第十一号まで	毎会計年度五千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあっては石炭を主たる燃料とするものについては、毎会計年度二億五千万円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が六億五千万円を超えないものとする。重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあっては液化天然ガスを主たる燃料とするものについては、毎会計年度二億円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が五億五千万円を超えないものとする。）
	E		毎会計年度五千万円。
水力発電施設（出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、特定重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあってはこの限りでない。）	A	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度四千万円。
	D	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度四千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあっては、毎会計年度一億四千万円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が四億円を超えないものとする。）
	E		毎会計年度四千万円。
混合酸化物燃料の加工施設（整備法施行令第三条第八号に掲げる施設をいう。以下同じ。）	F	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。
	G	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。
使用済燃料の貯蔵施設	H	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。（特に必要と認められる場合は、毎会計年度二億円を限度として加算することができる。ただし、当該加算した金額を合計した金額が五億円を超えないものとする。）
	I	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。（ただし、期間Hにおいて特に必要と認められて交付金の加算を行った場合には、当該加算した金額を合計した金額と毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額との合計額が十九億六千万円を超えないものとする。）

<p>廃棄施設（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第三号に規定する中深度処分（特定放射性廃棄物の最終処分に</p>	<p>J</p>	<p>第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）</p>	<p>毎会計年度一億四千万円。</p>
<p>関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「最終処分法」という。）第二条第二項に規定する最終処分及び最終処分と同一の処分を除く。）を行う施設をいう。）</p>	<p>K</p>	<p>第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで</p>	<p>毎会計年度九億八千万円。</p>
<p>特定放射性廃棄物の最終処分施設（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）</p>	<p>L</p>	<p>第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）</p>	<p>毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円。（令和六年度までに文献調査（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。）が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Lの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。）</p>
<p>（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）</p>	<p>M</p>	<p>第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで</p>	<p>毎会計年度二十億円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、毎会計年度九億八千万円。（期間Lと重複する会計年度においては、期間Lの交付金の交付額を減じた金額）ただし、期間Mの交付金の交付額を合計した金額（期間Lと重複している場合、期間Lのものとして交付される金額を除く。）が七十億円（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、三十四億三千万円）を超えないものとする。</p>

深地層研究施設 (整備法施行令第 三条第十四号に掲 げる施設をいう。 以下同じ。)	N	第三条第一項第一号及び第九号(特 に必要と認められる場合は、同項第 一号及び第六号から第十一号まで)	毎会計年度八千万円。
-------------------------------------------------------	---	----------------------------------------------------------	------------

(備考)

- 一 Aは、発電事業者が立地可能性調査(地質、気象、海象の調査その他の発電用施設等の立地地点を定めるための調査をいう。以下同じ。)を開始した日の属する会計年度の翌年度から当該発電事業者が環境影響評価を開始した日(電事法第四十六条の五の規定により環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「評価法」という。)第五条第一項に規定する環境影響評価方法書を経済産業大臣に届け出た日をいう。ただし、評価法第三条の三第一項に規定する計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成した場合にあっては、同法第三条の四第一項の規定により配慮書を経済産業大臣に送付した日をいう。)の属する会計年度までの期間(ただし、所在都道府県の知事が原子力発電施設の設置に係る意見を留保し、かつ、環境影響評価の開始に係る同意を行う旨を公文書等において明示したときは、発電用施設等の設置の円滑化に資するために特に必要と認められる場合に限り、電事法第四十六条の十九の規定により読み替えて適用される評価法第二十七条に規定する環境影響評価書の縦覧期間が満了した日の属する会計年度までの期間)
- 二 Bは、Aの終期の翌年度から十年間
- 三 Cは、Bの終期の翌年度から原子力発電施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間
- 四 Dは、Aの終期の翌年度から五年間
- 五 Eは、Dの終期の翌年度から発電用施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間
- 六 Fは、混合酸化物燃料の加工施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日(過去に立地可能性調査と同等の調査を行っている場合にあっては、当該事業者が所在都道府県に立地の申入れを行った日)の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間
- 七 Gは、Fの終期の翌年度から二年間
- 八 Hは、使用済燃料の貯蔵施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間
- 九 Iは、Hの終期の翌年度から二年間
- 十 Jは、廃棄施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間
- 十一 Kは、Jの終期の翌年度から二年間
- 十二 Lは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第六条第一項に規定する文献調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第七条第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度までの期間
- 十三 Mは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第七条第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第八条第一項に規定する精密調査を開始した日の属する会計年度までの期間
- 十四 Nは、深地層研究施設に係る所在市町村が行う立地可能性調査の要請を受けて機構が立地可能性調

査を開始した日又は機構が所在市町村に対して当該施設の設置若しくは立地可能性調査の申入れを行った日の属する会計年度から当該深地層研究施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間

第六条 原子力発電施設等（原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。）を除く。以下この条において「対象原子力発電施設等」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、対象原子力発電施設等ごとに次のイの算式により算定した金額にロの算式により算定した値を乗じて得た金額に七を乗じて得た金額とする。

イ  $a \times b$

a は、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額

b は、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

ロ 
$$\frac{\text{当該原子力発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費}}{\text{当該原子力発電施設等の予定建設費}}$$

- 2 対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の原子力発電供用施設隣接市町村及び原子力発電供用施設隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額は、当該対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。
- 3 一の対象原子力発電施設等に係る前二項の交付金は、当該対象原子力発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該対象原子力発電施設等の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。
- 4 主務大臣は、対象原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該対象原子力発電施設等の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。
- 5 主務大臣は、第三項及び第四項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。
- 6 市町村合併により、対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の当該対象原子力発電施設等の着工が確実となった場合であっては、当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村の区域とみなして前項までの規定を適用する。

第七条 整備法第二条に規定する地熱発電施設、火力発電施設（沖縄県以外の区域のものにあつては、整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けた時点において運転を開始することを予定していた年度までに設置が見込まれるものに限る。）及び水力発電施設（以下この条において「地熱発電施設等」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 当該市町村の区域において一の地熱発電施設等の設置の工事が行われる場合 イの算式により算定し

た金額若しくは口の算式により算定した金額のいずれか低い金額にハの算式により算定した値を乗じて得た金額（以下この条において「出力等単位金額」という。）又はニの算式により算定した金額のいずれか低い金額（以下この条において「単位金額」という。）に別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数を乗じて得た金額

イ  $a \times b$

aは、別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる金額。

bは、当該地熱発電施設等の出力をキロワットを単位として表した数

ロ 当該地熱発電施設等の予定建設費  $\times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{4}$

ハ  $\frac{\text{当該地熱発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費}}{\text{当該地熱発電施設等の予定建設費}}$

ニ  $\left\{ (2.2 \times \alpha - \beta) (1 + \gamma)^n \times \frac{4}{3} + A \times \frac{1.4}{100} \right\} \times \frac{1}{4}$

$\alpha$ は、当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度の前々会計年度（以下「基準会計年度」という。）における当該市町村の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条の規定により算定した基準財政需要額

$\beta$ は、基準会計年度における当該市町村の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額

$\gamma$ は、地方交付税法第六条の二第二項に規定する普通交付税の総額の基準会計年度以前五年間の年平均伸び率

nは、地熱発電施設及び火力発電施設である場合にあっては五（石炭を主たる燃料とするものである場合にあっては六）、水力発電施設である場合にあっては七

Aは、当該地熱発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費（建物の建設に係るものに限る。）

二 当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合 次のイからハマまでに掲げる地熱発電施設等ごとに、それぞれイからハマまでに定める金額の合計額

イ 当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、最初に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「一号機」という。） 前号に定める金額

ロ 当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、二番目に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「二号機」という。） 次の算式により算定した金額

$$(B - C) \times t_1 + D \times t_2$$

Bは、一号機に係る出力等単位金額と二号機に係る出力等単位金額の合計額又は二号機について前号ニの算式により算定した金額（当該金額が一号機について前号ニの算式により算定した金額より小さいときは、一号機に係る当該金額）のいずれか低い金額

Cは、一号機の単位金額

$t_1$ は、二号機の設置の工事が開始される日から一号機の設置の工事が終了する日（その日が当該地

熱発電施設等の設置の工事が開始される日からそれぞれ別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ同表の下欄に掲げる数を年を単位として表した期間を経過した日（以下「係数経過日」という。）より遅い場合にあっては、一号機に係る係数経過日）又は二号機に係る係数経過日のいずれか早い日までの期間を年を単位として表した数

Dは、二号機の単位金額

$t_2$ は、二号機に係る別表第四の下欄に掲げる数から  $t_1$ を減じた数

ハ 三番目以降に設置の工事が開始されるもの 口の算定方法に準じて算定した金額

- 2 前項に定める金額が、次の各号に掲げる場合に依りそれぞれ当該各号に定める金額に満たない場合には、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域における交付金の交付限度額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。
  - 一 当該地点が一の市町村の区域に属する場合 五千五百万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、四千万円）
  - 二 当該地点が二又は三の市町村の区域に属する場合 四千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、二千五百万円）
  - 三 当該地点が四以上の市町村の区域に属する場合 一億一千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、八千万円）を当該市町村の数で除して得た金額
- 3 前項の場合において、当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合にあっては、交付金の交付限度額は、一号機に係る金額について前項の規定を適用して得た金額とその他の地熱発電施設等に係る金額について、前項中「五千五百万円」とあるのは「四千四百万円」と、「四千万円」とあるのは「三千二百万円」と、「二千五百万円」とあるのは「二千万円」と、「一億一千万円」とあるのは「八千八百万円」と、「八千万円」とあるのは「六千四百万円」と読み替えて同項の規定を準用して得た金額の合計額とする。
- 4 地熱発電施設等（水力発電施設を除く。以下この項において同じ。）が設置される地点が属する市町村の隣接市町村及び隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額は、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。
- 5 一の地熱発電施設等に係る前四項の交付金は、当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該地熱発電施設等の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。
- 6 主務大臣は、地熱発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該地熱発電施設等の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。
- 7 主務大臣は、第五項及び第六項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。
- 8 市町村合併により、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該地熱発電施設等の着工が確実となった場合にあっては、当該区域内の地熱発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項までの規定を適用する。

第八条 原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）が設置される地点が属する一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、別表第五の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

2 二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設（以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、前項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積

3 原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設が設置される地点が属するすべての市町村の区域（当該都道府県の区域に含まれるものに限る。）における交付金の交付限度額に二を乗じて得た金額（ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあっては、当該交付限度額と同額）とする。ただし、当該交付限度額には、第一項の交付限度額は含まないものとする。この場合において、当該交付金は、当該都道府県の区域での事業に要する経費に充てるものとする。

4 一の原子力発電密接関連施設に係る前三項の交付金は、当該施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該施設の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

5 主務大臣は、原子力発電密接関連施設の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該施設の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

6 主務大臣は、前二項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

第九条 一の原子力発電供用施設所在等都道府県に対して交付することができる当該原子力発電供用施設所在等都道府県の区域に含まれる一の市町村に係る毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる算式により算定した金額に十二を乗じて得た金額と当該金額のうち給付金交付助成措置に係る金額の三・五パーセントに当たる金額との合計額とする。

一 原子力発電供用施設所在市町村及び原子力発電供用施設隣接市町村のうちその区域内において、原子力発電供用施設所在市町村に設置が行われている原子力発電供用施設の利用に供する取水路又は放水路の設置が行われ、又は設置が見込まれる市町村（第四号に掲げるものを除く。）

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \alpha$$

Aは、第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号において「申請年度」という。）の前会計年度の十月一日における当該市町

村の区域内の電灯需要家（小売電気事業者等から電灯需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。以下同じ。）の数とする。

Bは、申請年度の前会計年度の十月一日における当該市町村の区域内の電力需要家（小売電気事業者等から電力需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。以下同じ。）の契約電力をキロワットを単位として表した数の合計数とする。

$\alpha$  は、別表第六の上欄に掲げる当該市町村に係る事業所において設置が行われている原子力発電供用施設の毎年十月一日（以下この項において「基準日」という。）の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力（原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）にあっては施設の出力（整備法施行令第二条に定める規模以上のものに限る。）、機構が設置する原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設にあっては別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数をキロワットを単位として表した出力（機構が設置する原子力発電施設にあっては整備法施行令第二条に定める規模以上のものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の合計出力の区分に応じ、それぞれ別表第六の下欄に掲げる金額とする。ただし、当該合計出力の中に昭和五十六年四月一日以降に設置の工事が開始された原子力発電供用施設（以下「昭和五十六年度以降設置施設」という。）に係るものが含まれる場合にあっては、当該金額に(1)の算式により算定して得た数を、平成四年四月一日以降に設置の工事が開始された原子力発電供用施設（以下「平成四年度以降設置施設」という。）に係るものが含まれる場合にあっては当該金額に(2)の算式により算定して得た数をそれぞれ乗じて得た金額（以下この項において「割増単価」という。）とする（ただし、当該原子力発電共用施設（当該市町村に係る事務所に設置されていた原子力発電共用施設を含む。）が廃止されたことに伴い、(1)又は(2)の  $a$  が減少し、当該割増単価が前会計年度の割増単価を超える場合にあっては、前会計年度の割増単価とする。）。

$$(1) 1 + 0.5 \times \frac{b}{a}$$

$a$  は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている原子力発電供用施設（市町村合併の日以前に着工が確実にしたものを含む。）の基準日の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力の合計出力

$b$  は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている昭和五十六年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力の合計出力

$$(2) \left(1 + 0.5 \times \frac{b}{a}\right) \times \left(1 + 0.5 \times \frac{c}{a}\right)$$

$a$  及び  $b$  は、それぞれ(1)に定めるところによる。

$c$  は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている平成四年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力の合計出力

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \alpha$$

Cは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電灯需要家の数（ただし、契約使用期間（需給契約上あらかじめ電気を使用できる期間を設定した場合の当該期間をいう。）を有する契約種別により小売電気事業者から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあつては、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数）とする。

Dは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数（ただし、契約使用期間を有する契約種別により小売電気事業者等から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあつては、契約電力をキロワットを単位として表した数に、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数）の合計数とする。

$\alpha$ は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \alpha$$

Cは、ロに定めるところによる。

B及び $\alpha$ は、それぞれイに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \alpha$$

A及び $\alpha$ は、それぞれイに定めるところによる。

Dは、ロに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \alpha$$

C及びDは、それぞれロに定めるところによる。

B及び $\alpha$ は、それぞれイに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \alpha$$

A、B及び $\alpha$ は、それぞれイに定めるところによる。

Dは、ロに定めるところによる。

二 原子力発電供用施設隣接市町村（当該市町村に係る原子力発電供用施設所在市町村をその区域に含む原子力発電供用施設所在等都道府県の区域に含まれないものであってその中心の市街地と当該所在市町村の区域に含まれる事業所との距離が十キロメートル以上のもの（以下この条において「遠距離隣接市町村」という。）並びに第一号及び第四号から第六号までに掲げるものを除く。）及び原子力発電供用施設隣々接市町村（第六号及び第七号に掲げるものを除く。）

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{2}$$

A、B及び $\alpha$ は、それぞれ前号イに定めるところによる。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{2}$$

C及びDは、それぞれ前号ロに定めるところによる。

$\alpha$ は、前号イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{2}$$

Cは、前号ロに定めるところによる。

B及び $\alpha$ は、それぞれ前号イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{2}$$

A及び $\alpha$ は、それぞれ前号イに定めるところによる。

Dは、前号ロに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \alpha \times \frac{1}{2}$$

C及びDは、それぞれ前号ロに定めるところによる。

B及び $\alpha$ は、それぞれ前号イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \alpha \times \frac{1}{2}$$

A、B及び $\alpha$ は、それぞれ前号イに定めるところによる。

Dは、前号ロに定めるところによる。

三 原子力発電供用施設隣接市町村（遠距離隣接市町村に限り、第四号から第六号までに掲げるものを除く。）

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

A、B及び $\alpha$ は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C+D \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

$\alpha$ は、第一号イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

B及び $\alpha$ は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D \times \frac{1}{2}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

A及び $\alpha$ は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B \times \frac{1}{4}+D \times \frac{1}{4}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

B及び $\alpha$ は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A+B \times \frac{1}{4}+D \times \frac{1}{4}) \times \alpha \times \frac{1}{4}$$

A、B及び $\alpha$ は、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

四 原子力発電供用施設所在市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \beta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

$\beta$ は、当該市町村を原子力発電供用施設所在市町村として算定して得た $\alpha$ （第一号イに定めるところによる。以下この項において同じ。）と当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村として算定して得た $\alpha$ の三分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、 $\beta$ が当該市町村に係る全ての事業所が当該市町村の区域に含まれるものとして算定して得た $\alpha$ を超える場合にあっては、 $\beta$ は、その $\alpha$ とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \beta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

$\beta$ は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \beta$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

$\beta$ は、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \beta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

$\beta$ は、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \beta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

$\beta$ は、イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \beta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

$\beta$ は、イに定めるところによる。

五 二の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \gamma$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

$\gamma$ は、当該市町村についてそれぞれ算定して得た $\alpha$ のうち、高いものの二分の一に当たる金額と低いものの四分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、当該市町村がいずれも遠距離隣接市町村である場合にあっては、当該金額の二分の一に当たる金額とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \gamma$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

$\gamma$ は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \gamma$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

$\gamma$ は、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \gamma$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

$\gamma$ は、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \gamma$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

$\gamma$ は、イに定めるところによる。

ヘ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一

に係るものに限る。)である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \gamma$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

$\gamma$ は、イに定めるところによる。

六 原子力発電供用施設隣接市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A + B \times \frac{1}{2}) \times \delta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

$\delta$ は、当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村として算定して得た $\alpha$ の二分の一に当たる金額と当該市町村を原子力発電供用施設隣々接市町村として算定して得た $\alpha$ の四分の一に当たる金額を合計した金額とする。

ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C + D \times \frac{1}{2}) \times \delta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

$\delta$ は、イに定めるところによる。

ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{2}) \times \delta$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

$\delta$ は、イに定めるところによる。

ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A + D \times \frac{1}{2}) \times \delta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

$\delta$ は、イに定めるところによる。

ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \delta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

δは、イに定めるところによる。

- へ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A+B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \delta$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

δは、イに定めるところによる。

- 七 二の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

- イ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B \times \frac{1}{2}) \times \epsilon$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

εは、当該市町村についてそれぞれ算定して得たαの四分の一に当たる金額を合計した金額とする。

- ロ 当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C+D \times \frac{1}{2}) \times \epsilon$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

- ハ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B \times \frac{1}{2}) \times \epsilon$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

- ニ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D \times \frac{1}{2}) \times \epsilon$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

- ホ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \epsilon$$

C及びDは、それぞれ第一号口に定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

$\epsilon$ は、イに定めるところによる。

- へ 当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A + B \times \frac{1}{4} + D \times \frac{1}{4}) \times \epsilon$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号口に定めるところによる。

$\epsilon$ は、イに定めるところによる。

- 2 一の原子力発電供用施設が前項の算式による算定の対象となる期間は、当該原子力発電供用施設の設置の工事が開始した日が属する会計年度から当該原子力発電供用施設が廃止される日が属する会計年度までとする。
- 3 市町村合併により、第一項各号の区分に変更があった場合又は原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実になった場合にあつては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして第一項の規定を適用する。この場合において、市町村合併により原子力発電供用施設所在市町村となる市町村であつて、第一項第二号の市町村にあつては、同号中「 $\alpha \times \frac{1}{2}$ 」とあるのは「合併前の $\alpha \times \frac{1}{2}$ と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中の $\alpha$ 又は $\beta$ との平均した額」と、同項第三号の市町村にあつては、同号中「 $\alpha \times \frac{1}{4}$ 」とあるのは「合併前の $\alpha \times \frac{1}{4}$ と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中の $\alpha$ 又は $\beta$ との平均した額」と、同項第五号の市町村にあつては、同号中「 $\gamma$ 」とあるのは、「合併前の $\gamma$ と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中の $\alpha$ 又は $\beta$ との平均した額」と、同項第六号の市町村にあつては、同号中「 $\delta$ 」とあるのは「合併前の $\delta$ と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中の $\alpha$ 又は $\beta$ との平均した額」と、同項第七号の市町村にあつては、同号中「 $\epsilon$ 」とあるのは「合併前の $\epsilon$ と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中の $\alpha$ 又は $\beta$ との平均した額」と読み替えて適用する。
- 4 市町村合併により、合併前に原子力発電供用施設所在等市町村以外であった市町村が原子力発電供用施設所在市町村となる場合であつて、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実になった場合にあつては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併する原子力発電供用施設所在市町村が第一項第一号の場合には、同号の「 $\alpha$ 」を「 $\alpha \times \frac{1}{2}$ 」と、同項第四号の場合には、同号の「 $\beta$ 」を「 $\beta \times \frac{1}{2}$ 」と読み替えて第一項の規定を適用する。

第十条 一の電力移出県等（次の各号のいずれにも該当する道府県をいう。以下この条及び第三十三条において同じ。）に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次項及び第三項に定めるところにより算定した金額とする。

- 一 第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号及び別表第七において「申請年度」という。）において、その区域内において設置が行われている一の発電用施設等に係る別表第七に基づき算定される発電電力量を全ての発電用施設等について合計した電力量（以下この条において「道府県発電電力量」という。）がその区域内における消費

電力量申請年度の前々会計年度の十一月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（別表第七において「対象期間」という。）のものをいう。以下同じ。）を合計した電力量の一・五倍以上である道府県

二 工業再配置促進法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第一百七十八号）（以下「廃止整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の工業再配置促進法施行令（昭和四十七年政令第三百八十三号）第二条に定める道県又はその区域内における同令別表第三に掲げる市町村の区域の面積の和がその面積の二分の一以上である府県

2 一の電力移出県等に対して交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該電力移出県等の移出電力量（当該電力移出県等の道府県発電電力量からその区域内における消費電力量の合計を差し引いて得た電力量をいう。以下同じ。）をメガワット時を単位として表した数に二十七円を乗じて得た金額とする。

3 第二項の規定による一の電力移出県等に対して交付することのできる交付限度額と、別表第七の表(一)中「一・六」とあるのは「一・二」と、「一・三」とあるのは「一・二」と、表(二)中「二・四」とあるのは「一・八」と、「二・〇」とあるのは「一・八」と読み替えて算定して得られる当該電力移出県等の移出電力量をメガワット時を単位として表した数に二十七円を乗じて得た金額との差額（以下この条において「市町村枠」という。）については、原子力発電供用施設、地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設の設置がその区域内において行われている市町村若しくはこれに隣接する市町村（市町村合併の日以前に原子力発電供用施設、地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設の着工が確実になった場合であって、当該原子力発電供用施設、当該地熱発電施設、当該火力発電施設及び当該水力発電施設の所在市町村が合併することにより新たに隣接市町村となる市町村を除き、整備法第四条第七項の規定による同意を受けた同条第一項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあつては、同項後段に規定する市町村に該当する市町村並びに整備法第十条第三項の規定による同意を受けた同条第一項に規定する利便性向上等事業計画が同条第二項に規定する市町村に該当する市町村を含む。）が行う第三条第一項各号に掲げる措置に充てるものとする。ただし、市町村枠が一億五千万円未満である場合はこの限りではない。

4 この条における交付限度額の配分は、一の発電用施設等の発電電力量の道府県発電電力量に対する比率（以下この号において「発電電力量比率」という。）に応じて、当該発電用施設等に係る事業地域で行われる第三条第一項各号に掲げる措置に要する費用に配分することを原則とし、特に一の地域に設置されている発電用施設等の発電電力量比率の合計が五割を超える場合にあつては、これらの発電用施設等に係る事業地域で行われる当該措置に要する費用として、総交付額の五割以上の比率の配分を行うものとする。

5 前二項の規定により難い場合として認められる場合は、この限りでない。

6 一の電力移出県等の区域内において設置が行われている発電用施設等のうち、第二項の算定の対象となる期間は、当該発電用施設等の設置の工事が開始された日が属する会計年度の翌会計年度から当該発電用施設等が廃止される日が属する会計年度までとする。

第十一条 原子力発電供用施設（第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この条及び別表第十五条において「申請年度」という。）において、第六条第一項、第八条及び第十四条の規定に基づく交付金の交付が行われないものに限る。以下この条において「対象原子力発電供用施設」という。）がその区域内において設置されている一の市町村（以下こ

の条及び第三十三条において「対象原子力発電供用施設所在市町村」という。) に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。

$$A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L$$

- 一 Aは、別表第八の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。
- 二 Bは、別表第九の上欄に掲げる特別対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所（原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。）の設置の用に供されるものに限る。次号において同じ。）の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の前会計年度の末日までの期間が十五年未満のものを除く。以下同じ。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。
- 三 Cは、別表第十の上欄に掲げる長期対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の末日までの期間が三十年未満のものを除く。以下同じ。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、機構が設置する試験研究炉（原子力基本法（昭和三十二年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であって試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）については、前段の金額に、これらの施設の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた金額とする。
- 四 Dは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている試験研究用等使用済燃料貯蔵設備（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の三第一項第二号ニで定める核燃料物質を貯蔵するための設備であって別表第十一の上欄に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$\{(F_0 + f_0) - 1.48 \times r_0\} \times 400,000 \times \alpha + D_0$$

$F_0$ は、対象使用済燃料（使用済燃料であって、申請年度の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（以下この条及び別表第十五において「対象期間」という。）の末日（以下この条において「基準日」という。）において原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものが設置されている事業所に現に貯蔵されているものをいう。ただし、基準日において当該原子炉に初めて装荷された燃料の一・四八炉心分の重量を超えて当該事業所に現に貯蔵されている場合に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）であって、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているもののうち当該試験研究用等使用済燃料貯蔵施設が設置されている試験研究用

等原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$f_0$ は、対象使用済燃料であって、当該研究用等原子炉から生じたものの重量をトン単位として表した値から $F_0$ を除いた値とする（以下この号において同じ。）。

$r_0$ は、当該試験研究用等原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$\alpha$ は、 $F_0 - 1.48 \times r_0$ が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には次の算式により算定して得た値とする。

$$\frac{F_0 - 1.48 \times r_0}{(F_0 + f_0) - 1.48 \times r_0}$$

$D_0$ は、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に特定試験研究用等貯蔵使用済燃料（対象使用済燃料であって、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているもののうち当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備が設置されている試験研究用等原子炉として別表十一の下欄に掲げるものから生じたものをいう。以下この号において同じ。）のみが貯蔵されている場合には0とし、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備にその他試験研究用等貯蔵使用済燃料（対象使用済燃料であって、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているもののうち特定試験研究用等貯蔵使用済燃料以外のものをいう。以下この号において同じ。）が貯蔵されている場合には、当該その他試験研究用等貯蔵使用済燃料をその燃料として使用した試験研究用等原子炉ごとに、次の算式により算定して得た値の合計値とする。

$$\{(F_i + f_{0i} + f_i) - 1.48 \times r_i\} \times 400,000 \times \beta$$

$F_i$ は、当該特定試験研究用等貯蔵使用済燃料の重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$f_{0i}$ は、その他試験研究用等貯蔵使用済燃料のうち、当該試験研究用等原子炉以外の研究用等原子炉から生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$f_i$ は、対象使用済燃料であって、当該試験研究用等原子炉から生じたものの重量をトン単位として表した数値から $F_i$ 及び $f_{0i}$ を除いた数値とする（以下この号において同じ。）。

$r_i$ は、当該試験研究用等原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$\beta$ は、 $F_i - 1.48 \times r_i$ が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ 
$$\frac{f_{0i}}{f_{0i} + f_i}$$

ロ 
$$\frac{f_{0i}}{(F_i + f_{0i} + f_i) - 1.48 \times r_i}$$

五 Eは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている実用発電用使用済燃料貯蔵設備（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）第三条第一項第二号ニで定める核燃料物質を貯蔵するための設備（以下

この号において「貯蔵設備」という。)であって別表第十一の上欄に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$\{(W_0 + d_0 + w_0) - 1.48 \times c_0\} \times (\gamma + \delta) + E' + \gamma' + D' + E_0 + S$$

W<sub>0</sub>は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備（貯蔵設備であって、使用済燃料を水中で貯蔵する方法を用いるものをいう。以下この条において同じ。）に貯蔵されているもののうち当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

d<sub>0</sub>は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備（貯蔵設備であって、使用済燃料を気体中で貯蔵する方法を用いるものをいう。以下この条において同じ。）に貯蔵されているもののうち当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトン単位として表した値とする。（以下この号において同じ。）。

w<sub>0</sub>は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用原子炉から生じたものの重量をトン単位として表した値からW<sub>0</sub>及びd<sub>0</sub>を除いた値とする（以下この号において同じ。）。

c<sub>0</sub>は、当該実用発電用原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

γは、W<sub>0</sub> - 1.48 × c<sub>0</sub>が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には次の算式により算定して得た値とする。

$$\frac{W_0 - 1.48 \times c_0}{(W_0 + d_0 + w_0) - 1.48 \times c_0} \times 130,000$$

δは、W<sub>0</sub> - 1.48 × c<sub>0</sub>が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \frac{d_0}{d_0 + w_0} \times 200,000$$

$$\text{ロ} \quad \frac{d_0}{(W_0 + d_0 + w_0) - 1.48 \times c_0} \times 200,000$$

E'は、(W<sub>0</sub> - 1.48 × c<sub>0</sub>) - W<sub>0</sub>'が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad (W_0 - 1.48 \times c_0) \times 130,000$$

$$\text{ロ} \quad W_0' \times 130,000$$

W<sub>0</sub>は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備に貯蔵されているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のうち、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

γは、W<sub>0</sub> - 1.48 × c<sub>0</sub>が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には1とする。

D'は、W<sub>0</sub> - 1.48 × c<sub>0</sub>が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \{(W_0 + d_0 + w_0) - 1.48 \times c_0\} \delta'$$

$$\text{ロ} \quad d_0' \times 200,000$$

$d_0$ は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備に貯蔵されているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のうち、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$\delta$ は、 $\{(W_0 + d_0 + w_0) - 1.48 \times c_0\} \times d_0 \div (d_0 + w_0) - d_0'$ が0以下の場合にはiの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはiiの算式により算定して得た値とする。

$$\text{i} \quad \frac{d_0}{d_0 + w_0} \times 200,000$$

$$\text{ii} \quad \frac{d_0'}{(W_0 + d_0 + w_0) - 1.48 \times c_0} \times 200,000$$

$E_0$ は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備に特定実用発電用貯蔵使用済燃料（対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているもののうち当該実用発電用使用済燃料貯蔵施設が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものをいう。以下この号において同じ。）のみが貯蔵されている場合には0とし、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備にその他実用発電用貯蔵使用済燃料（対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているもののうち特定実用発電用貯蔵使用済燃料以外のものをいう。以下この号において同じ。）が貯蔵されている場合には、当該その他実用発電用貯蔵使用済燃料をその燃料として使用した実用発電用原子炉ごとに、次の算式により算定して得た合計値とする。

$$\{(W_i + w_{0i} + d_{0i} + w_i) - 1.48 \times c_i\} \times (\epsilon + \theta) + E_0' + D_0'$$

$W_i$ は、当該特定実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備に貯蔵されているものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$w_{0i}$ は、その他実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備に貯蔵されているもののうち、当該実用発電用原子炉以外の実用発電用原子炉から生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$d_{0i}$ は、その他実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備に貯蔵されているもののうち、当該実用発電用原子炉以外の実用発電用原子炉から生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$w_i$ は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用原子炉から生じたものの重量をトン単位として表した数値から $W_i$ 、 $w_{0i}$ 及び $d_{0i}$ を除いた数値とする（以下この号において同じ。）。

$c_i$ は、当該実用発電用原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$\epsilon$ は、 $W_i - 1.48 \times c_i$ が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \frac{w_{0i}}{w_{0i} + d_{0i} + w_i} \times 130,000$$

$$\text{ロ} \quad \frac{w_{0i}}{(W_i + w_{0i} + d_{0i} + w_i) - 1.48 \times c_i} \times 130,000$$

$\theta$  は、 $W_i - 1.48 \times c_i$  が 0 以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \frac{d_{0i}}{w_{0i} + d_{0i} + w_i} \times 200,000$$

$$\text{ロ} \quad \frac{d_{0i}}{(W_i + w_{0i} + d_{0i} + w_i) - 1.48 \times c_i} \times 200,000$$

$E_{0'}$  は、 $W_i - 1.48 \times c_i$  が、0 以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \{(W_i + w_{0i} + d_{0i} + w_i) - 1.48 \times c_i\} \times \varepsilon'$$

$$\text{ロ} \quad w_{0i}' \times 130,000$$

$W_{0i}$  は、その他実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備に貯蔵されているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のうち、当該発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$\varepsilon$  は、 $\{(W_i + w_{0i} + d_{0i} + w_i) - 1.48 \times c_i\} \times w_{0i} \div (w_{0i} + d_{0i} + w_i) - w_{0i}'$  が 0 以下の場合には i の算式により算定して得た値とし、それ以外の場合には ii の算式により算定して得た値とする。

$$\text{i} \quad \frac{w_{0i}}{w_{0i} + d_{0i} + w_i} \times 130,000$$

$$\text{ii} \quad \frac{w_{0i}'}{(W_i + w_{0i} + d_{0i} + w_i) - 1.48 \times c_i} \times 130,000$$

$D_{0'}$  は、 $W_i - 1.48 \times c_i$  が、0 以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

$$\text{イ} \quad \{(W_i + w_{0i} + d_{0i} + w_i) - 1.48 \times c_i\} \times \theta'$$

$$\text{ロ} \quad d_{0i} \times 200,000$$

$d_{0i}$  は、その他実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備に貯蔵されているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のうち、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトン単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$\theta$  は、 $\{(W_i + w_{0i} + d_{0i} + w_i) - 1.48 \times c_i\} \times d_{0i} \div (w_{0i} + d_{0i} + w_i) - d_{0i}'$  が 0 以下の場合には i の算式により算定して得た値とし、それ以外の場合には ii の算式により算定して得た値とする。

$$\text{I} \quad \frac{d_{0i}}{w_{0i} + d_{0i} + w_i} \times 200,000$$

$$\text{II} \quad \frac{d_{0i}'}{(W_i + w_{0i} + d_{0i} + w_i) - 1.48 \times c_i} \times 200,000$$

Sは、 $S_0 - 1.48 \times c_0$ が、0 以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ  $S_1 \times 400,000 + S_2 \times 300,000$

ロ  $(S_0 - 1.48 \times c_0) \times 170,000 + S_1 \times 400,000 + S_2 \times 300,000$

S<sub>0</sub>は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備の貯蔵能力（重量として表すものとする。）から当該実用発電用原子炉の一炉心分の重量を除いたものをトン単位として表した値とする。

S<sub>1</sub>は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備の貯蔵能力を重量をトン単位として表した値とする。

S<sub>2</sub>は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備で建設中のものの貯蔵能力を重量をトン単位として表した値とする。

六 Fは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村において、別に主務大臣が定める要件を満たす対象使用済燃料について、別に主務大臣が定める方法により得られる金額の合計額とする。

七 Gは、別表第十二の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在等市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）の対象期間における発電電力量（別表第十五の上欄に掲げる原子力発電供用施設の種別に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数をメガワット時を単位として表した発電電力量をいう。以下この条及び第三十三条において同じ。）の合計の区分に応じそれぞれ別表第十二の下欄に掲げる金額とする。

八 Hは、別表第十三の上欄に掲げる特別対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

九 Iは、別表第十四の上欄に掲げる長期対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、機構が設置する試験研究炉については、前段の金額に、これらの施設の対象期間の末日における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた金額とする。

十 Jは、特別長期対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置する原子力発電密接関連施設（深地層研究施設を除く。）に限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が四十年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所の廃止に関する計画が確実にされた日が属する会計年度の末日までの期間が四十年未満のものを除く。以下同じ。）が設置されている原子力発電供用施設所在市町村ごとに一億円とする。

十一 Kは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものを除く。）の対象期間における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの及び四十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円を加えた金額とする。

十二 Lは、次のイ又はロに掲げる使用済燃料の試験検査施設（機構が設置するものを除く。）の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めた金額とする。

イ 使用済燃料の試験検査施設（昭和五十年、昭和六十年又は平成三年において設置の工事が行われたものを除く。） 一千六百七十六万二千元

ロ 使用済燃料の試験検査施設（昭和六十年度において設置の工事が行われたものに限る。） 四百二十三万八千円。

- 2 前項の規定にかかわらず、二以上の市町村の区域にまたがって設置されている対象原子力発電供用施設（以下「複数立地対象原子力発電供用施設」という。）又は試験研究用等使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備」という。）若しくは実用発電用使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備」という。）がその区域内において設置されている対象原子力発電供用施設等所在市町村のうち一の市町村に対して交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。

$$a_1 + a_2 + b_1 + b_2 + c_1 + c_2$$

- 一  $a_1$ は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備が設置されている一の事業所（以下「複数立地事業所」という。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$A_e \times \frac{C_e}{B_e}$$

$A_e$ は、当該複数立地事業所内に設置されている試験研究用使用済燃料貯蔵設備ごとに前項第四号に規定するDを求める算式により算定した金額の合計額とする。

$B_e$ は、当該複数立地事業所内に設置されている試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の合計値とする。

$C_e$ は、次の算式により算定した量とする。

$$\sum_{i=1}^k (m_i + \mu_i) + S_e$$

$m_i$ は、当該複数立地事業所に設置されている複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備がk基ある場合のi番目の複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトン単位として表した値とする。

$\mu_i$ は、当該複数立地事業所に設置されている複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備ごとに次の値とする。

$$\frac{\text{当該複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備のうち} \\ \text{当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の設備床面積}}{\text{当該複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備の設備床面積}}$$

$s_e$ は、当該複数立地事業所に設置されている複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備以外の試験研究用等使用済燃料貯蔵設備のうち当該市町村に設置されているものに貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトン単位として表した値の合計値とする。

- 二  $a_2$ は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備が設置されていない事業所ごとに、前項第四号に規定するDを求める算式により算定した金額の合計額とする。

- 三  $b_1$ は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている複数立地事業所ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$A_c \times \frac{C_c}{B_c}$$

A<sub>c</sub>は、当該複数立地事業所内に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備がごとに前項第五号に規定するEを求める算式より算定した金額の合計額とする。

B<sub>c</sub>は、当該複数立地事業所内に設置されている実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用燃料の合計値とする。

C<sub>c</sub>は、次の算式により算定した量とする。

$$\sum_{i=1}^k (n_i + \nu_i) + s_c$$

n<sub>i</sub>は、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備がk基ある場合のi番目の複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトン単位として表した値とする。

ν<sub>i</sub>は、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備ごとに次の値とする。

当該複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち  
当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の設備床面積

---

当該複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備の床面積

s<sub>c</sub>は、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備以外の実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち当該市町村に設置されているものに貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトン単位として表した値の合計値とする。

四 b<sub>2</sub>は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されていない事業所ごとに、前項第五号に規定するEを求める算式により算定した金額の合計額とする。

五 c<sub>1</sub>は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの及び四十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円に次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額を加えた金額とする。

当該複数立地対象原子力発電供用施設のうち  
当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の予定建設費

---

当該複数立地原子力発電供用施設の予定建設費

六 c<sub>2</sub>は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設以外を対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの

及び四十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円を加えた金額とする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、対象関連設備（対象原子力発電供用施設の利用に供する取水路又は放水路をいう。以下この条において同じ。）のみがその区域内において設置されている市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額と、当該対象関連設備がその利用に供される対象原子力発電供用施設がその区域内において設置されている対象原子力発電供用施設所在市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額との配分については、当該対象関連設備及び当該対象原子力発電供用施設が設置されている一の事業所のうちそれぞれの市町村に係る部分の面積の比率に応じ、主務大臣が配分するものとする。
- 4 一の対象原子力発電供用施設所在市町村に係る交付金の交付限度額の前三項までの算定の対象となる期間は、対象原子力発電供用施設（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあつては「対象関連設備」をいう。以下この項において同じ。）の使用が開始された日（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあつては、当該対象関連設備を利用に供する原子力発電供用施設の使用が開始された日）が属する会計年度の翌会計年度（現に第六条第一項の規定に基づく交付金の交付が行われている会計年度を除く。）から当該対象原子力発電供用施設が廃止される日（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあつては、当該対象関連設備を利用に供する原子力発電供用施設が廃止される日）が属する会計年度までとする。ただし、当該対象原子力発電供用施設が廃止された場合においては、次の各号に掲げる交付金の交付限度額については、それぞれ当該各号に定める会計年度までとする。
  - 一 当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第四号及び第五号に規定する対象使用済燃料の貯蔵量に係る交付金の交付限度額 当該原子力発電供用施設に設置されている原子炉から生じた全ての対象使用済燃料が事業所外に搬出される日が属する会計年度
  - 二 当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第五号に規定する当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備の貯蔵能力に係わる交付金の交付限度額 当該湿式貯蔵設備において対象使用済燃料が適切に貯蔵されなくなる日、当該湿式貯蔵設備から全ての対象使用済燃料が搬出される日又は当該対象原子力発電供用施設が廃止される日から十年を経過した日のいずれか早い日が属する会計年度
  - 三 当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第五号に規定する当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備の貯蔵能力に係る交付金の交付限度額 当該乾式貯蔵設備の使用を終了するために、当該乾式貯蔵設備から全ての対象使用済燃料が搬出される日が属する会計年度
- 5 市町村合併により、対象原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があつた場合であつて、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実となつた場合にあつては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併前の対象原子力発電供用施設所在市町村の区域を市町村とみなして前項までの規定を適用する。

第十二条 一の水力発電施設対象市町村（水力発電施設周辺市町村をその区域に含む平成二十三年三月三十一日現在における市町村をいう。）の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 次の算式により算定した金額（当該金額が四百四十万円に満たない場合にあつては四百四十万円とする。以下「算定額」という。）が、当該市町村の区域の令和二年度における交付限度額として電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則（令和三年文部科学省経済産業省告示第二号）による改正前の電源立地地域対策交付金交付規則第一二条の規定により算定された金額（当該算定に当たって使

用できる平均年間発電量については、申請年度の前会計年度の末日までに廃止された水力発電施設に係る平均年間発電電力量を除き、申請年度に新たに対象となる水力発電施設に係る平均年間発電電力量を加える。以下「基準額」という。)を超える場合 算定額と基準額との差額の十分の一に相当する金額を基準額に加算した金額

$$A \times 0.075 + B \times 0.0375 \text{円}$$

イ Aは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量（申請年度の十一年前の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの当該施設の平均年間発電電力量を、当該施設に係る特定区分施設等がその区域に含まれる平成二十三年三月三十一日現在における市町村の数で除して得た値。以下同じ。）のうち、自流水の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数

ロ Bは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量のうち、揚水式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数

二 算定額が、基準額以下であって、一億円を超える場合 算定額と一億円との差額の二分の一に相当する金額を一億円に加算した金額

三 算定額が、基準額以下であって、一億円以下の場合 イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額

イ 算定額が、基準額の三分の二に相当する金額以上の場合 算定額と同額

ロ 算定額が、基準額の三分の二に相当する金額に満たない場合 基準額に三分の二を乗じて得た金額

2 一の水力発電施設周辺市町村の区域に含まれる一の特定区分施設等について、前項の交付金の交付限度額の算定の対象となる期間（以下この条において「算定期間」という。）は、当該市町村の区域に含まれる算定特定区分施設等（特定区分施設等のうち、当該特定区分施設等に係る交付金が初めて交付された会計年度の開始の日から八年以上経過したものを除いたものをいう。以下同じ。）の評価出力の合計が初めて千キロワット以上で、かつ、基準発電電力量の合計が五百万キロワット時以上となった会計年度（昭和三十六年度以降のものに限る。以下「算定開始年度」という。）の開始の日から七年間とする。ただし、その期間中の会計年度に当該市町村の区域に含まれる当該算定特定区分施設等の評価出力の合計が千キロワット未満又は基準発電電力量の合計が五百万キロワット時未満となる場合にあっては、当該会計年度の前会計年度の末日までとする。

3 前項ただし書の場合であって、同項ただし書に規定する算定期間の終了後の会計年度（算定開始年度の七年後の会計年度以前のものに限る。）において再び当該市町村の区域に含まれる算定特定区分施設等の評価出力の合計が千キロワット以上で、かつ、基準発電電力量の合計が五百万キロワット時以上となるときは、当該会計年度の開始の日から算定開始年度の七年後の会計年度の末日までの期間も算定期間とする。

4 前二項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が前二項に規定する算定期間中に当該水力発電施設周辺市町村の区域内において行われる国又は発電事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を算定期間とする。

一 第二項本文に規定する算定期間中又は同項ただし書に規定する算定期間及び前項に規定する算定期間中に当該協力を行った場合 第二項本文に規定する算定期間を更に八年間延長した期間

二 第二項ただし書に規定する算定期間中のみ当該協力を行った場合 同項ただし書に規定する算定期間

間を更に八年間延長した期間

三 前項に規定する算定期間中のみ当該協力を行った場合 第二項ただし書に規定する算定期間及び前項に規定する算定期間を更に八年間延長した期間

- 5 前三項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が前項各号において延長した八年間の期間中に、新規の水力開発の推進に関して協力する旨を明らかにした場合には、同項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を更に七年間延長した期間を算定期間とする。
- 6 前四項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が前項において延長した七年間の期間中に、当該水力発電施設周辺市町村の区域内において行われる国又は発電事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、第四項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ前項に規定する期間を更に八年間延長した期間を算定期間とする。
- 7 前五項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が、前項において延長した八年間の期間中に、当該水力発電施設周辺市町村の区域内において行われる国又は発電事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、前項に規定する算定期間を更に十年間延長した期間を算定期間とする。
- 8 前六項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が、前項の規定において延長した十年間の期間中に、当該水力発電施設周辺市町村において行われる国又は発電事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に資すると認められる場合は、前項に規定する算定期間を更に十年間延長した期間を算定期間とする。
- 9 一の水力発電施設周辺市町村の区域に含まれる一の特定区分施設等について、附則第二条による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号。以下「平成二十三年規則」という。）第十二条第四項から第七条まで又は平成二十三年規則附則第二条による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成十九年文部科学省経済産業省告示第二号。以下「平成十九年規則」という。）第十一条第五項から第七項までの規定に基づき、算定期間が延長されて交付金が交付されている場合にあっては、それぞれ第四項から第七項までの規定に基づき算定期間が延長されたものとみなす。
- 10 第二項から第八項までの規定にかかわらず、対象水力発電施設がこれらの項に規定する算定期間中に廃止される場合には、当該廃止の日の属する会計年度の末日までの期間を算定期間とする。
- 第十三条 原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）がその区域内において設置される一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、別表第十六の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。
- 2 二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設（以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。）がその区域内において設置される市町村のうち一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該年度の前項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積

3 原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設がその区域内において設置される全ての市町村（当該都道府県の区域に含まれるものに限る。）における交付金の当該年度の交付限度額に二を乗じて得た金額（ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあっては、当該交付限度額と同額）とする。

4 一の原子力発電密接関連施設に係る前三項の交付金は、第八条にかかわらず、当該施設の設置の工事が、四月一日から九月末日までに開始される場合にあっては工事が開始される日が属する会計年度から、十月一日から翌年三月末日までに開始される場合にあっては工事が開始される日が属する会計年度の翌会計年度から、当該施設の使用が開始される日の属する会計年度までの期間に交付するものとする。

第十四条 原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）がその区域内において設置される一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、別表第十七の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

2 原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設、再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設及び再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設並びに使用済燃料の貯蔵施設を除く。）に係る第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この条において「申請年度」という。）の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（以下この条及び別表第十七において「対象期間」という。）の稼働実績（使用済燃料の再処理施設にあってはトン単位とする使用済燃料の対象期間の処理量、混合酸化物燃料の加工施設にあってはトンHMを単位とする混合酸化物燃料の対象期間の加工量、廃棄施設にあっては本を単位とする容器（二百リットルドラム缶相当）の対象期間の搬入量をいう。）が、対象期間の末日における設備能力（使用済燃料の再処理施設にあってはトン単位とする使用済燃料の対象期間の最大処理能力、混合酸化物燃料の加工施設にあってはトンHMを単位とする混合酸化物燃料の対象期間の最大加工能力、廃棄施設にあっては本を単位とする容器（二百リットルグラム缶相当）の対象期間の最大搬入量をいう。以下この項において同じ。）の十分の八を下回った場合の毎会計年度の交付金の交付限度額は、前項の規定にかかわらず、当該施設の種類に応じた設備能力を表す数に当該施設の種類に応じて別表第十七備考二、八又は十四に定める数をそれぞれ乗じて得た金額に十分の八を乗じて得た金額とする。

3 原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設に限る。）に係る申請年度の前々会計年度における年間の稼働実績（トンSWUを単位とする製品ウランの年間生産量）が、申請年度の前々会計年度の末日における設備能力（トンSWUを単位とする製品ウランの年間最大生産能力をいう。以下この項において同じ。）の十分の八を下回った場合の毎会計年度の交付金の交付限度額は、第一項の規定にかかわらず、当該施設の設備能力を表す数に別表第十七備考十に定める金額を乗じて得た金額に十分の八を乗じて得た金額とする。

4 原子力発電密接関連施設（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設及び再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設並びに使用済燃料の貯蔵施設に限る。）に係る対象期間の末日における貯蔵量（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の貯蔵量、再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される低レベル放

放射性廃棄物の貯蔵量、使用済燃料の貯蔵施設にあってはトン単位とする使用済燃料の貯蔵量をいう。以下この項において同じ。)が、対象期間の末日における最大貯蔵能力(再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の最大貯蔵能力、再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力、使用済燃料の貯蔵施設にあってはトン単位とする使用済燃料の最大貯蔵能力をいう。以下この項において同じ。)の十分の八を下回った場合の毎会計年度の交付金の交付限度額は、第一項にかかわらず、当該施設の種類に応じた最大貯蔵能力を表す数に当該施設の種類に応じて別表第十七備考四、六又は十二に定める数をそれぞれ乗じて得た金額に十分の八を乗じて得た金額とする。ただし、一の対象期間の末日における貯蔵量が最大貯蔵能力の十分の八以上になった施設に対しては、当該申請年度以降、この項の規定は適用しない。

- 5 二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設(以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。)がその区域内において設置される市町村のうち一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該年度の前三項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

$$\frac{\text{複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積}}{\text{複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積}}$$

- 6 原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設がその区域内において設置される全ての市町村(当該都道府県の区域に含まれるものに限る。)における交付金の当該年度の交付限度額に二を乗じて得た金額(ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあっては、当該交付限度額と同額)とする。
- 7 一の原子力発電密接関連施設に係る前六項の交付金は、第八条にかかわらず、当該施設の使用が開始される日が属する会計年度の翌会計年度から、当該施設が廃止される日が属する会計年度までの期間に交付するものとする。

第十五条 廃止に関する計画が確実である事務所(機構が設置する原子力発電供用施設(深地層研究施設を除く。以下同じ。)の設置の用に供されるものに限る。)の所在市町村に対して原子力発電供用施設の使用の終了の日が属する会計年度まで交付することのできる毎会計年度の交付限度額並びにこれに隣接する市町村(原子力発電供用施設隣接市町村又は原子力発電供用施設隣々接市町村のうち文部科学大臣が地域経済の自力的発展を促すために特に必要と認めるものに限る。以下この項において「特定市町村」という。)及び当該特定市町村をその区域に含む都道府県(都道府県の内文部科学大臣が当該特定市町村の地域経済の自力的発展を促すために特に必要と認めるものに限る。)に対して原子力発電供用施設の使用の終了の日が属する会計年度まで交付(特定市町村に対する場合においては、原子力発電供用施設所在等都道府県を経由して交付)することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額の合計額は、それぞれ一億円とする。

- 2 市町村合併により、原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の事業所の廃止に関する計画が確実となった場合においては、当該事業所に係る本条の交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項の規定を適用する。

(交付限度額の特例)

第十六条 主務大臣は、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、第四条から前条までの規定にかかわらず、別に主務大臣が定める金額を交付金の交付限度額とすることができる。

(交付金の交付申請)

第十七条 交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日（主務大臣が、特に必要と認める場合は、別に主務大臣が定める期間）までの間に、様式第一による申請書に様式第二による交付金事業計画書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第十八条 主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

- 2 前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。
- 3 主務大臣は、前条第二項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第二十三条第一項の規定により交付すべき交付金を額の確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第十九条 主務大臣は、前条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- 一 第三条第一項各号に掲げる措置に係る交付金事業毎の交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（ただし、交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、主務大臣の承認を受けるべきこと。
- 二 前条第一項の通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）を行うため契約を締結する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条によるべきこと。
- 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、様式第三による申請書を主務大臣に提出し、承認を受けるべきこと。
- 四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、主務大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、様式第四による報告書を速やかに主務大臣に提出してその指示を受けるべきこと。

(申請の取下げ)

第二十条 第十八条第一項の通知を受けた者（以下「交付金事業者」という。）であって、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある者は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第十八条第一項の通知があった日から十五日以内に、様式第五による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第二十一条 交付金事業者は、主務大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第六による交付金事業実施状況報告書を主務大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

第二十二条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第十九条第一項第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は同号の規定による交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月三十日）までに、様式第七による実績報告書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2 交付金事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第十九条第一項第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第八による評価報告書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 交付金事業者は、前項の規定により主務大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

5 主務大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

第二十三条 主務大臣は、交付金事業者から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第十八条第一項の交付金の交付の決定の内容及び第十九条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事業者

が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置について議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

4 交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、適正化法第十九条第二項で定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、第三条第一項各号に掲げる措置ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

- 一 交付金事業の名称
- 二 交付金事業の実施場所
- 三 交付金事業の概要
- 四 交付金事業に要した費用及び交付金の額  
(交付金の支払)

第二十四条 交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、主務大臣が必要と認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第九による交付金支払請求書を主務大臣に提出しなければならない。

(交付金事業による収益の一部の納付)

第二十五条 交付金事業者は、第三条第一項後段に規定する事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業（交付金事業者が委託した事業も含む）については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたと認められる場合においては、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第二十六条 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第十により速やかに主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第二十三条第四項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第二十七条 主務大臣は、第十九条第一項第四号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 交付金事業者が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく主務大臣の処分に違反した場合
- 二 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- 三 発電用施設等の設置計画が中止又は廃止された場合

#### 四 発電用施設等の設置の工事が中止又は廃止された場合

(財産処分の制限)

第二十八条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(交付金事業の経理)

第二十九条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかななければならない。

(交付金調書)

第三十条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十二による交付金調書を作成しておかななければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第三十一条 申請者又は交付金事業者は、第十七条第一項の規定に基づく交付の申請、第十九条第一号、第三号若しくは第四号の規定により付された条件に基づく申請の取下げ、第二十一条の規定に基づく状況の報告、第二十条第一項の規定に基づく実績の報告、同条第三項の規定に基づく評価の報告、第二十四条第二項の規定に基づく支払の請求、第二十五条第一項に基づく交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告、第二十六条第一項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第二十八条第二項の規定に基づく財産処分の承認の申請を電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第二十六条の第三第一項の規定に基づき主務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第三十二条 主務大臣は、第十八条第一項の規定に基づく通知、第十九条第一号、第三号若しくは第四号の規定に基づく承認、同条第五号の規定に基づく指示、第二十三条第一項の規定に基づく通知、同条第二項の規定に基づく返還命令、同条第四項の規定（第二十六条第三項において準用する場合を含む。）に基づく納付命令、第二十五条第二項の規定に基づく納付命令、第二十六条第二項の規定に基づく返還命令、第二十七条の規定に基づく取消し若しくは変更、又は第二十八条第二項の規定に基づく承認を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(主務大臣)

第三十三条 この規則における主務大臣は、次のとおりとする。

一 機構が設置する原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。以下この号において同じ。）に係る第六条、第九条（原子力発電供用施設所在等市町村の事業所の区域内に機構が設置する原子力発電供用施設の合計出力の当該原子力発電供用施設所在等市町村に設置されている事業所の合計出力に対する割合に相当する部分に限る。）、第十条（電力移出県等に機構が設置する原子力発電供用施設の発電電力量の

当該電力移出県等の道府県発電電力量に対する割合に相当する部分に限る。)、第十一条(対象原子力発電供用施設所在市町村の事業所の区域内に機構が設置する原子力発電供用施設の合計出力及び合計した発電電力量並びに機構が設置する原子力発電供用施設に貯蔵される対象使用済燃料に係る部分に限る。)

及び第十五条の交付金に関する事項については、文部科学大臣

二 前号に規定する交付金に関する事項以外の事項については、経済産業大臣

## 附 則

第一条 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条 平成二十三年文部科学省・経済産業省告示第一号(電源立地地域対策交付金交付規則)は、廃止する。ただし、第二条第十七号の評価出力及び基準発電電力量並びに第九条から第十四条までに定める交付限度額の算定に用いる数値のうち、平成二十八年三月三十一日以前の数値については、なお従前の例による(ただし、平成二十八年度の交付金の交付限度額の算定に係る第十条第一項第一号の消費電力量については、平成二十七年度の交付限度額の算定において使用した消費電力量とする。)

第三条 整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けた時点において運転を開始することを予定していた年度までに設置が見込まれる火力発電施設であって、平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の地点に対し、平成二十三年規則第五条に規定する火力発電施設に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあつては、当該地点に対して交付することができる当該火力発電施設に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第四条 平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成二十三年規則第六条に規定する対象原子力発電施設等に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあつては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該原子力発電施設等に係る交付限度額は、なお従前の例による。

第五条 平成十九年規則第十五条第一項又は平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成十九年規則第七条又は平成二十三年規則第七条に規定する地熱発電施設等に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあつては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該地熱発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第六条 平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成二十三年規則第八条に規定する原子力発電密接関連施設に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあつては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該対象原子力発電施設等に係る交付金の限度額は、なお従前の例による。

附則(平成二十九年 三月三十一日文部科学省・経済産業省告示第二号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則(平成三十年三月三十日文部科学省・経済産業省告示第一号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第十二条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三十年 九月二十八日 文部科学省・経済産業省告示第二号）

この規則は、平成三十年九月二十八日から施行する。

附則（平成三十一年 四月一日 文部科学省・経済産業省告示第五号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和元年 七月一日 文部科学省・経済産業省告示第一号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年四月一日 文部科学省・経済産業省告示第一号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日 文部科学省・経済産業省告示第二号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年六月三十日 文部科学省・経済産業省告示第四号）

この規則は、令和三年六月三十日から施行する。

附則（令和四年三月二十八日 文部科学省・経済産業省告示第一号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日 文部科学省・経済産業省告示第一号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月三十一日 文部科学省・経済産業省告示第二号）

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一（第二条、第六条、第九条、第十条、第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類		出力	金額
原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）	新設される原子力発電施設	当該施設の出力をキロワットを単位として表した数	九百円
	増設される原子力発電施設		八百円
機構が設置する原子力発電供用施設	原子力発電施設（高速増殖炉の原型炉を除く。）	当該施設の予定建設費を十萬円で除して得た数	五百五十円
	原子力発電施設のうち高速増殖炉の原型炉	当該施設の予定建設費を三十六萬二千円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設	当該施設のトン単位とする年間再処理能力を十萬分の二十トンのトンで除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十三萬円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	当該施設の建設費を十萬円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設	当該施設の建設費を三十三萬円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物の固化に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十三萬円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設から生ずる放射性廃棄物（使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物を除く。）の処理に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十二萬三千円で除して得た数	五百五十円
	高速増殖炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十七萬円で除して得た数	五百五十円
	発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉	当該施設の建設費を十萬円で除して得た数	三百円
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度又は平成九年度において設置の工事が行われたものを除く。）	当該施設の予定建設費を十萬円で除して得た数	五百五十円
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を二十三萬円で除して得た数	五百五十円
	高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十八萬円で除して得た数	五百五十円

高速増殖炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設	当該施設のトン単位とする核燃料物質の年間加工能力を十五万分の四トンで除して得た数	五百五十円
実験用ウラン濃縮施設	当該施設のトン単位とする濃縮ウランの年間生産能力を十万分の三トンで除して得た数	五百五十円
実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃縮施設	当該施設のトン単位とする濃縮ウランの年間生産能力を十万分の九トンで除して得た数	五百五十円
深地層研究施設	当該施設の予定建設費を三十四万六千円で除して得た数	五百五十円
使用済燃料の試験検査施設（昭和五十年年度若しくは昭和六十年年度又は平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	当該施設の予定建設費を十萬円で除して得た数	五百五十円
使用済燃料の試験検査施設（昭和六十年年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の建設費を三十四萬円で除して得た数	五百五十円

別表第二（第二条関係）

- 一 水力発電所の建物（発電設備が設置されているものに限る。）
- 二 貯水池又は調整池（人工のものであって、総容量が百万立方メートル以上のもの（建設の目的として発電以外のものを含むものにあつては、発電のための有効容量が百万立方メートル以上のもの）に限る。）
- 三 ダム（高さが十五メートル以上のもの（建設の目的として発電以外のものを含むものにあつては、高さが十五メートル以上であり、かつ、当該ダムに係る貯水池又は調整池の発電のための有効容量が百万立方メートル以上のもの）に限る。）
- 四 特定区間（次の表の上欄に掲げる河川の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区間をいう。）

一 取水口の下流域に放水口が設置されている河川	取水口から放水口までの区間（長さが五百メートル未満のものを除く。）
二 取水口の下流域に放水口が設置されていない河川	取水口から当該河川に存する地点であつて当該地点に係る集水地域の面積が当該取水口に係る集水地域の面積の一、五倍となる地点までの区間
第一号及び第二号の下欄に掲げる区間において当該河川が海又は湖沼へ流入する場合にあつては、取水口から海又は湖沼へ流入する地点までの区間とする。	

別表第三（第二条関係）

特定区分施設等の設置の種類	評価出力	基準発電電力量
一 一の市町村の区域のみに含まれるもの	次の算式により算定して得た出力 $C \times \frac{1}{E}$	次の算式により算定して得た発電電力量 $D \times \frac{1}{E}$
二 二以上の市町村の区域に含まれるもの	次の算式により算定して得た出力 $C \times \frac{1}{E} \times \frac{1}{F}$	次の算式により算定して得た発電電力量 $D \times \frac{1}{E} \times \frac{1}{F}$

(備考)

- 一 Cは、交付年度の十六年前の会計年度の末日における当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設の出  
出力
- 二 Dは、当該年度（当該特定区分施設等に係る交付金の交付が既に開始されている場合にあっては、当  
該交付金の交付が開始された会計年度）の十年前の十一月一日から前会計年度の九月三十日までの当該  
特定区分施設等に係る対象水力発電施設の平均年間発電電力量
- 三 Eは、当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設に係る特定区分施設等の数
- 四 Fは、当該特定区分施設等がその区域に含まれる市町村の数

別表第四（第七条関係）

火力発電施設（第一種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの）	五百五十円	四
地熱発電施設及び火力発電施設（第一種地域に設置されるものであって、石炭を主たる 燃料とするもの以外のもの）	五百五十円	三
火力発電施設（第二種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの）	二百五十円	四
地熱発電施設及び火力発電施設（第二種地域に設置されるものであって、石炭を主たる 燃料とするもの以外のもの）	二百五十円	三
水力発電施設	二百五十円	五

(備考)

- 一 工業再配置促進法を廃止する法律（平成十八年法律第三十二号）（以下「工配法廃止法」という。）の  
施行日前に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条の規定により指定されていた場合に  
おいて、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域をいう。
  - イ 第一種指定地域 工配法廃止法による廃止前の工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）  
第二条第二項に規定する誘導地域又は廃止整備政令による廃止前の工業再配置促進法施行令第三条第  
二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域
  - ロ 第二種指定地域 イに定める区域以外の区域
- 二 工配法廃止法の施行日以降に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条の規定により指  
定された場合において、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域をいう。
  - イ 第一種地域 工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県若しくは当該道県とそ  
の区域が接続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が当該道県に類する市町村又は整備  
法施行令第五条第二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域
  - ロ 第二種地域 イに定める区域以外の区域

別表第五（第八条関係）

原子力発電密接関連施設の種類	交付限度額
使用済燃料の再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	次の算式により算定した金額 $a \times b$
混合酸化物燃料の加工施設	次の算式により算定した金額 $c \times d$
使用済燃料の貯蔵施設	次の算式により算定した金額 $e \times f$

(備考)

- 一 aは、本を単位とする海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力を表す数
- 二 bは、十九万一千円
- 三 cは、トンHMを単位とする混合酸化物燃料の年間最大加工能力を表す数
- 四 dは、三千八百十八万一千八百円
- 五 eは、トン単位とする使用済燃料の最大貯蔵能力を表す数
- 六 fは、四十九万円

別表第六（第九条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	三百円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	四百円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	五百円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	六百円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	七百円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	八百円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	九百円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	千円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	千百円
九百万キロワット以上	千二百円

別表第七（第十条関係）

表(一)

発電用施設等の種類		発電電力量
一 発電事業者により設置が行われている発電施設	イ 対象期間の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 $a \times b \times c \times j$
	ロ 対象期間において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 $(a \times d \times c + a \times e \times c \times f) \times j$
	ハ 申請年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度の開始の日から当該年度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 $a \times b' \times c \times f \times j$
二 機構により設置が行われている原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設、廃棄施設（整備法施行令第三条第十二号に掲げる施設であって、原子力発電施設を設置した工場又は事業所内におけるものを除く。以下同じ。）、使用済燃料の再処理施設（機構が設置するものを除く。）、混合酸化物燃料の加工施設及び使用済燃料の貯蔵施設を除く。）	イ 対象期間の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 $g \times b \times h \times i$
	ロ 対象期間において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 $(g \times d \times h + g + e \times h \times f) \times i$
	ハ 申請年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度の開始の日から当該年度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 $g \times b' \times h \times f \times i$

表(二)

発電用施設等の種類		発電電力量
一 発電事業者により設置が行われている発電施設	イ 対象期間の開始の日において使用されているもの	(交付年度の前々会計年度における発電電力量（発電端におけるものをいう。以下同じ。)) $\times i'$
	ロ 対象期間において使用が開始されたもの	(次に掲げる電力量の合計電力量) $\times i'$ (1) 交付年度の前々会計年度における発電電力量 (2) 次の算式により算定して得た数 $a \times e \times c \times f$
	ハ 申請年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度の開始の日から当該年度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 $a \times b' \times c \times f \times i'$

二 機構により設置が行われている原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設、廃棄施設、使用済燃料の再処理施設（機構が設置するものを除く。）、混合酸化物燃料の加工施設使用済燃料の貯蔵施設を除く。）	イ 対象期間の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 $g \times b \times h \times i'$
	ロ 対象期間において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 $(g \times d \times h + g \times e \times h \times f) \times i'$
	ハ 申請年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度の開始の日から当該年度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 $g \times b' \times h \times f \times i'$

（備考）

- 一 aは、当該発電施設の出力をキロワットを単位として表した数
- 二 bは、対象期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 三 b'は、申請年度の前会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 四 cは、当該発電施設が原子力発電施設である場合にあっては〇・八一、火力発電施設であって石炭又は天然ガスを主たる燃料とするものである場合にあっては〇・八五、揚水式水力発電施設である場合にあっては〇・〇八、その他の水力発電施設である場合にあっては〇・五、その他の発電施設である場合にあっては〇・五一
- 五 dは、当該発電用施設等の使用が開始された日から、対象期間の末日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 六 eは、交付年度の前々会計年度の開始の日から当該発電用施設等の使用が開始された日の前日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数
- 七 fは、表(一)においては、当該発電用施設等が原子力発電施設又は原子力発電密接関連施設である場合にあっては四分之三、その他の発電施設である場合にあっては二分の一、表(二)においては、二分の一
- 八 gは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数
- 九 hは、〇・八一
- 十 iは、当該発電用施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては一・六、水力発電施設である場合にあっては一・三、地熱発電施設である場合にあっては一・三、火力発電施設である場合にあっては〇・九
- 十一 i'は、当該発電施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては二・四、水力発電施設である場合にあっては二・〇、地熱発電施設である場合にあっては二・〇、火力発電施設である場合にあっては一・〇
- 十二 一の発電用施設等（原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）を除く。）に係る発電電力量（単位はキロワット時）は、表(一)により得られた数の三分の一と表(二)により得られた数の三分の二を加算するものとする。一の原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）に係る発電電力量（単位はキロワット時）は、表(二)により得られた数とする。

十三 表(二)の一の項イ又はロに掲げる施設のうち原子力発電施設が対象期間において施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合（当該期間においてあらかじめ計画されていたもの（災害その他の理由により当該期間前から継続して運転を停止したもの又は出力を低下させて運転したものを除く。）を除く。）は、運転を停止していた期間（以下「運転停止期間」という。）又は出力を低下させて運転していた期間（以下「出力低下期間」という。）も平常時と同等に運転していたものとみなして、次のイの算式により算定した数（ただし、当該算式のAの数にBの数及び二十四を乗じて得た数に平成十三年度から平成二十二年度の各年度の設備利用率を平均して得られる率（その率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とし、〇・六八を超える場合にあっては〇・六八とする。以下この表において「みなし設備利用率」という。）を乗じて得た数にi'を乗じて得た数を同表の一の項イ又はロにかかる発電電力量に加えるものとする。ただし、政府が運転を再開して差し支えないことを確認した場合であって当該確認をした日から六月を経過した日（以下「六月基準日」という。）から運転を再開した日の前日までの期間を日を単位として表した数（以下「六月経過日数」という。）が一を超えて、かつ、 $A \times B \times 24 - D + E - F$ の算式により算定した数が最大みなし発電電力量を超える場合にあっては、ロの算式により算定した数に千を乗じて得た数にi'を乗じて得た数を同表の一の項イ又はロにかかる発電電力量に加えるものとする。

$$\text{イ } A \times (B - C) \times 24 - D + E - F$$

Aは、対象期間における当該原子力発電施設の出力（その出力の変更について電事法第二十七条の二十七第三項の規定による届出がされたものであって、当該原子力発電施設の損傷等により、一時的に出力が低下するものにあつては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数

Bは、対象期間を日を単位として表した数（当該期間において当該原子力発電施設が初めて運転を開始した場合にあつては、当該運転の開始の日から当該期間の会計年度末までの期間を日を単位として表した数）

Cは、対象期間における当該原子力発電施設に係る実用炉規則第六十四条第一項の規定に基づき届け出られた運転計画に記載された計画的な運転停止期間、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の十六第一項の規定に基づく検査による運転停止期間（実用炉規則第五十六条第六項の規定に基づいて定める検査実施要領書に記載された検査を実施する時期の最終期日以降の期間を除く。）を日を単位として表した数（ただし、災害その他の理由により対象期間の全期間において運転を停止していた場合にあっては、零とする。）及び六月経過日数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合にあっては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転を再開した日が属する会計年度（当該経過した日が属する会計年度と同じ場合にあっては、当該会計年度の翌会計年度。以下「運転再開年度」という。）までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）

Dは、対象期間における当該原子力発電施設において発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表した数

Eは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転（原子炉の熱出力を定格熱出力に保ち運転することをいう。以下同じ。）を行い、定格出力を超える状態で運転を行っている場合において、対象期間

に定格出力を超える状態で運転を行った期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数を減じて得た数

Fは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行っている場合において、対象期間に定格出力を低下させて運転した期間（安全性を確保するための出力低下期間を除く。以下同じ。）を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数から対象期間に定格出力を低下させて運転した期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数を減じて得た数

$$\text{ロ } A \times (B - C) \times 24$$

A及びBは、それぞれイに定めるところによる。

Cは、対象期間を日を単位として表した数にみなし設備利用率を一から差し引いて得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）に六月経過日数を加えて得た数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合にあっては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転再開年度までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）

別表第八（第十一条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	一億円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	二億円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	三億円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	四億円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	五億円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	六億円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	七億円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	八億円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	九億円

別表第九（第十一条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	五千万円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	一億円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	一億五千万円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	二億円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	二億五千万円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	三億円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	三億五千万円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	四億円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	四億五千万円

別表第十（第十一条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	五千万円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	七千五百万円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	八千七百五十万円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	九千三百七十五万円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	九千六百八十七万円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	九千八百四十三万円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	九千九百二十一万円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	九千九百六十万円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	九千九百八十万円

別表第十一（第十一条関係）

使用済燃料を貯蔵するための設備	原子炉
五七資庁第一〇五八八号により、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第十七条の規定による改正前の原子炉等規制法（以下この表において「旧原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	泊発電所一号炉
五七資庁第一〇五八八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
平成一四・〇七・三一原第二号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉
八資庁第九七九三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	東通原子力発電所一号炉
四五原第七六六二号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	女川原子力発電所一号炉
六二資庁第五四四二号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
六資庁第七二六五号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉
四九原第三九八九号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	福島第二原子力発電所一号炉
五三安（原規）第一九九号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所四号炉
五二安（原規）第二五〇号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	柏崎刈羽原子力発電所一号炉
五六資庁第六七五四号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉

六〇資庁第五三〇三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉
六〇資庁第五三〇三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所四号炉
五六資庁第六七五四号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所五号炉
六三資庁第六六四四号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた六号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所六号炉
六三資庁第六六四四号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた七号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所七号炉
四六原第七二五八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	浜岡原子力発電所一号炉
四八原第五五八〇号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉
六一資庁第一五六八八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所四号炉
平成〇九・〇四・一五資第六号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所五号炉
六二資庁第八〇五号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	志賀原子力発電所一号炉
平成〇九・〇五・二〇資第一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
四一原第四五九二号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	美浜発電所一号炉
四三原第二〇四三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
四七原第二七二五号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉
四四原第六一四三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	高浜発電所一号炉
四五原第七〇二四号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所四号炉
四七原第六七三三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	大飯発電所一号炉 同 発電所二号炉
六〇資庁第一九八九号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉

六〇資庁第一九八九号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所四号炉
四四原第五五四〇号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	島根原子力発電所一号炉
五六資庁第一〇九五三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
四七原第一〇九二一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	伊方発電所一号炉
五二安（原規）第一〇〇号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
五九資庁第七五七七号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉
四五原第七六六一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	玄海原子力発電所一号炉
五〇原第一〇三五八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
五七資庁第一六二八七号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉
五七資庁第一六二八七号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所四号炉
五二安（原規）第三七八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	川内原子力発電所一号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
四七原第一一六二四号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	東海第二発電所
四一原第一四五五号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	敦賀発電所一号炉
五四資庁第四一〇六号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
四五原第六六三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	高速増殖炉実験炉「常陽」
四五原第七六五九号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	新型転換炉原型炉「ふげん」

別表第十二（第十一条関係）

発 電 電 力 量 の 合 計	金 額
百万メガワット時未満	一千万円
百万メガワット時以上二百万メガワット時未満	二千万円
二百万メガワット時以上三百万メガワット時未満	三千万円
三百万メガワット時以上四百万メガワット時未満	四千万円
四百万メガワット時以上五百万メガワット時未満	五千万円
五百万メガワット時以上六百万メガワット時未満	六千万円
六百万メガワット時以上七百万メガワット時未満	七千万円
七百万メガワット時以上八百万メガワット時未満	八千万円
八百万メガワット時以上九百万メガワット時未満	九千万円
九百万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億一千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億二千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億三千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億四千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億五千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億六千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億七千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億八千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	一億九千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	二億円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億一千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億二千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億三千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億四千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億五千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億六千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億七千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億八千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	二億九千万円
二千万メガワット時以上二千万メガワット時未満	三億円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億一千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億二千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億三千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億四千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億五千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億六千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億七千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億八千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	三億九千万円
三千万メガワット時以上三千万メガワット時未満	四億円

別表第十三（第十一条関係）

発 電 電 力 量 の 合 計	金 額
百万メガワット時未満	五百万円
百万メガワット時以上二百万メガワット時未満	一千万円
二百万メガワット時以上三百万メガワット時未満	一千五百万円
三百万メガワット時以上四百万メガワット時未満	二千万円
四百万メガワット時以上五百万メガワット時未満	二千五百万円
五百万メガワット時以上六百万メガワット時未満	三千万円
六百万メガワット時以上七百万メガワット時未満	三千五百万円
七百万メガワット時以上八百万メガワット時未満	四千万円
八百万メガワット時以上九百万メガワット時未満	四千五百万円
九百万メガワット時以上一千万メガワット時未満	五千万円
一千万メガワット時以上一千百万メガワット時未満	五千五百万円
一千百万メガワット時以上一千二百万メガワット時未満	六千万円
一千二百万メガワット時以上一千三百万メガワット時未満	六千五百万円
一千三百万メガワット時以上一千四百万メガワット時未満	七千万円
一千四百万メガワット時以上一千五百万メガワット時未満	七千五百万円
一千五百万メガワット時以上一千六百万メガワット時未満	八千万円
一千六百万メガワット時以上一千七百万メガワット時未満	八千五百万円
一千七百万メガワット時以上一千八百万メガワット時未満	九千万円
一千八百万メガワット時以上一千九百万メガワット時未満	九千五百万円
一千九百万メガワット時以上二千万メガワット時未満	一億円
二千万メガワット時以上二千百万メガワット時未満	一億五百万円
二千百万メガワット時以上二千二百万メガワット時未満	一億一千万円
二千二百万メガワット時以上二千三百万メガワット時未満	一億一千五百万円
二千三百万メガワット時以上二千四百万メガワット時未満	一億二千万円
二千四百万メガワット時以上二千五百万メガワット時未満	一億二千五百万円
二千五百万メガワット時以上二千六百万メガワット時未満	一億三千万円
二千六百万メガワット時以上二千七百万メガワット時未満	一億三千五百万円
二千七百万メガワット時以上二千八百万メガワット時未満	一億四千万円
二千八百万メガワット時以上二千九百万メガワット時未満	一億四千五百万円
二千九百万メガワット時以上三千万メガワット時未満	一億五千万円
三千万メガワット時以上三千百万メガワット時未満	一億五千五百万円
三千百万メガワット時以上三千二百万メガワット時未満	一億六千万円
三千二百万メガワット時以上三千三百万メガワット時未満	一億六千五百万円
三千三百万メガワット時以上三千四百万メガワット時未満	一億七千万円
三千四百万メガワット時以上三千五百万メガワット時未満	一億七千五百万円
三千五百万メガワット時以上三千六百万メガワット時未満	一億八千万円
三千六百万メガワット時以上三千七百万メガワット時未満	一億八千五百万円
三千七百万メガワット時以上三千八百万メガワット時未満	一億九千万円
三千八百万メガワット時以上三千九百万メガワット時未満	一億九千五百万円
三千九百万メガワット時以上四千万メガワット時未満	二億円

別表第十四（第十一条関係）

発電電力量の合計	金額
百万メガワット時未満	六百六十四万円
百万メガワット時以上二百万メガワット時未満	一千二百七十二万八千円
二百万メガワット時以上三百万メガワット時未満	一千八百三十一万二千元
三百万メガワット時以上四百万メガワット時未満	二千三百四十三万一千円
四百万メガワット時以上五百万メガワット時未満	二千八百十二万六千元
五百万メガワット時以上六百万メガワット時未満	三千二百四十三万二千元
六百万メガワット時以上七百万メガワット時未満	三千六百三十八万円
七百万メガワット時以上八百万メガワット時未満	四千万円
八百万メガワット時以上九百万メガワット時未満	四千三百三十二万円
九百万メガワット時以上一千万メガワット時未満	四千六百三十六万四千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	四千九百十五万六千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	五千百七十一万六千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	五千四百六万三千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	五千六百二十一万六千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	五千八百十九万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	六千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	六千六百六十六万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	六千三百十八万二千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	六千四百五十七万八千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	六千五百八十五万八千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	六千七百三万二千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	六千八百十万八千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	六千九百九万五千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千八十三万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千百五十九万一千円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千二百二十八万九千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千二百九十二万九千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千三百五十一万六千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千四百五万四千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千四百五十四万七千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千五百万円
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千五百四十一万五千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千五百七十九万六千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千六百十四万四千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千六百四十六万四千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千六百七十五万八千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千七百二万七千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千七百二十七万四千元
一千万メガワット時以上一千万メガワット時未満	七千七百五十万円

別表第十五（第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類		発電電力量
原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）		次の算式により算定して得た数 $a + b \times 2$
機構が設置する原子力発電供用施設	原子力発電施設（高速増殖炉の原型炉を除く。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度又は平成九年度において設置の工事が行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度において設置の工事が行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事が行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	使用済燃料の再処理施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物の固化に必要な技術を実証するための施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	高速増殖炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	実験用ウラン濃縮施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃縮施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$
	深地層研究施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d \times e$

（備考）

- 一 aは、対象期間におけるメガワット時を単位とする当該施設において発電された電力量を表す数（ただし、申請年度の前会計年度の十月一日から当該年度の末日までの期間に使用が開始された場合は、当該年度の末日における当該施設の出力（当該日において、当該施設の損傷等により一時的に出力が低下し、その出力低下について電事法第二十七条の二十七第三項の規定による届出がされている場合にあっては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数に、使用が開始された日から当該日の属する会計年度の末日までの期間を日を単位として表した数、二十四及び〇・八一を乗じて得た数とする。）

二 bは、対象期間におけるメガワット時を単位とする当該施設の混合酸化物燃料の使用により発電された電力量（対象期間において当該施設が混合酸化物燃料を使用して運転した期間内に発電されたメガワット時を単位とする電力量を表す数に、当該施設の原子炉に装荷されている燃料のうち混合酸化物燃料の重量をトン単位として表した数を当該施設に設置されている原子炉に装荷されている燃料の総重量をトン単位として表した数で除して得た数（以下「混合酸化物燃料の装荷割合」という。）を乗じて得た数をいう。）を表す数（ただし、申請年度の前会計年度の十月一日から当該年度の末日までの期間に使用が開始された場合は、一中のただし書により算定した数に、当該年度の末日における混合酸化物燃料の装荷割合を乗じて得た数とする。）

三 cは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数を千で除して得た数

四 dは、対象期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

五 eは、 $0.81$

六 原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）が対象期間において施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合（当該期間においてあらかじめ計画されていたもの（災害その他の理由により当該期間前から継続して運転を停止したもの又は出力を低下させて運転したものを除く。）を除く。）は、運転停止期間又は出力低下期間も平常時と同等に運転していたものとみなして、次のイの算式（ただし、当該算式のAの数にBの数及び二十四を乗じて得た数に $0.68$ （ただし、平成二十八年度は $0.78$ 、平成二十九年度は $0.75$ 、平成三十九年度は $0.72$ 、令和元年度は $0.69$ とする。以下この表において「みなし設備利用率」という。）を乗じて得た数（以下この表において「最大みなし発電電力量」という。）を上限とする。）により算定した数をaに加えるものとする。ただし、六月経過日数が一を超えて、かつ、 $A \times B \times 24 - D + E - F$ の算式により算定した数が最大みなし発電電力量を超える場合にあっては、ロの算式により算定した数をaに加えるものとする。

$$\text{イ } A \times (B - C) \times 24 - D + E - F$$

Aは、対象期間における当該原子力発電施設の出力（その出力の変更について電事法第二十七条の二十七第三項の規定による届出がされたものであって、当該原子力発電施設の損傷等により、一時的に出力が低下するものにあっては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数

Bは、対象期間を日を単位として表した数（当該期間において当該原子力発電施設が初めて運転を開始した場合にあっては、当該運転の開始の日から当該期間の末日までの期間を日を単位として表した数）

Cは、対象期間における当該原子力発電施設に係る実用炉規則第六十四条第一項の規定に基づき届け出られた運転計画に記載された計画的な運転停止期間、原子炉等規制法第四十三条の三の十六第一項の規定に基づく検査による運転停止期間（実用炉規則第五十六条第六項の規定に基づいて定める検査実施要領書に記載された検査を実施する時期の最終期日以降の期間を除く。）を日を単位として表した数（ただし、災害その他の理由により対象期間の全期間において運転を停止していた場合にあっては、零とする。）及び六月経過日数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合にあっては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転再開年度までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）

Dは、対象期間における当該原子力発電施設において発電されたメガワット時を単位とする発電電力量

を表した数

Eは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力を超える状態で運転を行っている場合において、対象期間に定格出力を超える状態で運転を行った期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数を減じて得た数

Fは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行っている場合において、対象期間に定格出力を低下させて運転した期間を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数から対象期間に定格出力を低下させて運転した期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数を減じて得た数

$$\text{ロ } A \times (B - C) \times 24$$

A及びBは、それぞれイに定めるところによる。

Cは、対象期間を日を単位として表した数にみなし設備利用率を一から差し引いて得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）に六月経過日数を加えて得た数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合にあっては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転再開年度までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）

七 原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）のうち混合酸化物燃料を使用するものにあつては六中の算式により算定した数に混合酸化物燃料の装荷割合を乗じて得た数をbに加えるものとする。

別表第十六（第十三条関係）

原子力発電密接関連施設の種別		交付限度額
使用済燃料の再処理施設	一 二及び三以外の使用済燃料の再処理施設	次の算式により算定して得た数 $a \times b$
	二 再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d$
	三 再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	次の算式により算定して得た数 $e \times f$
混合酸化物燃料の加工施設		次の算式により算定して得た数 $g \times h$
実用ウラン濃縮施設		次の算式により算定して得た数 $i \times j$
使用済燃料の貯蔵施設		次の算式により算定して得た数 $k \times l$
廃棄施設		次の算式により算定して得た数 $m \times n$

(備考)

一 aは、トン単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における使用済燃料の年間最大処理能力を表す数

二 bは、百十八万八千円

- 三 cは、本を単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の最大貯蔵能力を表す数
- 四 dは、十一万八千円
- 五 eは、本を単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力を表す数
- 六 fは、三万四千円
- 七 gは、トンHMを単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における混合酸化物燃料の年間最大加工能力を表す数
- 八 hは、二百四十六万二千円
- 九 iは、トンSWUを単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日におけるウランの年間最大生産能力を表す数
- 十 jは、二十六万七千円
- 十一 kは、トン単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における使用済燃料の最大貯蔵能力を表す数
- 十二 lは、五十万円
- 十三 mは、本を単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における容器（二百リットルドラム缶相当）の最大埋設能力を表す数
- 十四 nは、九百円

別表第十七（第十四条関係）

原子力発電密接関連施設の種別		交付限度額
使用済燃料の再処理施設	使用済燃料の再処理施設	次の算式により算定して得た数 $a \times b$
	再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設	次の算式により算定して得た数 $c \times d$
	再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	次の算式により算定して得た数 $e \times f$
混合酸化物燃料の加工施設		次の算式により算定して得た数 $g \times h$
実用ウラン濃縮施設		次の算式により算定して得た数 $i \times j$
使用済燃料の貯蔵施設		次の算式により算定して得た数 $k \times l$
廃棄施設		次の算式により算定して得た数 $m \times n$

（備考）

- 一 aは、トン単位とする対象期間における使用済燃料の年間処理量を表す数
- 二 bは、百四十八万五千円
- 三 cは、本を単位とする対象期間の末日における海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化

体の貯蔵量を表す数

四 dは、十四万七千五百円

五 eは、本を単位とする対象期間の末日における海外から返還される低レベル放射性廃棄物の貯蔵量を表す数

六 fは、四万二千五百円

七 gは、トンHMを単位とする対象期間における混合酸化物燃料の年間加工量を表す数

八 hは、三百七万七千五百円

九 iは、トンSWUを単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前々会計年度における製品ウランの年間生産量を表す数

十 jは、三十三万三千七百五十円

十一 kは、トン単位とする対象期間の末日における使用済燃料の貯蔵量を表す数

十二 lは、六十二万五千円

十三 mは、本を単位とする対象期間における容器（二百リットルドラム缶相当）の年間搬入量を表す数

十四 nは、一万二千五百円

〔昭和56年10月13日  
福島県条例第44号〕  
改正：〔昭和58年10月14日  
福島県条例第34号〕  
改正：〔昭和62年3月20日  
福島県条例第11号〕  
改正：〔平成13年3月27日  
福島県条例第13号〕  
改正：〔平成16年3月26日  
福島県条例第20号〕  
改正：〔平成17年3月25日  
福島県条例第21号〕  
改正：〔平成23年12月28日  
福島県条例第96号〕

(設 置)

第1条 発電の用に供する施設の設置の必要性に関する知識の普及、発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第7条の規定に基づく交付金の交付を受けて整備した公共用施設の運営及び次に掲げる措置又は事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、福島県発電用施設周辺地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 1 発電用施設（発電用施設周辺地域整備法第2条に規定する発電用施設をいう。以下同じ。）のうち原子力発電施設、地熱発電施設若しくは火力発電施設から排出される温水の有効な利用に関する調査、研修、広報、試験研究の実施若しくは計画の策定に係る措置若しくはこれらを支援する事業又は発電用施設のうち原子力発電施設、地熱発電施設若しくは火力発電施設から排出される温水若しくは蒸気の有効な利用を行うための施設の整備若しくは運営を行う事業（当該事業のために行う温水又は蒸気の有効な利用に関する調査、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置を含む。）
- 2 立地市町村等（発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村又はこれに隣接する市町村若しくは当該隣接する市町村に隣接する市町村をいう。以下同じ。）の振興に関する計画の作成に係る措置
- 3 立地市町村等における医療機関等の整備又は運営その他の立地市町村等の住民の福祉の向上を図るための措置
- 4 立地市町村等への企業の導入その他の立地市町村等の産業の活性化に資する措置
- 5 発電用施設のうち原子力発電施設の立地市町村等において一般電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項二号に規定する一般電気事業者をいう。）又は特定規模電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。）から電気の供給を受けている者に給付金を交付する者に対する当該給付金の交付のための措置
- 6 立地市町村等の環境の保全に資する措置
- 7 立地市町村等における教育、スポーツ及び文化の振興に資する措置

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 知事は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生した場合に限り、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生じた収益の額は、これを基金に編入するものとする。

(運用益金等を計上すべき予算)

第6条 基金の管理及び運用から生じる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正附則〔略〕

## 福島県企業立地資金貸付基金条例

昭和五十七年十二月二十一日

福島県条例第六十三号

### (設置)

第一条 発電用施設（発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設をいう。）の周辺地域（当該発電用施設が設置されている市町村及びこれに隣接する市町村の区域をいう。）の住民が通常通勤することができる地域（以下「事業地域」という。）における企業立地の促進を図るための資金の貸付けを行うため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県企業立地資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (基金の額)

第二条 基金の額は、二億円とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

### (貸付対象者)

第三条 基金に属する現金は、事業地域内の製造業その他知事が別に定める事業の用に供する建築物（以下「工場等」という。）の適地として知事が別に定める地域において、工場等を建設しようとする企業に対し、知事が当該地域内への企業立地の促進に資すると認める設備資金を融資する金融機関で、知事が指定するものに貸し付けるものとする。

### (貸付条件)

第四条 基金に属する現金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- 一 貸付金利 無利子
- 二 貸付期間 十五年以内（うち据置期間二年）
- 三 償還方法 均等年賦償還

2 知事は、前項に定めるもののほか、基金の設置目的を達成するために必要な貸付条件を付することができる。

### (繰替運用)

第五条 知事は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第四十九条第二項に規定する保険事故が発生した場合に限り、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

### (運用純益金の処理)

第六条 基金の管理及び運用から生じた収益の額が基金の管理及び運用に要した経費の額を超過した場合における当該超過額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

### (運用益金等を計上すべき予算)

第七条 基金の管理及び運用から生ずる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委 任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年条例第二一号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第四二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第六〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業立地資金貸付基金条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十年四月一日から適用する。
- 2 改正後の条例第四条第一項第二号の規定は、平成二十年四月一日以後福島県企業立地資金貸付基金（以下「基金」という。）に属する現金を改正後の条例第三条に規定する金融機関（以下単に「金融機関」という。）に貸し付ける場合における貸付期間について適用し、同日前に基金に属する現金を金融機関に貸し付けた場合における貸付期間については、なお従前の例による。

(趣 旨)

第1条 県は、発電用施設の周辺地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため、市町村に対し、電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年2月6日 文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「交付規則」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、福島県市町村電源立地地域対策交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、交付規則及び規則において使用する用語の例による。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付金は、市町村が、次に掲げる措置を行う場合に、これに要する費用の全部又は一部について市町村に対して交付するものとし、その額は、交付対象事業（交付の申請後に着手し、交付の決定前に完了した事業を含む。）ごとに、国から交付される交付金の額の範囲内において知事が定める額とする。この場合において、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当であると認められるときに限り交付金を交付するものとする。

- 一 地域振興計画作成等措置
- 二 発電用施設温排水有効利用措置
- 三 発電用施設温排水有効利用実証調査等措置
- 四 発電用施設温排水影響事業支援措置
- 五 発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置
- 六 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置
- 七 企業導入・産業活性化措置
- 八 福祉対策措置
- 九 地域活性化措置
- 十 給付金加算等措置

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請は、電源立地地域対策交付金交付申請書（様式第1）に電源立地地域対策交付金事業計画書（様式第2）を添えて行うものとし、その提出期間は3月16日から5月15日まで、又は10月1日から10月15日までとする。

2 規則第4条第2項第1号に定める書類は添付の必要がないものとする。

3 市町村は、第1項の交付金の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定によ

る地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 規則第5条第1項に規定する交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

一 第三条第一号から第九号に掲げる措置

イ 事業費

- (1) 工事費
- (2) 用地費及び補償費
- (3) 調査設計費
- (4) 設備費
- (5) 調査費、広報費及び研修費
- (6) 維持運営費
- (7) 事業運営費
- (8) 附帯雑費

ロ 補助金

ハ 出資金

ニ 貸付金

ホ 基金造成費（ハに掲げるものを除く。）

- (1) 事業運営基金
- (2) 施設整備基金
- (3) 維持補修基金
- (4) 維持運営基金

二 給付金加算等措置

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により交付金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項の規定による交付の条件は、次の各号のとおりとする。

一 規則第7条の規定による通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）の内容又は交付金事業に要する前条第1項第1号イに掲げる措置に係る経費の配分の変更をしようとする場合においては、別表に定める軽微な変更を除き、速やかに電源立地地域対策交付金事業変更承認申請書（様式第3）を提出して知事の承認を受けること。

二 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに電源立地地域対策交付金事業

中止（廃止）承認申請書（様式第4）を提出して知事の承認を受けること。

三 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに電源立地地域対策交付金事業遅延等報告書（様式第5）を提出して知事の指示を受けること。

四 交付金事業を行うため契約を締結する場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によること。

2 規則第6条第2項の規定による交付の条件は、交付金事業によって取得した財産について、交付金事業の完了後においても当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ることとする。

（申請の取り下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げは、規則第7条の規定による通知のあった日から10日以内に、電源立地地域対策交付金交付申請取下届出書（様式第6）を知事に提出して行うものとする。

（状況報告）

第8条 規則第11条に規定する事業の遂行の報告は、知事が特に必要と認めて要求した場合において、電源立地地域対策交付金事業実施状況報告書（様式第7）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、交付金事業が完了した日（交付の決定前に事業が完了した場合においては交付の決定を受けた日、または、事業廃止について知事の承認を受けた場合においては承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は当該交付金事業が完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合においては翌会計年度の4月20日）までに、電源立地地域対策交付金事業実績報告書（様式第8）を知事に提出して行うものとする。

2 市町村は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 市町村は、第1項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日、または、事業廃止の承認があった日から70日を経過した日までに、当該交付金事業の成果を記載した様式第8の2による評価報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 知事は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該報告書の全部または一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

（交付金の額の確定）

第10条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町村に通知するものとする。

2 知事は、第1項の規定により交付金の額を確定したときは、第3条に掲げる措置ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

- 一 交付金事業の名称
- 二 交付金事業の実施場所

### 三 交付金事業の概要

#### 四 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第11条 市町村は、交付金事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに電源立地地域対策交付金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第9)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(交付決定の取り消し)

第12条 知事は、規則第16条第1項の規定によるほか、市町村が第8条、第9条、第10条及び次条の規定に違反した場合は、規則第5条第1項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産処分の制限)

第13条 規則第18条第1項に規定する知事の承認を受けようとするときは、電源立地地域対策交付金事業財産処分承認申請書(様式第10)を提出するものとする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、設備その他の財産(取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。)とする。

(交付金の支払い)

第14条 交付金は、規則第14条の規定により交付すべき交付金の額を確定したあとに支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払いをすることができる。

2 市町村は、前項の規定により交付金の支払いを受けようとするときは、電源立地地域対策交付金支払請求書(様式第11)を知事に提出しなければならない。

(交付金事業の経理)

第15条 市町村は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

第16条 市町村は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目別計上金額を明らかにするため、電源立地地域対策交付金調書(様式第12)を作成しておかなければならない。

(基金の運用・処分)

第17条 市町村は、交付金により造成した基金(以下「基金」という。)の運用・処分に係る第4条第1項による事業計画書に添付する基金事業計画の内容を変更(軽微なものを除く。)しようとする場合においては、速やかに基金運用・処分計画の変更承認申請書(様式第13)を提出して知事の承認を受けること。

2 市町村は、処分期間内に基金を充当して行う事業が完了しない場合又は基金を充当して行う事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに処分期間内における事業遅延等報告書(様式第14)を提出して知事の指示を受けること。

3 市町村は、一会計年度において造成した基金の処分については、別表2で定める期間内に行わなければならない。また、処分期間が5年を超える場合においては、少なくとも5年に1回、基金運用・処分計画の見直しを行わなければならない。

- 4 市町村は、基金を造成したときは、速やかに、基金の名称、基金の額、交付金相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標等をインターネットにより公表しなければならない。
- 5 市町村は、基金を廃止するまでの間、毎会計年度終了後速やかに、基金の額（残高及び交付金相当額）、基金の運用・処分実績（今後の見込みを含む。）、貸付残高（基金事業が貸付事業であるものに限る。）、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）及び保有割合の算定根拠、基金事業の目標に対する達成度等を記載した様式第15による基金運用・処分の実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 6 市町村は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると知事が認めた場合又は基金を廃止した場合は、知事の指示に従って、その相当額を福島県に納付しなければならない。
- 7 市町村は、基金の処分が完了した日、または、基金運用・処分計画の見直しを行った日の70日を経過した日までに、当該基金事業の成果を記載した様式第15の2による評価報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。
- 8 上記4から7までの規定は、既に交付金により造成した基金（交付規則附則第3項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。以下同じ。）についても適用する。
- 9 市町村は、既に交付金により造成した基金であって第5条第1項第1号ホ(1)～(4)に掲げるものは、社会的経済的事情の変動により、当該基金の計画内容を変更して他の施設又は事業に充当する必要がある場合には、知事の承認を受け、当該基金の計画内容を変更することができる。

なお、申請については、様式第16により行なうこととし、当該基金の計画内容の変更後に実施する事業は、交付規則第3条第1項各号のいずれかに該当するものに限る。

（東日本大震災による災害対応）

第18条 東日本大震災に関して災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村は、当該市町村の区域における復旧及び復興を目的とする生活環境の整備を図るための事業（交付規則第3条第1項各号のいずれかに該当するものに限る。以下「復旧・復興事業」という。）を行う場合において、既に交付金により造成した基金（交付規則附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）であって、災害による被害によりその処分計画の遂行が著しく困難なものがあるときは、次の各号に掲げる場合に依りて、それぞれに定める措置を講ずることができる。

なお、次の各号に定める申請については、様式第17により行うこととする。

- 一 当該市町村の庁舎等の損壊その他の事情により当該市町村の行政機能が損なわれている場合  
県知事の承認を受けて、当該基金の処分計画に復旧・復興事業を追加すること
- 二 一以外の場合  
県知事の承認を受けて、当該基金の処分計画に復旧・復興事業（当該市町村の庁舎等の建設又は維持補修を行うものを除く。）を追加すること

（附 則）

- 1 この要綱は、平成16年2月6日から施行し、平成15年10月1日から適用する。
- 2 福島県電源立地等初期対策交付金交付要綱、福島県市町村電源立地特別交付金交付要綱、福島県電源立地促進対策交付金交付要綱及び福島県水力発電施設周辺地域交付金交付要綱は、廃止する。ただし、これ

らの要綱に基づく交付の決定を受けた交付金については、従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成16年 4月30日から施行し、平成16年度の交付金から適用する。

この要綱は、平成16年 8月25日から施行し、平成16年度の交付金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年 1月 6日から施行し、平成17年度の交付金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成20年 3月31日から施行し、平成20年度の交付金から適用する。

この要綱は、平成20年 9月25日から施行し、平成20年度の交付金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成23年 4月13日から施行し、平成23年度の交付金から適用する。

平成23年度の交付金に係る申請の提出期間は、第 4 条第 1 項の規定に関わらず、平成23年 3 月15日から 7 月31日まで、又は10月1日から10月15日までとする。

(附 則)

この要綱は、平成25年 1月29日から施行し、平成25年 1月29日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行し、平成27年 4月 1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行し、平成28年度分の交付金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成29年 6月30日から施行し、平成28年度分の交付金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成30年 9月28日から施行し、平成30年度分の交付金から適用する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年12月21日から施行し、令和元年度分の交付金から適用する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 9月15日から施行し、令和 3 年度の交付金から適用する。

#### 別表（第 6 条関係）

経費配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
2 以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の 15%以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合	次の各号に掲げるもの 1 交付目的に変更をもたらすものではない事業の実施内容の細部の変更 2 交付金事業の交付対象経費の30%未満の変更 3 個別事業ごとの交付金の額の変更で、15%以内の減額又は請差による減額

別表2（第17条関係）

基金の種類	処分期間
1 事業運営基金	造成年度から10年以内
2 施設整備基金	造成年度から10年以内
3 維持補修基金	造成年度から10年以内
4 維持運営基金	造成年度から10年以内

## 福島県原子力立地給付金交付事業補助金交付要綱

最終改正 平成29年 3月30日

(趣 旨)

第1条 県は、原子力発電供用施設所在等市町村の住民の福祉向上及び産業活性化に資するため、知事が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）が行う原子力立地給付金交付事業に要する経費について予算の範囲内で、福島県原子力立地給付金交付事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付等に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語は、電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年4月1日付け文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「交付規則」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(交付の対象)

第3条 交付の対象となる経費は、補助事業者が原子力立地給付金交付事業を行う場合に、当該事業に要する経費の全部又は一部に対して交付するものとし、その額は県の予算の範囲内において知事が定める額とする。

2 交付規則第3条第1項第10号に規定する給付金交付助成措置により原子力立地給付金交付事業を行う場合、知事は、補助事業者を別に定める公募要領により応募した者の中から選定する。

(交付限度額)

第4条 知事が交付することができる1の市町村に係る交付限度額は、次の各号の合計額とする。

一 原子力立地給付金

別表の左欄に掲げる対象市町村の区分に応じそれぞれの同表の右欄に掲げる算式により算定して得た金額に12を乗じて得た金額

二 一般事務費

前号の金額の3.5%にあたる金額

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1によるものとし、その提出部数は2部（正本1部及び副本1部）、その提出期限は3月16日から4月30日まで又は10月1日から10月15日までとする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する収支予算書は、添付を要しないものとする。

3 規則第4条第2項第2号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別記様式第2による事業計画書とする。

4 補助事業者は、第1項の補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税および地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限

りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、規則第5条第1項に規定する補助金の交付の決定を行うに当たっては、前条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、前条第4項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 補助目的に変更をもたらすものではない、事業の実施内容の細部の変更
- 二 補助対象経費の30パーセント未満の減額変更

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県原子力立地給付金交付事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第3)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、規則第7条の規定による通知のあった日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による事業実績報告書の様式は別記様式第4によるものとし、その提出部数は2部(正本1部及び副本1部)その提出期限は、補助事業が完了した日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して20日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日(補助事業が完了せず、会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月25日)までに提出しなければならない。ただし、概算払いにより、交付決定の通知をした補助金の額の全額を支出した場合にあっては、実績報告書の提出期限は、4月30日までとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税額及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記様式第5)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還

を命じることができる。

(補助金の交付方法)

第13条 補助金は第11条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、必要と認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第6による支払請求書2部(正本1部及び副本1部)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分)

第14条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月5日通商産業省告示第360号)」に定める期間とし、同条第1項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、設備その他の財産(取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。)とする。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書(別記様式第7)2通(正本及び副本各1通)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を示す会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金調書)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするために別記様式第8による補助金調書を作成しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和56年10月26日から施行し、昭和56年8月25日から適用する。

2 昭和56年度予算に係る補助金の交付の申請時期については、昭和56年10月28日までとする。

附 則

1 この要綱は、昭和57年3月26日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和59年2月7日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和60年9月13日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成元年6月27日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

2 平成元年度分の補助金の交付申請は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成元年6月27日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成4年12月8日から施行し、改正後の平成4年度分の補助金から適用する。

2 改正後の平成4年度分の補助金について、別表備考中「毎年10月1日」とあるのは「平成4年12月1日」とする。

3 改正後の平成4年度分の補助金の交付申請は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成4年12月15日ま

でとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年11月10日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年2月6日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月30日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月5日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。  
2 平成24年度分の交付申請は、第5条第1項の規定にかかわらず、提出期限を知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年2月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月26日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

別 表

対 象 市 町 村	算 式
1 所在市町村 檜葉町・富岡町	$A \times 700円 + B \times 350円$
2 隣接市町村 いわき市・広野町・川内村・大熊町	$A \times 350円 + B \times 175円$

(備 考)

- 1 Aは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内における、毎年10月1日（以下「基準日」という。）の電灯需要家（小売電気事業者等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者又は同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）から電灯需要に充てるため電気の供給を受けている者であって、知事が認めるものをいう。以下同じ。）の数（ただし、契約使用期間を有する契約種別により電

気の供給を受けている交付対象者にあつては、基準日の属する月の前12月分において、各月分の検針日の前日に電気を使用した月を1の単位として表した数に12分の1を乗じて得た数とする。以下同じ。)とする。

2 Bは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内における、基準日の電力需要家（小売電気事業者等から電力需要に充てるため電気の供給を受けている者であつて、知事が認めるものをいう。以下同じ。）の契約電力をキロワットを単位として表した数（ただし、契約使用期間を有する契約種別により電気の供給を受けている交付対象者にあつては、契約電力をキロワットを単位として表した数に、基準日の属する月の前12月分において、各月分の検針日の前日に電気を使用した月を1の単位として表した数及び12分の1を乗じて得た数とする。以下同じ。）の合計数とする。

3 計算の都度円未満の端数が生じたときは、円未満は切り捨てるものとする。

## 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則

制 定	昭和五十三年	九月二十八日	通商産業省告示第四百三十四号
一部改正	昭和五十四年	四月二十五日	通商産業省告示第 百六十六号
一部改正	昭和五十五年	五月 八日	通商産業省告示第 百九十号
一部改正	昭和五十五年十二月	十五日	通商産業省告示第五百八十三号
一部改正	昭和五十六年	三月二十六日	通商産業省告示第 百四十号
一部改正	昭和五十六年	五月 六日	通商産業省告示第 百七十九号
一部改正	昭和五十七年	五月 八日	通商産業省告示第 百六十九号
一部改正	昭和五十八年	五月 十四日	通商産業省告示第 百七十二号
一部改正	昭和五十九年	五月 十四日	通商産業省告示第二百二十九号
一部改正	昭和 六十年	五月 十一日	通商産業省告示第 百八十六号
一部改正	昭和六十一年	四月二十六日	通商産業省告示第 百五十四号
一部改正	昭和六十二年	五月 十六日	通商産業省告示第 二百一号
一部改正	平成 六年	二月 七日	通商産業省告示第 六十号
一部改正	平成 九年	五月 八日	通商産業省告示第二百七十九号
一部改正	平成 十二年十二月	二十八日	通商産業省告示第九百五十九号
一部改正	平成 十四年	四月 二日	経済産業省告示第 百六十九号
一部改正	平成 十六年	一月 三十日	経済産業省告示第 十四号
一部改正	平成 十六年	八月 三十日	経済産業省告示第二百八十三号
一部改正	平成 十九年	三月三十一日	経済産業省告示第 百十二号
一部改正	令和 元年	五月 七日	経済産業省告示第 二号
一部改正	令和 元年	七月 一日	経済産業省告示第 四十六号
一部改正	令和 四年	三月三十一日	経済産業省告示第 七十九号
一部改正	令和 四年十一月	十一日	経済産業省告示第 百八十四号
一部改正	令和 五年	三月三十一日	経済産業省告示第 三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

（通則）

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）第五十条第二項に定める交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）によるほか、この規則に定めるところによる。

（交付金の目的）

第二条 この交付金は、石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第三条 この規則において、「石油」とは、原油、揮発油、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油及び液化石油ガス（炭素数三又は四の炭化水素を主成分とする石油ガスを液化したものをいう。以下同じ。）をいう。

2 この規則において「石油精製業者等」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第五条第一項に定める石油精製業者等及び石油の貯蔵の業務を専ら当該石油精製業者等の委託を受けて行う法人、同法第十条第一項に定める石油ガス輸入業者及び液化石油ガスの貯蔵の業務を専ら当該石油ガス輸入業者の委託を受けて行う法人並びに経済産業大臣及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構をいう。

3 この規則において「石油貯蔵施設」とは、石油精製業者等が新設、増設又は保有する石油の貯蔵施設をいう。

4 この規則において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

5 この規則において「対象区域」とは、令第五十条第二項に規定する対象区域をいう。

6 この規則において「公共用の施設」とは、別表上欄に掲げる交付金に応じて同表下欄に掲げる施設をいう。

7 この規則において「直接交付事業」とは、対象区域の全部又は一部をその区域とする都道府県が当該対象区域において行う公共用の施設の整備の事業をいい、「間接交付事業」とは、対象区域において市町村その他の者が行う公共用の施設の整備の事業に対し当該対象区域の全部又は一部をその区域とする都道府県が行う補助事業をいう。

(交付の対象)

第四条 経済産業大臣は、昭和五十三年四月一日以降に石油貯蔵施設の新設又は増設（昭和五十三年四月一日において現に工事が行われている石油貯蔵施設の新設又は増設を含むものとし、工業再配置促進法を廃止する法律（平成十八年法律第三十二号）による廃止前の工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第一項に定める移転促進地域にあっては、増設に限る。）に伴って行われる直接交付事業又は間接交付事業（以下「交付対象事業」という。）が適当と認められるときは、予算の範囲内において、当該石油貯蔵施設に係る対象区域の全部又は一部をその区域とする都道府県に対し、当該交付対象事業に要する経費の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付する。

2 経済産業大臣は、第九条の規定により交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の一年前の会計年度の末日において、一市町村に現に存する石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が十萬キロリットル以上の場合において行われる交付対象事業（石油貯蔵施設の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域において行われる公共用の施設の整備の事業に係るものに限る。）が適当と認められるときは、予算の範囲内において、当該石油貯蔵施設に係る対象区域（当該石油貯蔵施設の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域に限る。）の全部又は一部をその区域とする都道府県に対し、当該交付対象事業に要する経費の全部又は一部に相当する

金額を交付金として交付する。

(交付金の交付限度額)

第五条 交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 前条第一項に定める交付金 一件当たり四十億円を限度として石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に一キロリットル当たり八百円を乗じて得た金額
- 二 前条第二項に定める交付金 毎会計年度ごとに石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が十万キロリットル以上の市町村当たり石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に応じて、次の算式により算出して得た金額

石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量 (単位・キロリットル)	算 式
十万以上百万未満	$A = 0.495V + 11.55$
百万以上二百万未満	$A = 0.33V + 28.05$
二百万以上五百万未満	$A = 0.165V + 61.05$
五百万以上一千万未満	$A = 0.0385V + 124.3$
一千万以上	$A = 0.0044V + 158.4$
(備考) A = 交付金の交付限度額 (単位・百万円) V = 石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量 (単位・万キロリットル)	

(交付期間等)

第六条 第四条第一項に定める交付金は、石油貯蔵施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該石油貯蔵施設の設置の工事が終了する日が属する会計年度までの期間に行われる交付対象事業に要する経費について交付するものとする。ただし、経済産業大臣がやむを得ないと認める事由により交付対象事業が当該期間内に終了しないときは、二年を限り、当該期間を超えて交付することができる。

- 2 第四条第二項に定める交付金は、毎会計年度において行われる交付対象事業に要する経費について交付するものとする。

第七条 前条第一項の交付金は、できる限り、各会計年度に均等に交付するものとする。

第八条 都道府県は、原則として、第四条第一項の交付金にあっては、その四割を、同条第二項の交付金にあっては、その七割を石油貯蔵施設の設置地点が属する市町村が行う公共用の施設の整備の事業に係る間接交付事業に充てなければならない。

(交付金の交付の申請)

第九条 交付金の交付を申請しようとする都道府県は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月一日から十月三十一日までの間に、直接交付事業及び間接交付事業ごとに、様式第一による申請書に様式第二による説明書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 都道府県は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第十条 経済産業大臣は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により、都道府県に通知する。

2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は三箇月とする。

3 第一項の交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

一 事業費

イ 工事費

ロ 用地費及び補償費

ハ 調査設計費

ニ 附帯雑費

二 基金造成費

イ 施設整備基金

ロ 維持補修基金

4 経済産業大臣は、第一項による交付の決定を行うに当たっては、前条第二項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 経済産業大臣は、前条第二項のただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第十一条 経済産業大臣は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき、条件を付するものとする。

一 前条第三項の経費の配分の変更（二以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の二十パーセント以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合を除く。）をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

二 前条第一項の決定に係る交付対象事業（以下「交付金事業」という。）の実施に関し契約をする場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。

三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに経済産業大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

(申請の取下げ)

第十二条 交付金の交付の申請をした都道府県は、第十条第一項の規定による通知書を受領した場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、交付の決定の通知のあった日から十五日以内に、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第十三条 第十条第一項の決定を受けた都道府県（以下「交付対象都道府県」という。）は、経済産業大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第四による報告書を経済産業大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告及び評価報告)

第十四条 交付対象都道府県は、交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日が属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月二十日）までに、様式第五による実績報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 交付対象都道府県は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付対象都道府県は、第一項の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日付又は交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第五の二による評価報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

第十五条 経済産業大臣は、交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき交付金の額を確定して、交付対象都道府県に通知するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 一 交付金事業の名称
- 二 交付金事業の実施場所
- 三 交付金事業の概要
- 四 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第十六条 交付対象都道府県は、交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第六による報告書をすみやかに経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令がなされた日から二十日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利十・九五%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

る。

(交付決定の取消し)

第十七条 経済産業大臣は、次の各号の一に該当するときは、第十条第一項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 交付対象都道府県が第十一条の規定により付された条件に違反した場合
- 二 交付対象都道府県が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- 三 交付対象都道府県が第十三条、第十四条又は次条の規定に違反した場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、交付対象都道府県が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく経済産業大臣の処分違反した場合
- 五 交付金事業に係る石油貯蔵施設の設置の工事が中止又は廃止された場合

(財産処分の制限)

第十八条 交付金対象都道府県は、交付金事業により取得し又は効用を増加させた財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 交付対象都道府県は、交付金事業により取得し又は効用を増加させた不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第七による申請書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(交付金の支払)

第十九条 交付金は、第十五条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 交付対象都道府県は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第八による請求書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(交付金事業の経理)

第二十条 交付対象都道府県は、交付金事業の経理について、交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業の完了した日が属する会計年度の終了後五年間保存しておかななければならない。

(交付金調書)

第二十一条 交付対象都道府県は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第九による調書を作成しておかななければならない。

(市町村の合併があった場合の特例)

第二十二条 対象区域をその一部に含む市町村の合併が行われた場合には、経済産業大臣が都道府県に交付すべき交付金の限度額は、第五条の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われた日の属する年度の翌年度以降十年の各年度に限り、なお当該市町村の合併前の区域（以下「旧市町村」という。）をもって存続した場合に算定される額とする。ただし、市町村の合併後に当該区域内において石油貯蔵施設の新設又は増設の工事が開始された場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 当該市町村の合併前までに新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設に係る交付金 なお旧市町

村をもって存続した場合に算定される額

二 当該市町村の合併後に新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設に係る第四条第一項の交付金  
合併後の市町村（以下「新市町村」という。）をもって算定される額

三 当該市町村の合併後に新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設に係る第四条第二項の交付金  
新市町村における石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に応じて第五条第二号に掲げる算式により算出して  
得た金額から新市町村において市町村の合併前までに新設又は増設の工事が開始された石油貯蔵施設の  
貯蔵量の合計量に応じて同号に掲げる算式により算出して得た金額を控除した額

2 前項の場合（前項第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）における第三条及び第八条の規定の適用に  
ついては、第三条第五項中「令第五十条第二項に規定する対象区域」とあるのは、「石油貯蔵施設の設置  
がその区域内において行われており、又は行われることが確実であると認められる合併前の市町村の区域  
及びこれに隣接する合併前の市町村の区域（第四条第一項の交付金において、石油貯蔵施設の設置の円滑  
化に資するため特に必要があると認められるときは、これらの合併前の市町村の区域及び当該隣接する合  
併前の市町村の区域に隣接する合併前の市町村の区域）又はこれらの区域をその一部に含む合併後の市町  
村の区域」と、第八条中「市町村が行う」とあるのは、「当該市町村の合併前の区域において行われる」  
とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第二十三条 都道府県は、第九条第一項の規定に基づく交付の申請、第十一条第五号の規定に基づく報告、  
第十二条第一項の規定に基づく申請の取下げ、第十三条の規定に基づく状況の報告、第十四条第一項の規  
定に基づく実績の報告、同条第三項の規定に基づく評価の報告、第十六条第一項の規定に基づく消費税等  
仕入控除税額の確定に伴う報告、第十八条第二項の規定に基づく財産処分の承認の申請又は第十九条第二  
項の規定に基づく交付金の支払の請求を電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第二十六条の三第一  
項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第二十四条 経済産業大臣は、第十条第一項の規定に基づく通知、第十一条第一号、第三号若しくは第四号  
の規定に基づく承認、同条第五号の規定に基づく指示、第十五条第一項の規定に基づく通知、第十六条第  
二項の規定に基づく返還命令、同条第三項の規定に基づく徴収、第十七条の規定に基づく取消し又は第  
十八条第二項の規定に基づく承認を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十三年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和五十四年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和五十五年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五条第三号の規定は、昭和五十五年十二月二十一日以降に  
おけるタンカー備蓄に係る交付金の交付限度額の算出から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十六年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十七年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十八年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十九年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十一年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十二年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成五年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成九年度分の予算に係る交付金から適用する。

改正文 抄

平成十三年一月六日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、平成十六年二月二十九日から施行し、平成十六年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十六年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則の規定により交付した交付金に係る手続は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

第四条第一項及び第二項に定める交付金公共用の施設 一 第四条第一項及び第二項に定める交付金	(一) 道路 (二) 港湾 (三) 漁港 (四) 都市公園 (五) 水道 (六) スポーツ又はレクリエーションに関する施設 (七) 通信施設 (八) 環境衛生施設 (九) 教育文化施設 (十〇) 医療施設 (十一) 社会福祉施設 (十二) 国土保全施設 (十三) 消防に関する施設 (十四) 農林水産業に係る共同利用施設 (十五) 商工業その他の産業 (農林水産業を除く。)に係る共同利用施設
(備考) 一 国がその経費の一部を負担し又は補助する事業は除く。ただし、当該事業の経費に対する国の負担又は補助の割合が法令により定められているもの（一定割合「以内」の割合で負担又は補助することになっているものを含む。）以外のものについては、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められる場合に限り、交付対象とすることができる。 二 閣議決定に係る公共事業関係長期計画に係る公共用の施設にあっては、それぞれの施設の整備を所管する省庁の施設整備の方針と十分調整されたものであること。	

(趣 旨)

第1条 県は、石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、市町村等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で石油貯蔵施設立地対策等交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭和53年9月28日付通商産業省告示第434号。以下「交付規則」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付金は市町村及びその他の者（以下「市町村等」という。）が石油貯蔵施設の新設又は、増設等に伴って公共用の施設の整備の事業（以下「交付対象事業」という。）を行う場合に当該交付対象事業に要する経費の全部又は一部について、市町村等に対して交付するものとし、その額は、交付対象事業ごとに、国から交付される交付金の額の範囲内において知事が定める額とする。

(交付金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1による申請書3通（正本1通及び副本2通）に様式第2による説明書を添えて行うものとし、その提出期限は、5月1日から5月15日まで又は10月1日から10月15日までとする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する収支予算書は、添付を要しないものとする。

3 市町村等は、前項の交付金の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付金の交付の決定)

第5条 規則第5条第1項に規定する交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

(1) 事業費

- ア 工事費
- イ 用地費及び補償費
- ウ 調査設計費
- エ 付帯雑費

(2) 基金造成費

ア 施設整備基金

イ 維持補修基金

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、別表のとおりとする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、前条の決定に係る交付対象事業（以下「交付金事業」という。）の実施に関し契約をする場合において、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き競争入札によるべきこととする。

(変更等の承認申請)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときには、様式第3による交付金事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、規則第7条の規定による通知のあった日から10日以内に様式第4による申請取下げ届出書を知事に提出して行うものとする。

(交付金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、概算払いの方法により交付金の交付をすることができる。

(状況報告)

第10条 市町村等は、知事が特に必要と認めて要求したときは、交付金事業の実施状況に関し様式第5による状況報告書を、知事が要求する期日までに提出するものとする。

(事業完了の報告)

第11条 市町村等は、当該事業が完了したときは、すみやかに様式第6による事業報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告及び評価報告)

第12条 規則第13条に規定する実績報告は、様式第7による実績報告書3通（正本1通、副本2通）を交付金事業が完了した日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は当該交付金事業の完了の日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

2 市町村等は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 市町村等は、第1項の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日又は交付金事業の廃止の承認があった日から70日を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第7の2による評価報告書3通（正本1通及び副本2通）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてそ

の期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 知事は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による交付金事業の成果確認のための調査は別に定めるところにより行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行ったときは、様式第8による交付金事業成果確認書を作成しその結果を明らかにしておくものとする。

3 第1項の規定による調査の結果、交付金事業の成果が交付金の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき、交付すべき交付金の額について様式第9による交付金の額の確定調書により確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(1) 交付金事業の名称

(2) 交付金事業の実施場所

(3) 交付金事業の概要

(4) 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 交付対象市町村等は、交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による報告書3通（正本1通、副本2通）をすみやかに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、規則第16条第1項の規定によるほか次の各号の1に該当するときは、規則第5条第1項の決定の全部又は一部を取消することができる。

1 市町村等が第10条、第11条、第12条又は次条及び規則第18条の規定に違反した場合

2 交付金事業に係る石油貯蔵施設の設置の工事が中止又は廃止された場合

(財産処分の制限)

第16条 市町村等は、交付金事業により取得し又は効用を増加させた財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第18条第1項に規定する知事の承認を受けようとするときは、様式第11による申請書を提出するものとする。

3 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）とする。

(交付金の交付の請求)

第17条 交付金の交付決定の通知を受けた市町村等が第9条の規定により交付金の概算払いの交付を受けよ

うとするとき、又は交付金事業が完了し、第12条の規定により実績報告書を提出し、交付金の支払を受けようとするときは、様式第12により支払請求書を知事に提出するものとする。

(交付金事業の経理)

第18条 市町村等は、交付金事業の経理について、交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(交付金調書)

第19条 市町村等は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第13による交付金調書を作成しておくものとする。

(東日本大震災による災害対応)

第20条 東日本大震災に関して災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村は、当該市町村の区域における復旧及び復興を目的とする生活環境の整備を図るための事業（以下「復旧・復興事業」という）を実施する場合は、第1条の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合に依りて、それぞれに定める措置を講ずることができる。

- 一 当該市町村の庁舎等の損壊その他の事情により当該市町村の行政機能が損なわれている場合  
復旧・復興事業を実施するために必要となる経費について交付金の交付申請をすること
- 二 一以外の場合  
復旧・復興事業を実施するために必要となる経費（当該市町村の庁舎等の建設又は維持補修に係るものを除く）について交付金の交付申請をすること

附 則

- 1 この要綱は昭和53年10月11日から施行し、昭和53年度分の交付金から適用する。
- 2 昭和53年度分の交付金に係る第4条に規定する提出期間は、同上の規定にかかわらず昭和53年10月11日から10月25日までとする。

附 則

- 1 この要綱は昭和60年9月20日から施行し、昭和60年度分の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成6年4月1日から施行し、平成6年度分の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成19年7月2日から施行し、平成19年度分の交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成23年4月28日から施行し、平成23年度分の交付金から適用する。
- 2 平成23年度分の交付金に係る第4条に規定する提出期間は、同条の規定にかかわらず平成23年5月1日から7月31日までとする。

附 則

この要綱は令和4年6月20日から施行し、令和4年度分の交付金から適用する。

別表（第6条関係）

経費の配分の軽微な変更	内 容 の 軽 微 な 変 更
2以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の20%以内の範囲内で当該配分額の流用を行う変更	次の各号に掲げるもの以外で、交付金の額に変更を生じないもの 1 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの 2 構造及び工法の変更で工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で当初設計に基づく工事の程度を著しく変更するもの 3 機械及び備品の仕様の変更で重要な部分に関するもの 4 工事区分ごとの内容、数量、金額を大きく変更するもの